



御前崎市の学校危機管理マニュアル

御前崎市立白羽小学校

(令和7年4月)

目 次

1章 マニュアルの基本事項	
1 危機管理マニュアルの目的と位置づけ	1
2 危機管理の基本方針	2
3 危機管理マニュアルの運用方法	2～5
2章 体制整備と事前の備えについて	
1 学校の状況	6～7
2 教職員名簿	8
3 教職員の参集基準	9～10
4 教育活動の実施基準	11～12
5 教職員の配備体制	13～14
6 情報の収集方法	15
7 緊急時の連絡体制	16～17
8 緊急時持出品・文書等の整理・管理	18
9 備品・備蓄品	18
10 避難計画・防災訓練計画・学校安全教育計画・教職員研修	19～22
11 施設設備安全点検	23
12 避難所対応	26
3章 災害時の対応について	
(1) 火災対策	
1 火災予防対策	27
2 火災発生時の対応	28
(2) 地震対策	
1 地震対策の基礎知識	29
2 地震災害における教育活動の実施基準	30
3 地震発生時の対応	31～34
4 緊急地震速報の基礎知識	35
5 南海トラフ地震臨時情報が発表された場合の対応	36～40
(3) 津波対策	
1 津波対策の基礎知識	41～42
2 津波警報・注意報発表時における教育活動実施基準	43
3 津波避難における留意事項	44～45

(4) 風水害対策	
1 気象情報の基礎知識	46～48
2 気象警報、注意報発表時における教育活動実施基準	50～53
3 気象警報等が発表された場合（又は発表が予見される場合）	54～55
4 積乱雲の発生にともなう「竜巻」「雷」「局地的大雨」への対応	56
(5) 原子力災害対策	
1 原子力災害の基礎知識	57～60
2 浜岡地域原子力災害広域避難計画	61～62
3 原子力施設において異常な事態が発生した場合に備えた学校の対応	63～66
(6) 国民保護対策	
1 国民保護対策の基礎知識	67
2 ミサイル発射後に出されるJアラート警報時の対応	68～69
(7) その他	
1 大規模停電発生時における学校の対応	70
2 児童生徒の引き渡し及び待機	71
4章 傷病者発生時の対応について	
1 傷病発生時の基本の対応	72～74
2 頭頸部外傷の防止対策及び発生時の対応	75
3 熱中症の防止対策及び発生時の対応	77～80
4 食物アレルギー・アナフィラキシーの防止対策及び発生時の対応	81～85
5章 交通事故発生時の対応について	
1 交通事故発生時の対応	86～87
6章 犯罪被害発生時の対応について	
1 不審者侵入事案の対応	88～90
2 登下校時の不審者事案	90～92
3 学校への犯罪予告への対応	93～94
7章 学校再開について	
1 教育活動の再開に向けた流れ	95～97
2 心のケア	98～103

県教委が作成した防災関係マニュアル P104～P105

気象状況が心配される場合の投稿について P106

Jアラート発令時の対応について P107

地震発生・南海トラフ地震臨時情報が発表された場合の対応について P108

原子力災害時の対応 PAZ P111～P113

1 御前崎市公立園・学校の避難施設の状況

(注)・構造 S：鉄骨、RC：鉄筋コンクリート、SRC：鉄骨鉄筋コンクリート、※：未耐震化施設

・学校の建物面積の上段は体育館で外書である。

分類	広域避難所	名称	所在地	原発距離 (m)	収容可能人員 (人)	延床面積 (㎡)	構造	電話番号
小学校	○	御前崎小学校	御前崎3556	7,030	1,805	1,136 4,281	体育館-RC 教室-RC	<0548> 63-2007
	○	白羽小学校	白羽3521-3	4,630	1,870	1,223 4,389	体育館-RC 教室-RC	<0548> 63-2117
	○	第一小学校	池新田1520	3,800	3,063	1,052 8,139	体育館-S 教室-RC	<0537> 86-2052
	○	浜岡東小学校	佐倉1403-1	2,050	1,776	5,328	RC	<0537> 86-3462
	○	浜岡北小学校	下朝比奈753	5,270	1,387	4,163	RC	<0537> 86-3364
中学校	○	御前崎中学校	牧之原市新庄 800-1	4,500	2,638	1,675 6,241	体育館-S 教室-RC	<0548> 58-0223
	○	浜岡中学校	池新田3923-1	2,600	4,319	3,509 9,447	体育館-RC 教室-RC	<0537> 86-3355
幼稚園	○	白羽幼稚園	白羽3520-46	4,500	452	1,357	RC	<0548> 63-3246
	○	池新田幼稚園	池新田5814	2,050	629	1,888	S	<0537> 86-2049
	○	高松幼稚園	門屋2070-103	4,900	358	1,075	S※	<0537> 86-3427
こども園	○	御前崎こども園 幼児棟	御前崎78-27	7,000	353	1,061	RC	<0548> 63-2342
	○	さくらこども園	佐倉888-1	1,750	1,104	3,313	S	<0537> 86-4943
	○	北こども園	上朝比奈2692-12	5,080	353	1,059	S	<0537> 86-3234

↑

「建物面積÷3」で計算

御前崎市が公表する公共建築物の耐震性能リスト

NO	担当課	施設名	棟名	構造	階数	面積	ランク	建設年	旧：旧基準の建築物	備考
									新：新基準の建築物	
1	教育総務課	浜岡中学校	校舎	RC	4	9,447	I a	R3	新	
2			体育館	RC	2	2,366	I b	S59	新	
3			体育器具庫付更衣室	S	2	259	I a	H11	新	
4		第一小学校	校舎（南棟）	RC	3	3,080	I b	S54	旧	
5			体育館	RC	1	1,052	I b	S53	旧	
6			校舎 - （北棟）	RC	4	4,624	I b	H1	新	
7			郷土資料室	S	1	118	I b	H11	新	
8		浜岡東小	校舎（北棟）	RC	3	2,244	II	S50	旧	
9			校舎（南棟）	RC	2	990	I b	S50	旧	
10			体育館	RC	1	857	I b	S52	旧	H25耐震化実施
11			校舎（北棟）	RC	3	1,041	I b	S59	新	
12			校舎（多目的）	RC	3	404	I a	H2	新	H25耐震化実施
13			校舎（南棟）	RC	2	546	I a	H2	新	
14		浜岡北小学校	校舎（南棟）	RC	2	1,166	I b	S53	旧	
15			校舎（北棟）	RC	3	2,302	I b	S54	旧	
16			体育館	RC	1	879	I b	S54	旧	
17			校舎（多目的）	RC	3	533	I b	H3	新	
18		御前崎小学校	校舎（教室棟）	RC	3	2,590	I a	H17	新	
19			校舎（管理教室棟）	RC	3	1,602	I a	S56	旧	
20			体育館	RC	2	1,136	I a	H11	新	
21		白羽小学校	管理教室棟	RC	3	2,397	I a	S55	旧	
22			南教室棟	RC	2	1,685	I b	H15	新	
23			体育館	RC	2	1,223	I a	H13	新	
24		御前崎中学校	管理教室棟	RC	3	3,144	II	S47	旧	
25			教室棟	RC	3	2,454	II	S47	旧	
26			技術棟	RC	2	438	I b	H2	新	
27			体育館	S	2	1,855	I a	H19	新	
28			体育館（格技場）	RC	1	635	I b	S59	新	
29		御前崎市学校給食センター		S	2	2,386	I a	R3	新	
30		はまおか幼稚園	遊戯室	S	1	288	I a	H21	新	
31			園舎	S	1	1,875	I a	H10	新	
32		さくらこども園	園舎	S	1	3,284	I a	H16	新	
33			支援センター	S	1	180	I a	H16	新	
34		北こども園	園舎	S	1	1,074	I a	H20	新	

1章 マニュアルの基本事項

1 危機管理マニュアルの目的と位置づけ

Point	<ul style="list-style-type: none">□ 危機管理マニュアルが、学校保健安全法に基づき策定されていることを記載していること。□ 消防法、その他の法令に基づき学校の立地に応じて作成すべき避難計画にも該当する場合、その旨を記載していること。□ 学校安全計画、消防計画等、他に定めている学校安全関連の各種計画、マニュアル類と危機管理マニュアルの相互関係を記載していること。
-------	----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

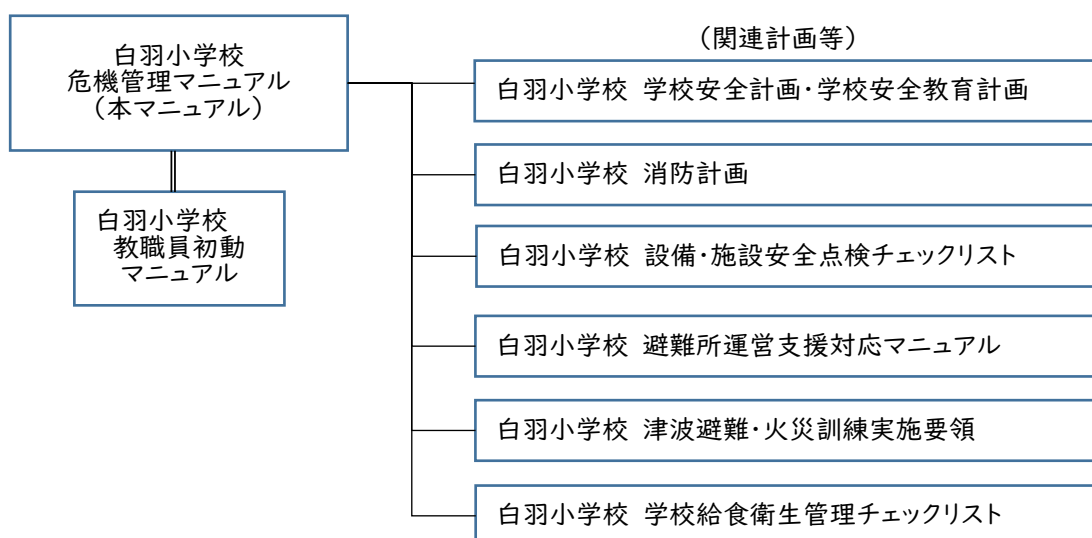
●本マニュアルの目的及び法的根拠

本マニュアルは、本校における事故、加害行為、災害等から児童生徒及び教職員の安全確保を図ることを目的として、学校保健安全法第29条第1項に定める「危険等発生時対処要領」として作成したものである。

●関連計画との関係

本マニュアルは、本校における学校安全のための各種対応の基本となる事項を定めるとともに、その他の学校安全に関する計画・マニュアル等と常に整合を図りつつ、本校の学校安全を推進するものである。

◎本校における関連計画・マニュアル等との関係



2 危機管理の基本方針

Point	<input type="checkbox"/> 危機管理マニュアルの想定を超えた事態が発生した場合でも、教職員が適切な判断を下せるよう危機管理の基本方針を記載していること。
-------	-----------------------------------------------------------------------------------------

◎危機管理の基本原則

<input type="checkbox"/> 児童生徒の生命、安全の確保を第一とする。
<input type="checkbox"/> 指揮・命令、報告・連絡の徹底を図り、学校全体としての組織的な対応を行う。
<input type="checkbox"/> 地域、保護者や関係機関と密接な連携を図り、一体となって対応する。
<input type="checkbox"/> 本マニュアルに定めのない事態が発生した場合等は、個々の状況・場面に応じて、この基本原則に則って最も適切と考えられる措置を取るものとする。

◎危機管理の基本方針

<input type="checkbox"/> 危機発生に備え、本マニュアルに従って危機管理の体制を整えるとともに、訓練・研修を通じて各自の役割分担や緊急時の対応要領を習熟する。
<input type="checkbox"/> 学校の施設設備、地域の実情等を十分に把握し、そこから想定される様々な危機を想定した危機管理体制を構築する。
<input type="checkbox"/> 教育委員会、警察・消防等の関係機関、保護者（PTA）、地域住民等との連携を図る。
<input type="checkbox"/> 危機の対応に当たっては、児童生徒や教職員の命を守ることを最優先とし、被害を最小限に抑える。
<input type="checkbox"/> 危機が収束した後は、再発防止と教育再開に向けた対策を講じるとともに、被害に遭った児童生徒や、その保護者等への継続的な支援を行う。

3 危機管理マニュアルの運用方法

Point	<input type="checkbox"/> 全ての教職員が危機管理マニュアルの内容を確実に理解し実効するため、研修等の具体的な周知方法を定めていること。
	<input type="checkbox"/> 危機管理マニュアルの内容を周知すべき児童生徒等、保護者、地域住民、関係機関等について、具体的な周知の対象者と周知方法を定めていること。
	<input type="checkbox"/> 危機管理マニュアルの保管場所・保管方法を、事故・災害等の発生時に生じる状態に配慮して、具体的に定めていること。
	<input type="checkbox"/> 危機管理マニュアルの見直し・改善について、その時期・手順等を具体的に定めていること。
	<input type="checkbox"/> 危機管理マニュアルの改訂履歴を管理し、記載していること。

◎教職員・関係者等への周知方法

校長は、以下の研修・訓練等を実施することにより、全ての教職員（非常勤職員等の本務職員以外を含む）に対し、本マニュアルに定める事項を周知徹底するとともに、学校安全への意識高揚を図らねばならない。

全ての教職員は、本マニュアルに定める事項を十分に理解し、事故等の未然防止及び発生した場合の自らの役割を習熟するとともに、これを確実に遂行し、学校安全の推進に努める。

周知方法	周知・確認内容
<input type="checkbox"/> 年度当初のマニュアルの読み合わせ研修	<input type="checkbox"/> 本マニュアルに定める事項全般 <input type="checkbox"/> 各教職員の役割
<input type="checkbox"/> 新任・異動職員に対する研修	<input type="checkbox"/> 学校所在地における自然災害リスク <input type="checkbox"/> 発生事象別の避難場所、避難経路
<input type="checkbox"/> 職員会議等における周知	<input type="checkbox"/> 季節（時期）ごとの注意点 <input type="checkbox"/> 他校での事故事例等の共有
<input type="checkbox"/> 異なる発生事象を想定して実施する実働訓練又は 図上訓練での周知	<input type="checkbox"/> 発生事象別の緊急対応手順 <input type="checkbox"/> 発生時の各教職員の役割

◎児童生徒・保護者への周知方法

校長は、児童生徒・保護者に対し、本マニュアルに定める事項を周知するものとする。

周知対象	周知方法	周知内容
児童生徒	<input type="checkbox"/> 新学年開始時のHR活動 <input type="checkbox"/> 各種防災訓練 <input type="checkbox"/> 防災教育の学習 <input type="checkbox"/> 日常のHR活動（特に季節に応じた内容）	<input type="checkbox"/> 想定される事故・災害等 <input type="checkbox"/> 事故・災害等の未然防止、事前の備えとして行うべき事項 <input type="checkbox"/> 事故・災害等の発生時に児童生徒が取るべき行動
保護者	<input type="checkbox"/> 新入生保護者説明会 <input type="checkbox"/> 入学式後の保護者説明会 <input type="checkbox"/> P T A総会	<input type="checkbox"/> 想定される事故・災害等 <input type="checkbox"/> 事故・災害等の未然防止、事前の備えとして保護者が行うべき行動 <input type="checkbox"/> 事故・災害等の発生時における学校の対応及び保護者が取るべき行動 （児童生徒の引渡し方法など） <input type="checkbox"/> 災害発生における教育活動の実施判断基準

◎危機管理マニュアルの保管場所及び教職員への配付方法

本マニュアルは、事故・災害等の発生時に備えて、以下のとおり保管・配付する。

① 印刷製本版

保管場所・配布対象	配付対象
<input type="checkbox"/> 校長室	1部
<input type="checkbox"/> 職員室（キーBOXの右側）	1部
<input type="checkbox"/> 事務室（事務長席の後方）	1部
<input type="checkbox"/> 非常用持出袋（キーBOX下の棚）	1部

② 電子データ版

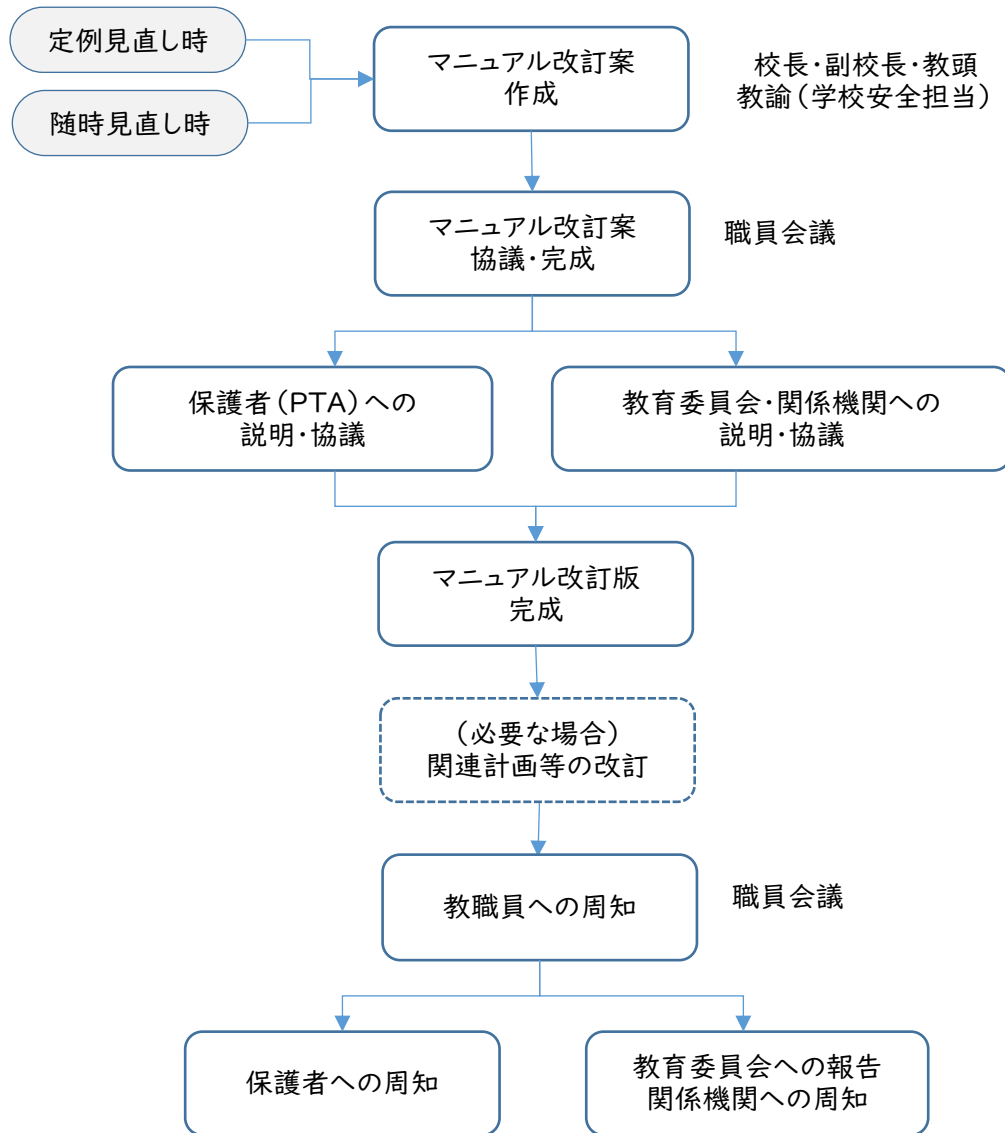
保管場所
<input type="checkbox"/> グーグルドライブ
<input type="checkbox"/> グーグルクラスルーム

◎危機管理マニュアルの見直しの時期及び内容

本マニュアルは以下のとおり見直しを行い、継続的にこれを改善することで、学校安全の継続的な向上を図る。

定例見直し	随時見直し
<input type="checkbox"/> 毎年度当初及び人事異動があったとき <input type="checkbox"/> 各種訓練・研修会等を実施した後 <input type="checkbox"/> 防災教育推進のための連絡会議において関係機関と協議したとき	<input type="checkbox"/> 御前崎市の地域防災計画等の改訂があったとき <input type="checkbox"/> 各種ハザードマップの改訂があったとき <input type="checkbox"/> 教育委員会からの通知に基づく改訂を入手したとき <input type="checkbox"/> 先進学校の情報、その他マニュアルの見直し・改善に役立つ情報を入手したとき <input type="checkbox"/> 他校等含め、事故等が発生したとき

◎危機管理マニュアルの見直しの手順 学校の「危機管理マニュアル」等の評価・見直しガイドライン（文部科学省）



2章 体制整備と事前の備えについて

1 学校の状況

Point	<input type="checkbox"/> 学校の立地環境や規模、在籍する児童生徒等の状況、地域の人的状況や関係機関の状況について整理していること。 <input type="checkbox"/> 危機事象のうち自然災害について、関係機関の公表するハザードマップを参考に、想定される被害状況を整理していること。
-------	--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

◎地域・学校・児童生徒の現状

区分	項目	内容								
学校所在地 の特徴	住所	白羽3521-3								
	海拔	36m								
	海岸からの距離	1.1km								
	近隣の河川	なし								
	周辺の地形	ゆるやかな傾斜のある尾根上台地								
学校の被害 想定	最大震度	震度6強								
	津波浸水	なし								
	液状化	発生の可能性無し								
	土砂災害（警戒区域等の指定）	なし								
	洪水浸水（想定区域等の指定）	なし								
	原子力発電所との位置関係	PAZ圏内 4.63km								
	火山避難対象エリア	富士山噴火時の避難対象エリア外								
	その他の被害									
児童生徒の 状況	児童生徒数（人）	区分	1年	2年	3年	4年	5年	6年	計	
		小学部	42	38	24	43	34	39	220	
		東端	薄原							
		西端	△△市							
		南端（沿岸）	□□市							
		北端	★★町							
	通学方法（人）	自転車	JR	鉄道	路線バス	スクールバス	送迎	その他		
		0	0	0	0	0	特定の 子はな し			
	支援を要する児童・生徒等	食物アレルギー症状あり 人 歩行障害あり 0人 等								

2 教職員名簿

◎教職員名簿

※参集基準：大規模災害発生時等における教職員参集先一覧表参照（毎年度当初に県教委から通知）

	A	B	C	D	E
参集先への距離	2 km 未満	6 km 未満	10km 未満		
参集可能時間の目安	徒歩により概ね30分程度で参集可	自転車により概ね30分程度で参集可	原付・自動二輪により概ね30分程度で参集可	左記以外で参集する学校まで概ね1時間程度で参集可	A～D以外

指揮命令順位	職名	氏名	応急対応要員	勤務時間外の対応	
				自校以外の参集先への基準	自校以外の参集先
1	校長	伊村 裕美子	○	A	御前崎小
2	教頭	田宮 一雄	○	B	浜岡東小
3	教務主任	平野 公一		A	堀之内小
4	教諭	山内 憲司		A	牧之原小
5	教諭	大澤 陽子	○	A	御前崎小
6	教諭	寺田 文弓	○	A	御前崎中
7	教諭	深田 剛矢	○	A	御一小
	教諭	阿形 竜馬	○	A	御一小
	教諭	松波 知花		A	小笠北小
	教諭	服部 未佳子		A	焼津豊田小
	教諭	大石 直紀		A	自彊小
	教諭	小川 瑞樹		A	浜岡中
	教諭	吉永 大悟		A	榛原中学校
	教諭	井指 七海		A	堀之内小
	教諭	杉山 愛菜		A	榛原中学校
	教諭	樽林 莉聖	○	A	浜岡東小
	教諭	岡村 志穂実		A	加茂小
	教諭	河原崎 裕子		B	浜岡北小
	教諭	中村 加奈		A	相良小
	教諭	平出 千秋	○	A	浜岡東小
	教諭	片渕 愛子	○	A	御前崎小

3 教職員の参集基準

Point	<input type="checkbox"/> 教職員の非常参集について、災害種別の段階的な基準、参集対象者等を具体的に定めていること。 <input type="checkbox"/> 参集途上における教職員の安全を確保するための留意点等について、具体的に定めていること。 <input type="checkbox"/> 管理職等が不在時の指揮命令系統について、具体的に定めていること。
-------	------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

◎勤務時間外における災害発生時の参集基準

夜間休日等の勤務時間外に災害等が発生した場合に、学校施設の被害状況や教育活動実施の可否等の判断のため、災害等のレベルに応じた緊急時の非常参集体制を下記のとおりとする。

状 況		応急対策要員	その他の職員	
地震	突発地震	学校が所在する地域で震度4以下の地震が発生したとき	安全に留意し、連絡が取れる状態を確保	安全に留意し、連絡が取れる状態を確保
		学校が所在する地域で震度5弱又は5強の地震が発生したとき	所属校へ参集	安全に留意し、連絡が取れる状態を確保
		学校が所在する地域で震度6弱以上の地震が発生したとき	所属校へ参集	所属校へ参集
	南海トラフ地震臨時情報	「調査中」が発表されたとき	安全に留意し、連絡が取れる状態を確保	安全に留意し、連絡が取れる状態を確保
		「巨大地震注意」が発表されたとき	校長等の指示により参集	
		「巨大地震警戒」が発表されたとき		
		「調査終了」が発表されたとき	安全に留意し、連絡が取れる状態を確保	
津波	津波注意報が発表されたとき	安全に留意し、連絡が取れる状態を確保	安全に留意し、連絡が取れる状態を確保	
	津波警報が発表されたとき	避難安全確保後に校長等の指示により参集	避難安全確保後に、連絡が取れる状態を確保	
	大津波警報が発表されたとき			
風水害	警戒レベル3相当 (大雨警報 洪水警報 氾濫警戒情報)	安全に留意し、連絡が取れる状態を確保	安全に留意し、連絡が取れる状態を確保	
	警戒レベル4以上 (校区内の地区に避難情報(例:避難指示)発令)	避難安全確保後に校長の指示により参集	避難安全確保後に、連絡が取れる状態を確保	

※ 各学校、児童生徒の実情及び周辺の状況を踏まえた検討が必要

※ 自らの身の安全の確保を優先すること

●安全確保等の優先

参集先は所属校を基本とするが、道路の閉鎖等により所属校へ参集できない場合は、年度当初に設定した県立学校へ参集する。

なお、参集連絡があった場合でも自らの安全を最優先し、無理な参集は避け、周囲及び参集先経路等の安全確認後に可能な限り参集すること。特に、津波浸水域にある学校は、津波警報又は津波注意報が解されるまでは参集しない。

◎非常参集時の持ち物

動きやすい服装、運動靴とする。季節に合わせて防寒具等も準備する。また、数日間勤務に当たることを想定した持ち物を準備しておく

- | | | | | | |
|----------------------------------|---------------------------------------|-----------------------------------|---------------------------------|----------------------------------|------------------------------|
| <input type="checkbox"/> 身分証明書 | <input type="checkbox"/> 携帯電話、スマートフォン | <input type="checkbox"/> 携帯充電器 | <input type="checkbox"/> 携帯ラジオ | <input type="checkbox"/> 携帯できる食料 | |
| <input type="checkbox"/> 飲料水 | <input type="checkbox"/> 現金（小銭） | <input type="checkbox"/> 笛（ホイッスル） | <input type="checkbox"/> 小型のライト | <input type="checkbox"/> マスク | <input type="checkbox"/> 着替え |
| <input type="checkbox"/> メモ・筆記用具 | <input type="checkbox"/> モバイルバッテリー | <input type="checkbox"/> ヘルメット | <input type="checkbox"/> メガホン | | |

●指揮命令系統

事故・災害等発生時の指揮命令系統及び指揮命令者の順位は、教職員名簿の「指揮命令順位」とし、上位者が不在の場合には代理を務めることとする。

なお、事故・災害等発生時に校長不在の場合には、代理者から事故・災害に関する情報を迅速に校長に伝達することとし、校長は自らの所在を明らかにする。

◎勤務時間外に参集した場合等の対応

- | |
|------------------------------------------------------|
| <input type="checkbox"/> 災害対策本部の開設 |
| <input type="checkbox"/> 地震や被害に関する情報収集 |
| <input type="checkbox"/> 必要に応じて被害状況を教育委員会に報告 |
| <input type="checkbox"/> 児童生徒・教職員の安否確認 |
| <input type="checkbox"/> 施設の安全点検 |
| <input type="checkbox"/> 学校周辺交通状況の確認 |
| <input type="checkbox"/> 電気、水道等のライフラインの確認 |
| <input type="checkbox"/> 授業等実施の判断 → 児童生徒・保護者・教職員への連絡 |
| <input type="checkbox"/> 避難者対応の支援（学校が避難所となった場合） |

4 教育活動の実施基準

◎地震発生時・南海トラフ地震臨時情報発令時の教育活動実施基準

※詳細は3章(2)地震対策を参照

状 況		基 準		
地震	学校が所在する地域で震度5弱以上の地震が発生したとき	<input type="checkbox"/> ただちに教育活動を中止		
	学校が所在する地域で震度4以下の地震が発生したとき	<input type="checkbox"/> 通常授業、ただし状況に応じて授業中止		
	南海トラフ地震 臨時情報	調査中	<input type="checkbox"/> 原則通常授業	
		巨大地震警戒	事前避難対象地域に位置する学校 ※下記URL参照	<input type="checkbox"/> ただちに教育活動中止 (1週間程度の休校)
			<u>上記以外の学校</u>	<input type="checkbox"/> <u>原則通常授業</u>
		巨大地震注意	<input type="checkbox"/> 原則通常授業	
調査終了	<input type="checkbox"/> 原則通常授業			

※各学校、児童生徒の実状及び周辺の状況を踏まえた検討が必要

※事前避難対象地域については、以下の静岡県HPから確認すること

(<https://www.pref.shizuoka.jp/bosaikinkyu/sonae/earthquake/nankaitorafu/1035947.html>)

◎津波警報・注意報発表時の教育活動実施基準

※詳細は3章(3)津波対策を参照

注意報・警報	教育活動実施基準
津波注意報	<在校時> <input type="checkbox"/> 通常授業 <input type="checkbox"/> 沿岸部の活動は中止
津波警報	<在校時> <input type="checkbox"/> 教育活動を中止
大津波警報	<学校管理下外> <input type="checkbox"/> 避難又は自宅待機 <input type="checkbox"/> 大津波又は津波警報が解除され、安全を確認した上で登下校

※各学校、児童生徒の実状及び周辺の状況を踏まえた検討が必要

状 況	対 応
午前6時30分の段階で、特別警報が発表された場合	自宅待機
午前9時30分までに特別警報が解除された場合	解除された時点で登校
午前9時30分の段階で特別警報が引き続き出ている場合	臨時休校

状 況	対 応
午前6時30分の段階で ・「暴風警報」「大雨警報」の2警報が同時に発令された場合 ・大雨等により安全な登校や登校後の生活に心配があると認められる場合	自宅待機
午前9時30分までに ・「暴風警報」「大雨警報」が2警報とも解除された場合 ・市・学校から登校の指示があった場合	解除された時点で登校
午前9時30分の段階で ・「暴風警報」「大雨警報」の2警報が引き続き出ている場合 ・安全な登校や登校後の生活に心配があると認められる場合	臨時休校

◎気象警報・注意報発表時の教育活動実施基準

- 1 御前崎市（遠州南）に大雨・暴風・高潮・波浪・暴風雪・大雪のいずれかの特別警報が発表された場合
- 2 御前崎市（遠州南）に台風等により「暴風警報」「大雨警報」が発令された場合

※土砂災害警戒情報が発令されている場合については、各校に避難所が開設されていたり、大雨等により児童生徒の安全が確保されないと判断されたりなど、他の状況と合わせて総合的に判断する。

◎原子力災害発生時の教育活動実施基準

※詳細は3章（5）原子力災害対策を参照

	警戒事態	施設敷地緊急事態	全面緊急事態
P A Z 内学校	ただちに教育活動中止	ただちに教育活動中止	ただちに教育活動中止
U P Z 内学校	ただちに教育活動中止	ただちに教育活動中止	ただちに教育活動中止
U P Z 外学校	通常授業	通常授業	通常授業

5 教職員の配備体制

Point	<input type="checkbox"/> 全教職員が役割を理解すること。 <input type="checkbox"/> 管理職不在時を想定しておくこと。 <input type="checkbox"/> 保護者や地域、関係機関との連携を図ること。
-------	-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

◎平常時の危機管理体制

担当等	責任者	担当者
委員長	校長 伊村 裕美子	
副委員長	教頭 田宮 一雄	
学校安全総括担当	教頭 田宮 一雄	
安全点検担当	教頭 田宮 一雄	
備品・備蓄管理担当	事務 中村 加奈	平出 千秋
情報・通信担当	教諭 杉山 愛菜	
渉外担当（市町・自治会等）	教頭 田宮 一雄	平野 公一
安全教育・訓練担当	教頭 田宮 一雄	
教職員研修担当	教頭 田宮 一雄	

◎事故・災害発生時の体制

班名	業務内容	実施時期（目安）				準備物
		事前	発生時	1日以内	3日以内	
災害対策本部	<input type="checkbox"/> 情報収集（気象・災害・交通情報等）		○	○	○	<input type="checkbox"/> 拡声器・メガホン
	<input type="checkbox"/> 校内放送等による指示や連絡		○			<input type="checkbox"/> ホイッスル
	<input type="checkbox"/> 非常時持出品、重要書類、鍵等の確認及び搬出	○	○			<input type="checkbox"/> ラジオ
	<input type="checkbox"/> 災害対策本部の立ち上げ		○			<input type="checkbox"/> 懐中電灯
	<input type="checkbox"/> 応急対応の決定		○	○	○	<input type="checkbox"/> 乾電池
	<input type="checkbox"/> 教育委員会・市町災害対策本部・PTAとの連絡調整	○	○			<input type="checkbox"/> 点呼表
	<input type="checkbox"/> 報道機関との対応				○	<input type="checkbox"/> 生徒名簿
	<住民対応>					<input type="checkbox"/> トランシーバー
	<input type="checkbox"/> 避難者受け入れ場所の確保		○			<input type="checkbox"/> マスターキー
	<input type="checkbox"/> 避難者の誘導		○			<input type="checkbox"/> バリケード
<input type="checkbox"/> 市町・自主防災組織と連携した避難所の運営支援			○	○	<input type="checkbox"/> ロープ	
					<input type="checkbox"/> テープ	
					<input type="checkbox"/> 校内配置図	

児童生徒班	<input type="checkbox"/> 負傷者等の把握と本部への報告 <input type="checkbox"/> 安全な避難経路を確認しての誘導 <input type="checkbox"/> 安否不明児童生徒等の把握と本部への報告 <input type="checkbox"/> 児童生徒等及び教職員の救出・救命		○			<input type="checkbox"/> クラス出席簿 <input type="checkbox"/> 引渡しカード <input type="checkbox"/> クラス配置図 <input type="checkbox"/> トランシーバー
保護者対応班	<input type="checkbox"/> 引渡し場所の指定 <input type="checkbox"/> 保護者の身元確認 <input type="checkbox"/> 保護者への引渡し <input type="checkbox"/> 引渡し後の状況把握 <input type="checkbox"/> 児童生徒等の安否情報の提供 <input type="checkbox"/> 保護者への連絡手段の確保		○	○	○	
施設管理班	搬入搬出	<input type="checkbox"/> 非常持出品の搬出 <input type="checkbox"/> 重要書類の搬出 <input type="checkbox"/> 鍵の搬出 <input type="checkbox"/> 応急復旧に必要な機材調達	○	○	○	<input type="checkbox"/> マスターキー <input type="checkbox"/> 消火器 <input type="checkbox"/> ヘルメット <input type="checkbox"/> ラジオ <input type="checkbox"/> 手袋 <input type="checkbox"/> 被害調査票 <input type="checkbox"/> ロープ <input type="checkbox"/> 標識 <input type="checkbox"/> バリケード <input type="checkbox"/> 校内配置図 <input type="checkbox"/> トランシーバー <input type="checkbox"/> カメラ
	安全点検	<input type="checkbox"/> 初期消火 <input type="checkbox"/> 被害の状況確認 <input type="checkbox"/> 近隣の危険箇所の巡視 <input type="checkbox"/> 二次被害の防止 <input type="checkbox"/> 救助活動の支援 <input type="checkbox"/> 校内施設設備の安全点検	○	○	○	
	応急復旧	<input type="checkbox"/> 危険箇所の立入禁止措置 <input type="checkbox"/> 危険箇所の表示 <input type="checkbox"/> 転倒備品の復旧 <input type="checkbox"/> プール水の利用 <input type="checkbox"/> ゴミの処理 <input type="checkbox"/> 危険箇所の処理 <input type="checkbox"/> 非開放区域の設定 <input type="checkbox"/> ライフラインの確認 <input type="checkbox"/> 仮設トイレの設置 <input type="checkbox"/> トイレの汚物処理と清掃		○	○	
救護班	<input type="checkbox"/> 負傷者や危険箇所等の確認及び通報 <input type="checkbox"/> 応急手当備品の確認 <input type="checkbox"/> 負傷者の保護・応急手当・搬送 <input type="checkbox"/> 関係医療機関との連携	○	○	○	○	<input type="checkbox"/> 医薬品 <input type="checkbox"/> 担架 <input type="checkbox"/> 簡易テント <input type="checkbox"/> 毛布 <input type="checkbox"/> トランシーバー <input type="checkbox"/> 健康チェックリスト
心のケア班	<input type="checkbox"/> ストレス反応が出ている児童生徒等への対応				○	

6 情報の収集方法

<p>災害関連情報 (NHK)</p> 	<p>台風情報 (気象庁)</p> 	<p>警報・注意報 (気象庁)</p> 	<p>土砂災害危険度分布 (気象庁)</p> 
<p>洪水危険度分布 (気象庁)</p> 	<p>浸水害危険度分布 (気象庁)</p> 	<p>雨量情報 (静岡県土木防災情報)</p> 	<p>キキクル (気象庁)</p> 
<p>静岡県GIS (静岡県)</p> 	<p>重ねるハザードマップ (国土地理院)</p> 	<p>運行状況 (JR東海)</p> 	<p>静岡県総合防災アプリ (静岡県)</p> 
<p>富士山ハザードマップ</p> 			

7 緊急時の連絡体制

Point	<input type="checkbox"/> 緊急連絡先として把握すべき関係機関を整理しておくこと。 <input type="checkbox"/> 休校等の連絡を確実に且つ速やかに行うため、停電や回線の混雑等も予想し、予め複数の連絡手段を確保すること。 <input type="checkbox"/> 児童生徒や保護者に対し、学校からの連絡方法について周知しておくこと。
-------	------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

◎関係機関連絡先

関係機関（例）		電話	F A X	備考（メールアドレス等）
県教育委員会	教育施設課	054-221-3128 054-221-3126	054-221-3362	kyoui_shisetu@pref.shizuoka.lg.jp
	高校教育課	054-221-3114 054-221-3110	054-251-8685	kyoui_koukou@pref.shizuoka.lg.jp
	特別支援教育課	054-221-2090 054-221-2942	054-221-3558	kyoui_tokushi@pref.shizuoka.lg.jp
	健康体育課	054-221-2740 054-221-3677	054-273-6456	kyoui_kenkou@pref.shizuoka.lg.jp ○災害時の被害報告先 県立高校・中学校 kyoui_koukou_saigai@pref.shizuoka.lg.jp 県立特別支援学校 kyoui_shien_saigai@pref.shizuoka.lg.jp
近隣校	池新田高等学校	0537-86-2460	0537-86-7802	
	掛川特別支援学校 御前崎分校	0537-85-7400	0537-85-3435	
御前崎市	危機管理課	0537-85-1119	0537-85-1143	kikikanri@city.omaezaki.shizuoka.jp
警察・消防	菊川警察署	0537-36-0110		
	御前崎交番	0548-63-2064		
	御前崎市消防署	0537-85-2119	0537-85-3132	
医療機関	市立御前崎総合病院	0537-86-8511		
	座光寺医院	0548-63-3206		

業者	機械警備			
	電気（株）			

◎保護者への緊急連絡・通信手段

保護者への緊急連絡は以下の方法で行うこととする。なお、緊急時の連絡手段について、年度当初に保護者に伝達する。

通信手段	説明・留意事項
一斉メール配信キューベル	全保護者、一部の保護者に連絡したいときに使用。
Google クラスルーム	各クラスのクラスルームを使って連絡を行う。
SNS	御前崎市公式LINEを使用
災害用伝言ダイヤル（171） 災害用伝言（web171）	

◎教職員の緊急連絡・通信手段

教職員の緊急連絡は、一斉メール配信又は電話連絡網を用いる。ただし、災害状況によりこちらの手段が利用できない場合は、災害用伝言ダイヤル（171）、災害用伝言板（Web171）を活用する。

通信手段	説明・留意事項
緊急電話連絡網	年度初めに配布した職員連絡一覧表を使用
一斉メール配信キューベル	学級「1年3組」が職員全員への連絡用となっている。

8 緊急時持出品・文書等の整理・管理

Point	<input type="checkbox"/> 緊急時持出品の内容、保管場所、持出担当者について具体的に定めること。 <input type="checkbox"/> 災害等による重要書類の滅失等を防止するため、想定される災害状況に応じた適切な保管場所を検討し定めること。
-------	----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

- ・避難する際の緊急時持出品は以下のとおりとする。すぐに持ち出せるよう持ち出し品袋にまとめ、**職員室キーBOXの下の棚**に備える（個人情報を含むため、管理を厳重にすること）。
- ・保健室に、医薬品・救急用品セットを備える。避難の際には、養護教諭が持ち出すこととする。
- ・**自然災害等（津波・浸水・土砂災害）のリスクを抱える学校は、保管場所について留意すること**

◎職員室緊急時持出品

区分	内容
避難に用いる物品	<input type="checkbox"/> 危機管理マニュアル <input type="checkbox"/> 懐中電灯、ヘッドランプ <input type="checkbox"/> ヘルメット <input type="checkbox"/> 携帯型ラジオ <input type="checkbox"/> ハンドマイク、ホイッスル

	<input type="checkbox"/> 電池 等
応急手当に用いる物品	<input type="checkbox"/> 救急用品セット（ハサミ、ピンセット、消毒液、滅菌綿棒、絆創膏、滅菌ガーゼ、サージカルテープ、三角巾 等）
名簿・各種連絡先	<input type="checkbox"/> 児童緊急連絡用名簿 <input type="checkbox"/> 引渡しカード <input type="checkbox"/> 関係機関の緊急連絡先一覧 等
各種図面	<input type="checkbox"/> 各種防災設備の配置図 <input type="checkbox"/> 校内地図、図面（電気配線図など） 等
各種様式	<input type="checkbox"/> 行方不明者記入様式（児童生徒・教職員） <input type="checkbox"/> 事件・事故・災害等発生時の記録用紙 等
重要書類	<input type="checkbox"/> 指導要録、公印、通帳 等

●緊急時持出品の担当者順位

順位①	順位②	順位③
教頭：内堀 卓哉	教務主任：殿岡 陽子	事務：中村 加奈

◎各学級緊急時持出品

- ・各学級には、以下の物品を入れた「緊急時持出袋」を配置する。
- ・毎年度初めに各学級担任は内容物を確認の上、必要に応じて更新する。

区 分	内 容
学級用緊急時持出袋	<input type="checkbox"/> 危機管理マニュアル <input type="checkbox"/> クラス名簿 <input type="checkbox"/> 懐中電灯、ヘッドランプ、ヘルメット <input type="checkbox"/> ハンドマイク、ホイッスル <input type="checkbox"/> 電池 <input type="checkbox"/> 携帯型ラジオ

9 備品・備蓄品

Point	<input type="checkbox"/> 事故・災害等に備えた備蓄品・備品について、内容・保管場所等を整理・管理すること。 <input type="checkbox"/> 備蓄品・備品の定期的な確認・更新について定めること。
-------	--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

- ・自然災害等（津波・浸水・土砂災害）のリスクを抱える学校は、保管場所について留意すること

◎備品・備蓄一覧

品 目	員数	保管場所	消費期限等
非常食			
飲料水			
災害用トイレ			
防寒シート			

【参考】必要な物資（例）

区分	品名等		
頭部を保護するもの	<input type="checkbox"/> 防災頭巾	<input type="checkbox"/> ヘルメット	
停電時に役立つもの	<input type="checkbox"/> ハンドマイク <input type="checkbox"/> 電池式ランタン <input type="checkbox"/> 発電機	<input type="checkbox"/> ホイッスル <input type="checkbox"/> ヘッドライト <input type="checkbox"/> 投光器	<input type="checkbox"/> 懐中電灯・ヘッドランプ <input type="checkbox"/> 携帯充電器・モバイルバッテリー <input type="checkbox"/> ガソリン・灯油
救助に役立つもの	<input type="checkbox"/> バール	<input type="checkbox"/> ジャッキ	
情報収集に役立つもの	<input type="checkbox"/> スマートフォン <input type="checkbox"/> 衛星携帯電話	<input type="checkbox"/> ラジオ <input type="checkbox"/> トランシーバー	<input type="checkbox"/> 乾電池 <input type="checkbox"/> カメラ
生活に役立つもの	<input type="checkbox"/> 飲料水 <input type="checkbox"/> 毛布・寝袋 <input type="checkbox"/> ビニールシート <input type="checkbox"/> 使い捨てカイロ <input type="checkbox"/> 衛生用品 <input type="checkbox"/> 古新聞 <input type="checkbox"/> ビニール袋	<input type="checkbox"/> 食料 <input type="checkbox"/> テント <input type="checkbox"/> バケツ <input type="checkbox"/> 電子ライター <input type="checkbox"/> 紙コップ <input type="checkbox"/> 水 <input type="checkbox"/> ラップ	<input type="checkbox"/> 卓上コンロ <input type="checkbox"/> 簡易トイレ <input type="checkbox"/> 暖房器具 <input type="checkbox"/> タオル <input type="checkbox"/> 紙皿 <input type="checkbox"/> 段ボール
救護に役立つもの	<input type="checkbox"/> AED <input type="checkbox"/> 懐中電灯 <input type="checkbox"/> マスク	<input type="checkbox"/> 医薬品類 <input type="checkbox"/> ガーゼ・包帯 <input type="checkbox"/> アルコール	<input type="checkbox"/> 携帯救急セット <input type="checkbox"/> 副木 <input type="checkbox"/> 担架

10 避難計画・防災訓練計画・学校安全教育計画・教職員研修

Point	<p><input type="checkbox"/> 静岡県第4次地震被害想定において、30cm以上の津波浸水が想定される学校は、南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法により、津波避難に関する訓練及び防災教育を実施することが義務付けられている。</p> <p><input type="checkbox"/> 土砂災害警戒区域、土砂災害特別警戒区域及び洪水浸水想定区域内において、市町から要配慮者利用施設の指定を受けている学校は、水防法又は土砂災害防止法により、土砂災害、洪水災害時の活動方針を定めるとともに、避難訓練及び防災教育の実施や訓練結果の報告を市町に行うことが義務付けられている。</p> <p><input type="checkbox"/> 火山災害警戒地域内において、市町から避難促進施設の指定を受けている学校は、避難確保計画の作成が義務付けられている。</p>
-------	-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

◎本校における訓練・学校安全教育計画

実施日	内 容
4 月	地震発生を想定した避難訓練を実施
6 月	火災発生を想定した避難訓練を実施
12 月	静岡県総合防災訓練や地域防災訓練への児童生徒の参加
実施なし	土砂災害（浸水）発生を想定した避難訓練を実施
4 月	交通安全協会の指導員を招いた交通安全教室を実施
6 月	心肺蘇生法（AED）の講習会を実施

◎防災教育計画

実施日	内 容
2 月	〇年生を対象に、静岡県ふじのくにジュニア防災士養成講座を実施
実施なし	〇年生を対象に、静岡県地域局職員による HUG 演習を実施
実施なし	土砂災害や水害について、静岡県土木事務所からの講座を実施

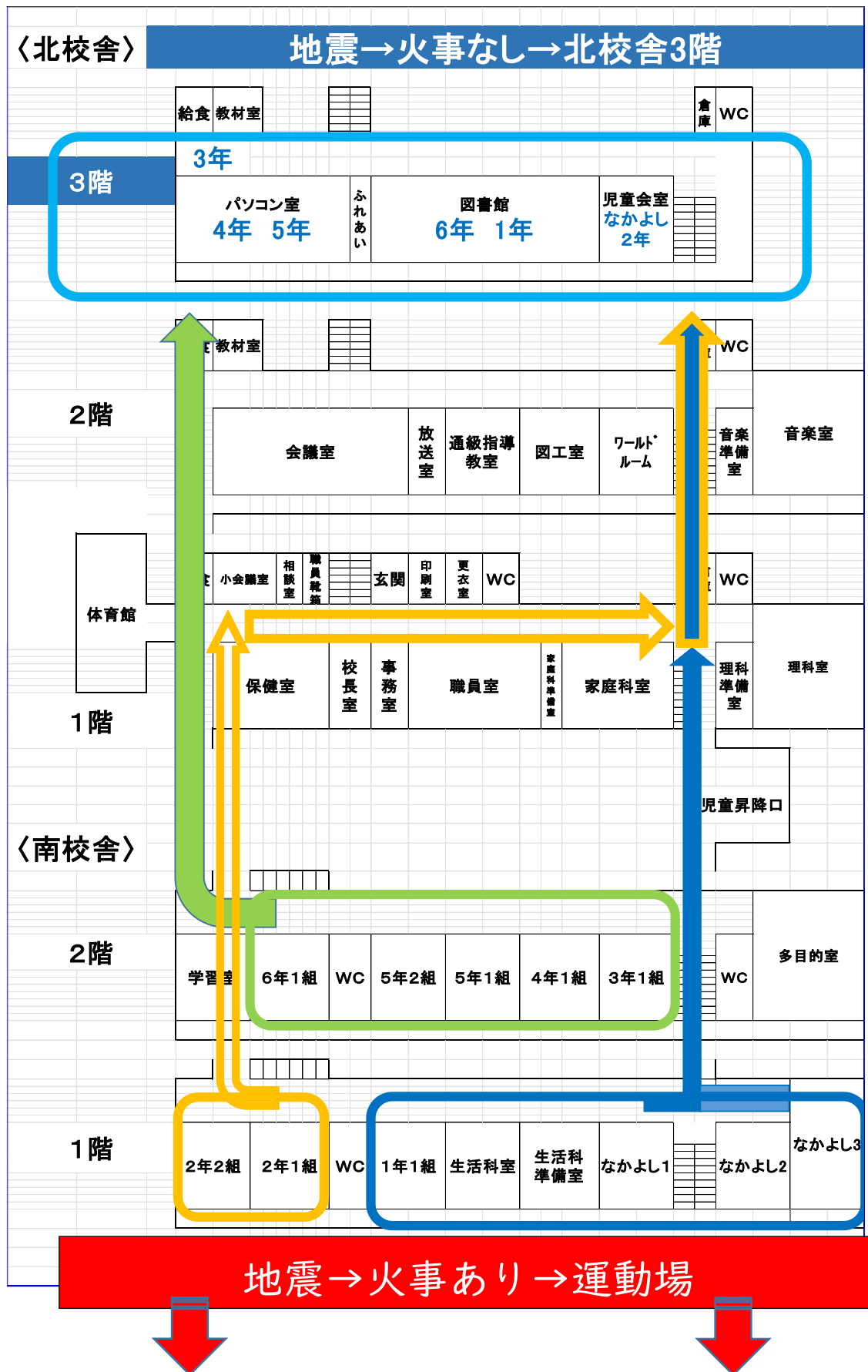
●教職員研修

学校安全を推進し、児童生徒等や教職員の安全を確保する上では、教職員が必要な知識や技能を身につけることが不可欠です。そのため、研修・訓練等を計画的に実施する必要があります。

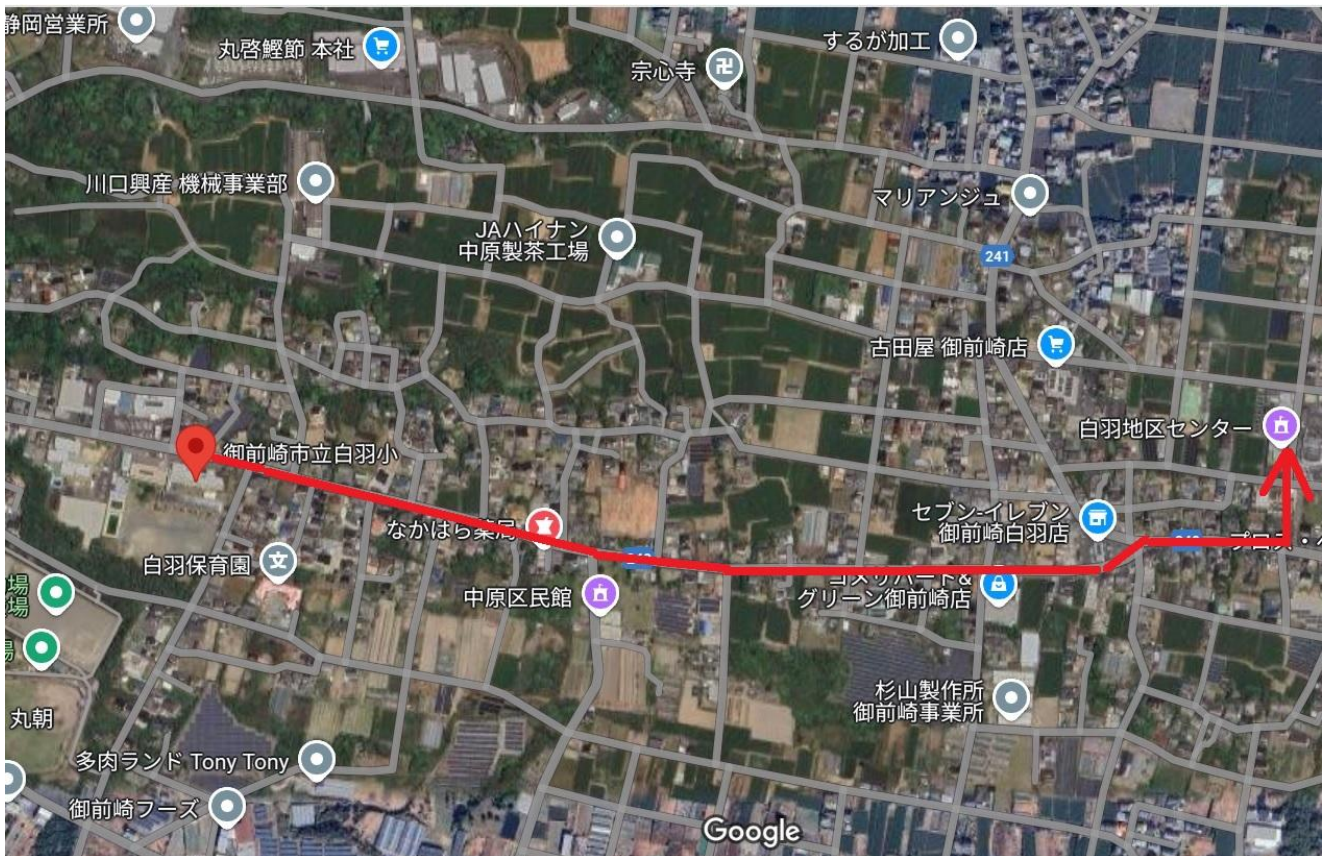
◎教職員研修計画

実施日	内 容
4 月	危機管理マニュアル読み合わせ（災害リスクの把握、災害時の避難経路の確認等）
4 月	避難訓練の実施
6 月	AEDの使用法訓練
8 月	エピペンの使用法訓練
8 月	不審者対応訓練
12 月	地域防災訓練への参加

◎避難経路図（各種災害を想定した学校構内の避難経路図を掲載）



◎学校周辺地図（学校外の避難先や避難方法・経路を記載）



◎避難誘導方法（避難場所までの順路、避難方法を記載）（例）

- ・津波災害発生時は、学校の前の県道240号線を東へ向かい、白羽地区センター（文化センター）へ避難。
- ・避難する際は、徒歩にて避難する。
- ・津波で水が来た場合は、西や南へ下がることはしない。

11 施設設備安全点検

Point	<input type="checkbox"/> 学校保健安全法に基づき、定期・臨時・日常の3種類の計画的な安全点検について定めている。 <input type="checkbox"/> 危険箇所の抽出方法として、関係者との合同点検や事故事例、ヒヤリ・ハット報告を活用することを定めている。 <input type="checkbox"/> 学校内外の危険箇所を洗い出すための点検方法について具体的に定めている。 <input type="checkbox"/> 安全点検等の結果に基づき抽出された危険箇所の分析・管理の方法について具体的に定めている。
-------	-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

●危険箇所の把握

安全点検等の対象施設・設備等、実施時期、様式、担当は以下のとおりとする。なお、異常を発見した場合は様式への記入に加え、写真や簡単な図等を追加しておく。

◎施設設備安全点検実施体制

点検	点検時期・対象	責任者	使用する様式
定期点検	校内施設・設備 校内の避難経路・避難場所 ※ 毎月点検対象：△△ ※ 每学期点検対象：非構造部材の劣化状況、□□ ※ <u>荷物棚等が固定され、落下の恐れがないか要確認</u>	教頭	・ 教室等の安全点検表 ・ プールの安全点検表 ・ 運動場・校地の安全点検表 ・ 遊具等の安全点検表 ・ 避難経路・避難場所の安全点検表 ・ 体育用具の点検表 ・ ○○○の安全点検表 → 安全点検集計表で集計
	家具の耐震性の点検 ※ 年 1 回実施	教頭 教室責任者	・ ・
	校地周辺・通学路 校外の避難経路・避難場所 ※ 全て每学期実施対象	教頭 安全担当	・ ・ ・
臨時点検	学校行事前後（校内施設・設備）	教頭 教務主任	・ ・
	災害時（校内施設・設備）	教頭	・ ・
日常点検	通常の授業日（授業で使用する施設・設備）	全教職員	・ ・

【参考】学校保健安全法施行規則で定める3種類の安全点検

種類	具体例	対象	法的根拠
定期点検	□ 每学期 1 回以上 □ 計画的に、また教職員全員が組織的に実施	□ 児童生徒等が使用する施設・設備及び防火、防災、防犯に関する設備等	学校保健安全法施行規則第28条第1項 每学期 1 回以上、児童生徒等が通常使用する施設及び設備の異常の有無について系統的に行わなければならない。
	□ 毎月 1 回 計画的に、また教職員全員が組織的に実施	□ 児童生徒等が多く使用する校地、運動場、教室、特別教室、廊下、昇降口、階段、便所、手洗い場、給食室、ベランダ、屋上等	

臨時点検	<input type="checkbox"/> 運動会や体育祭、文化祭等の学校行事の前後 <input type="checkbox"/> 暴風雨、地震、近隣で火災等の災害時 <input type="checkbox"/> 近隣で危害のおそれのある犯罪（侵入や放火など）等の発生時	<input type="checkbox"/> 必要に応じて設定	<u>同第28条第2項</u> 必要があるときは、臨時に安全点検を行う。
日常点検	<input type="checkbox"/> 毎授業日	<input type="checkbox"/> 児童生徒等が最も多く活動を行うと思われる箇所	<u>同第29条</u> 設備等について日常的な点検を行い、環境の安全の確保を図らなければならない。

【参考】避難経路・避難場所の点検

点検の観点
<input type="checkbox"/> 分かりやすい案内や表示があるか <input type="checkbox"/> 避難経路に障害物がないか <input type="checkbox"/> 災害の種類、状況に対応した複数の避難経路と避難場所が確保されているか <input type="checkbox"/> 児童生徒等の発達段階や地域の自然的環境・社会的環境を踏まえているか <input type="checkbox"/> 近隣住民や帰宅困難者の避難を想定しているか <input type="checkbox"/> 実地見分を行っているか <input type="checkbox"/> 学校等の定めた避難経路、避難場所を児童生徒等や保護者に周知しているか

※学校防災マニュアル（地震・津波災害）作成の手引き（文部科学省）

【参考】非構造部材の点検

	教職員の点検項目
天井	<input type="checkbox"/> 天井材（仕上げボード）に破損等の異常は見当たらないか
照明器具	<input type="checkbox"/> 照明器具に変形、腐食等の異常は見当たらないか
窓ガラス	<input type="checkbox"/> 窓ガラスにひび割れ等の異常はないか
	<input type="checkbox"/> 開閉可能な窓の鍵はかかっているか
外壁（外装材）	<input type="checkbox"/> 外壁にひび割れ等の異常は見当たらないか
収納棚等	<input type="checkbox"/> 書庫等は取付金物で壁や床に固定しているか

※学校防災マニュアル（地震・津波災害）作成の手引き（文部科学省）

●ヒヤリ・ハット、気付き報告（教職員、児童生徒、保護者、地域等）

学校生活を送る中で、あるいは教育環境や教育活動全般において、以下のような事態が発生した場合には、事故報告書や「ヒヤリ・ハット、気付き報告様式」を用いて報告し、必要に応じて修理等対策を講じる。なお、報告者は教職員だけでなく、児童生徒、保護者、地域住民、関係者等を含むものとし、情報を受け取った教職員は代理で様式に記録する。

- 事故や怪我には至っていないが「ヒヤリ」とした体験をした。
- 潜在的なリスクに気づいた。

●危険箇所の分析・管理

把握した危険箇所について、校内にて対応可能なものは速やかに改善措置を取り、その旨記録する。校内のみでの対応が困難なものについては、以下の方針で分析・対策・管理する。

- 危険箇所をそのままにした場合に起こりうる事故・被害を具体的に想定する。
- 想定結果が重大なものから優先的に対応を取る。

●事故報告書の提出

事件事故が発生した場合は、児童生徒事故報告書を県教育委員会に報告する。また「学校事故対応に関する指針（文部科学省）」を参考に適切に事故対応すること。（N E S「教育委員会要綱・要領」DB参照）

様式第9号(第7条の2関係)(用紙 日本産業規格 A4 縦型)

児童生徒事故報告書

〇〇〇第〇〇〇号
令和 年 月 日

静岡県教育委員会 様

静岡県立 学校長

生徒に事故があつたので次のとおり報告します。

1 事 故 名	
2 児童生徒学年氏名	
3 日 時	
4 場 所	
5 原 因	
6 学校のとった処置	
7 そ の 他	

(注) 単位制による課程については、「学年」を「入学年度」と読み替える。

12 避難所対応

Point	<input type="checkbox"/> 年1回以上、市町防災担当、自主防災組織等と避難所運営における役割分担等について話し合うこと。 <input type="checkbox"/> 避難所利用者による避難所運営を支援しつつ、教育活動の早期正常化（学校再開）を図ること。
-------	-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

避難所運営に関する避難所利用者、自主防災組織等との基本的な役割分担は以下のとおりとする（詳細は市町や施設により異なる）。

組織等	役割
避難所運営組織 (避難所利用者による)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 避難所の運営主体 ・ 地域のマニュアル等に基づく避難所立ち上げ後は、自主防災組織等から速やかに運営を引き継ぎ、利用者全員をメンバーとする「避難所運営組織」を立ち上げる。
自主防災組織 (地元自治会)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 避難所立ち上げを主導する（適宜、「避難所運営組織」に体制を移行する）。 ・ 避難所や地域住民への情報伝達 ・ 在宅避難者の把握及び支援 ・ 地域全体の防火・防犯活動
避難所施設管理者 (学校等)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 市町職員と連携し、施設・設備の被害状況や安全性の確認 ・ 施設管理 ・ 避難所の運営支援（主に施設、備品）
市町職員	<ul style="list-style-type: none"> ・ 施設管理者と協力した避難所の開設・解消（閉鎖） ・ 市町本部との連絡調整 ・ 避難所の運営支援

※「避難所運営マニュアル」（静岡県危機管理部）

◎避難所の施設管理者として確認すべきこと

<input type="checkbox"/> 自主防災組織、施設管理者（学校等）と市町防災部局との連絡先（勤務時間外を含む） <input type="checkbox"/> 施設管理者として、避難者に提供できる施設やスペース、使用可能な機材 <input type="checkbox"/> 避難所用備蓄品・機材等の保管場所（市町等が準備した備蓄品等の保管スペースの提供） <input type="checkbox"/> 避難所施設の鍵の保持者氏名と連絡先

3章 災害対策について

(1) 火災対策

Point

- 火災の予防対策について、必要な事項を定めていること。
- 火災が発生した場合の対応について、簡潔・具体的に定めていること。

1 火災予防対策

火災の予防に関しては、消防法第8条第1項に基づき多くの学校で「消防計画」が定められている。学校で火災予防のため消防計画に定めておくべき事項としては、以下のような事項が挙げられる。

- ・ 予防管理組織（防火管理者や火元責任者）
- ・ 建物等の自主検査
- ・ 教職員等の遵守すべき事項（火気管理、放火防止、避難管理）
- ・ 消防用設備等の法定点検の実施
- ・ 火災等の災害に対する自衛消防活動
- ・ 教育訓練
- ・ 消防機関への報告・連絡

危機管理マニュアルとは別に消防計画を策定してこれを規定している場合には、危機管理マニュアル上は消防計画を参照する形とする（重複記載の必要はない）。

消防計画の内容を危機管理マニュアルに盛り込んで一体化させる場合には、火災予防のために実施すべき事項について、以下のとおり具体的な内容を記載する。

- ・（別途、消防計画を定めている場合）火災予防対策について、消防計画を参照
- ・（別途、消防計画を定めていない場合）火災予防のために必要な事項
- ・ 防火管理者の役割分担
- ・ 建物、消防用設備等の検査
- ・ 教職員の役割（火気管理、放火防止、避難管理）
- ・ 火災発生時の自衛消防活動の体制（通信連絡担当、消火担当、避難誘導担当）
- ・ 防火及び火災発生時に備えた教育訓練
- ・ 消防機関との連携

消防計画を別途作成している場合は、本マニュアルと共に保管すること

2 火災発生時の対応

火災発生時には、基本的に消防計画に定められた対応を取るようになるため、予め避難訓練や消火訓練等を通じて身に付けておく。

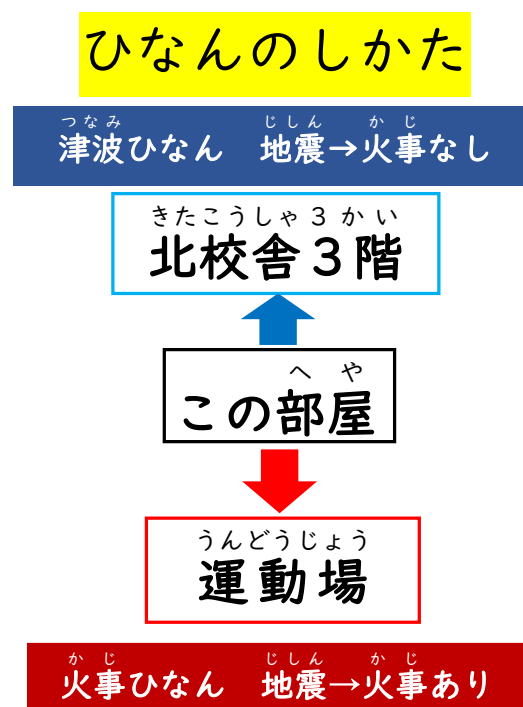
特に、火災発生の初期段階に取るべき対応については、以下の内容を簡潔・具体的なフロー図の形で整理し、毎年行うことが義務付けられている消防訓練（通報・消火・避難の訓練）で利用する。

- ・火災報知器作動時の対応（火元確認 等）
- ・火災発見者の取るべき対応（大きな声で知らせる、火災報知ボタンを押す 等）
- ・初期消火（実施方法、初期消火の限界の判断基準 等）
- ・消防への通報
- ・避難指示（判断者、指示内容文案 等）
- ・避難誘導、避難行動（授業中・休憩時間中等、発生タイミングに応じて取るべき行動）
- ・避難の際の留意点（姿勢は低く、ハンカチ等で鼻と口を覆う 等）
- ・緊急時持出品
- ・担当者
- ・避難場所

●火災発生時の避難場所

一次避難場所	運動場
二次避難場所 (ある場合)	体育館
三次避難場所 (ある場合)	

●火災発生時の避難経路図



1 地震対策の基礎知識

●静岡県第4次地震被害想定

県では、東日本大震災の教訓を生かし、今後の地震・津波対策の基礎資料として活用するため、「第4次地震被害想定」を策定した。

区 分		レベル1の地震・津波	レベル2の地震・津波
		発生頻度が比較的高く（駿河・南海トラフでは約100～150年に1回）、発生すれば大きな被害をもたらす地震・津波	発生頻度は極めて低いが、発生すれば甚大な被害をもたらす、あらゆる可能性を考慮した最大クラスの地震・津波
駿河トラフ・南海トラフ沿い		死者数：約16,000人 （うち津波：約9,000人）	死者数：約105,000人 （うち津波：約96,000人）
		東海地震 東海・東南海地震 東海・東南海・南海地震 （マグニチュード8.0～8.7）	南海トラフ巨大地震 （マグニチュード9程度）
相模トラフ沿い		死者数：約3,000人 （うち津波：約2,900人）	死者数：約6,000人 （うち津波：約5,700人）
		大正型関東地震 （マグニチュード8.0～8.2）	元禄型関東地震 （マグニチュード8.2～8.5） 相模トラフ沿いの最大クラスの地震 （マグニチュード8.7程度）
ライフラインの機能支障・復旧想定	電 力	・発災直後は県内需要の9割程度が停電、4日後でも1割弱停電が継続（応急復旧には1週間程度が必要）	
	電 話	・固定電話は発災直後に県内回線の9割程度が不通、1日後でも8割程度が不通のまま（応急復旧に1～2週間程度必要） ・スマートフォン、携帯電話は基地局の停波や停電の影響で発災1日後は県内全域で非常につながりにくい状態（応急復旧に1～2週間程度が必要） ・上記以外に発災直後から通話量の急激な輻輳が発生し、電話がつながりにくい状態	
	上 水 道	・発災直後は県内ほぼ全域で断水、1週間後でも県内の給水人口の5割以上で断水が継続（応急復旧には4～6週間程度が必要）	
	下 水 道	・発災1日後、県内の処理人口の5～7割近くが機能支障となり、各地で排水困難な地区が発生（応急復旧に2～5週間程度必要）	
	都市ガス	・発災直後の県内停止率が7～8割程度（応急復旧に4～6週間程度必要）	
	L P ガス	・発災直後に3～4割程度の需要家庭で機能支障が発生（点検後早期の復旧が可能）	

●地震・津波対策アクションプログラム2023

県では、第4次地震被害想定において推計された被害をできる限り減らすため、2013年「静岡県地震・津波対策アクションプログラム2013」、2023年に「アクションプログラム2023」を策定した。

基本理念（10年後の目指す姿）	減災目標
犠牲者の最小化・減災効果の持続化とともに、被災後も命と健康を守り、健全に生活できる社会の実現	令和7年度までの3年間で想定犠牲者の9割減を達成し、その後も9割以上の減災を維持する。

2 地震災害における教育活動の実施基準

Point	
	<input type="checkbox"/> 実施基準について、児童生徒及び保護者と共通理解を図ること。 <input type="checkbox"/> 授業中止等の決定を児童生徒及び保護者に伝達する方法は、大規模災害も想定し、複数確保しておくこと。

◎地震発生時の教育活動実施基準（例）

状 況		基 準		
地震	学校が所在する地域で震度5弱以上の地震が発生したとき	<input type="checkbox"/> ただちに教育活動を中止		
	学校が所在する地域で震度4以下の地震が発生したとき	<input type="checkbox"/> 通常授業、ただし状況に応じて授業中止		
	南海トラフ地震 臨時情報	調査中	<input type="checkbox"/> 原則通常授業	
		巨大地震警戒	事前避難対象地域に位置する学校 ※下記URL参照	<input type="checkbox"/> ただちに教育活動中止 (1週間程度の休校)
			上記以外の学校	<input type="checkbox"/> 原則通常授業
		巨大地震注意	<input type="checkbox"/> 原則通常授業	
調査終了	<input type="checkbox"/> 原則通常授業			

※各学校、児童生徒の実状及び周辺の状況を踏まえた検討が必要

※事前避難対象地域については、以下の静岡県HPから確認すること

(<https://www.pref.shizuoka.jp/bosaikinkyu/sonae/earthquake/nankaitorafu/1035947.html>)

3 地震発生時の対応

Point	<input type="checkbox"/> 地震を感知（又は緊急地震速報を受信）したと同時に安全確保のための初期対応をとること。 <input type="checkbox"/> 避難完了後は、災害対策本部を設置し、各班の対応行動を開始すること。
-------	-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

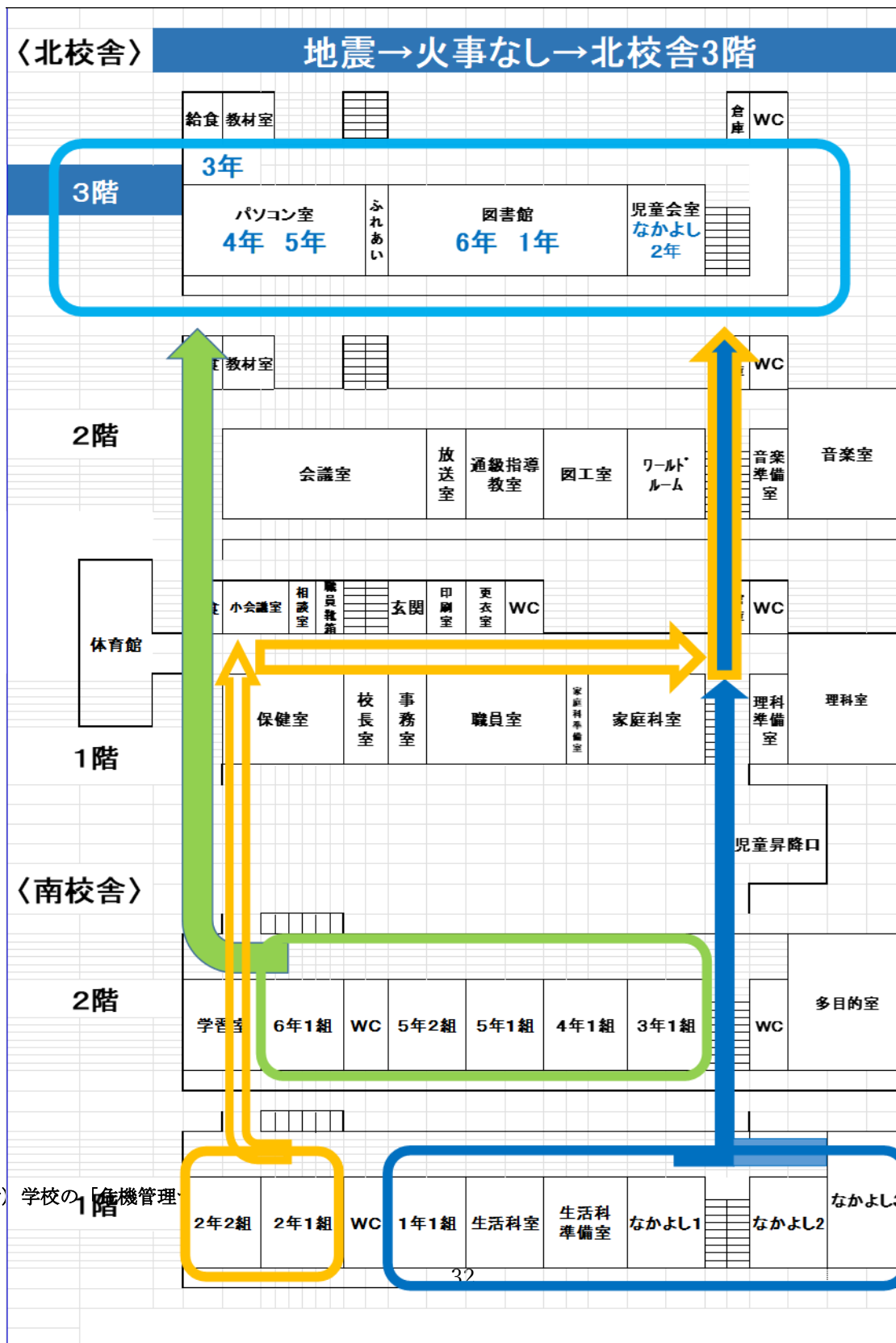
◎大規模地震発生時の対応（例）

対 応 例																
発災直後の安全確保	<input type="checkbox"/> 児童生徒に対し、防災頭巾やヘルメットを着用するなどし、頭部を保護するよう、冷静で明確な指示を出す。 <table border="1" style="margin: 10px auto; width: 80%;"> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;">「落ちてこない」「倒れてこない」「移動してこない」場所に身を寄せる</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">頭を守る</td> <td style="text-align: center;">教室</td> <td style="text-align: center;">机の下に隠れる（机の脚を持つ） 外に飛び出さない</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">廊下・階段</td> <td style="text-align: center;">ガラスに注意して中央で伏せる</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">体育館</td> <td style="text-align: center;">落下物に注意して中央で伏せる</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">グラウンド</td> <td style="text-align: center;">校舎から離れ中央で伏せる</td> </tr> </table> <input type="checkbox"/> 火気の消火（電源を切り、ガスの元栓を閉める） <input type="checkbox"/> 出入口を確保する。	「落ちてこない」「倒れてこない」「移動してこない」場所に身を寄せる			頭を守る	教室	机の下に隠れる（机の脚を持つ） 外に飛び出さない		廊下・階段	ガラスに注意して中央で伏せる		体育館	落下物に注意して中央で伏せる		グラウンド	校舎から離れ中央で伏せる
「落ちてこない」「倒れてこない」「移動してこない」場所に身を寄せる																
頭を守る	教室	机の下に隠れる（机の脚を持つ） 外に飛び出さない														
	廊下・階段	ガラスに注意して中央で伏せる														
	体育館	落下物に注意して中央で伏せる														
	グラウンド	校舎から離れ中央で伏せる														
避難誘導	<input type="checkbox"/> 児童生徒の状況を把握する。 <input type="checkbox"/> 児童生徒に対し、明確な指示を出す。 <table border="1" style="margin: 10px auto; width: 80%;"> <tr> <td style="text-align: center;"> 「押さない」「走らない（※）」「しゃべらない」「戻らない」 余計な荷物を持たず、上履きのまま行動する ※ 津波避難の場合は走ることもある </td> </tr> </table> <input type="checkbox"/> 名簿、引渡しカード、ホイッスル等を携行し、児童生徒を安全な場所に誘導する。 <input type="checkbox"/> 普通教室以外の場所にいる児童生徒の所在に配慮する。 <input type="checkbox"/> 隣接クラスが連携して避難し、集団の前後に教職員を配置する。 <input type="checkbox"/> 児童生徒の不安の緩和に努める。 <input type="checkbox"/> 避難の際に支援を要する者への対応に配慮する。 <input type="checkbox"/> 校内にいる人員の状況を把握する（点呼、欠席者、負傷者等）。 <input type="checkbox"/> 2次災害等の危険が予想された場合は、ただちに安全な場所に避難する。	「押さない」「走らない（※）」「しゃべらない」「戻らない」 余計な荷物を持たず、上履きのまま行動する ※ 津波避難の場合は走ることもある														
「押さない」「走らない（※）」「しゃべらない」「戻らない」 余計な荷物を持たず、上履きのまま行動する ※ 津波避難の場合は走ることもある																
	<input type="checkbox"/> 避難完了後は、災害対策本部を設置し、各班の対応行動を開始する。															

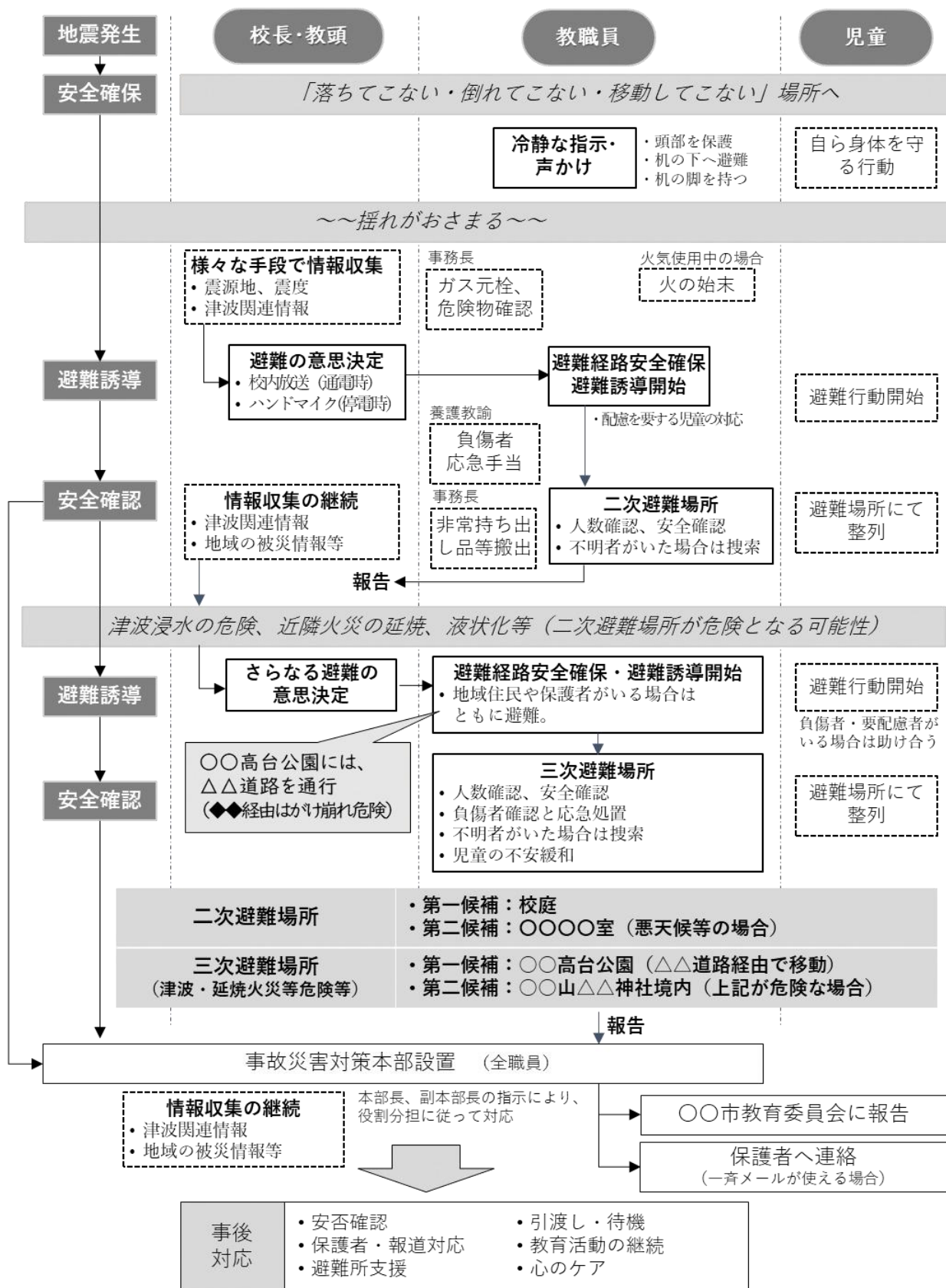
●地震発生時の避難場所

一次避難場所（火事あり）	北校舎 3階
二次避難場所（火事なし）	運動場
三次避難場所	なし

◎地震発生時の避難経路図（例）



◆ 地震発生直後の対応フロー（授業中）



◎登下校時又は校外活動中における児童生徒への指導

指導項目	実施者
<input type="checkbox"/> 最寄りの避難場所等の安全な場所に避難すること。 <input type="checkbox"/> バス・電車等では、運転手・駅員の指示に従うこと。 <input type="checkbox"/> 家庭や学校と連絡を取り、状況を報告し、指示に従うこと。 <input type="checkbox"/> デマや不正確な情報に惑わされず行動すること。	<input type="checkbox"/> 防災教育担当者等

「教職員のための危機対応BOOK」(静岡県教育委員会)

① 地震発生時の初動対応

1. 命を守る

- 落ちてくる物、倒れてくる物に **近づくな**
- 頭を守りなさい**
- 脚をつかむ!
- 姿勢を低く!**

2. 落ち着かせる

- ケガ**をしている友達はいないか?
- 避難に備えて**頭を守りなさい
- 子どもたちに次の行動をイメージさせる。

3. 安全に避難する

- 繰り返し襲う強い揺れ(地震)に注意しなさい
- 指示に従って**避難しなさい
- 押すな! 走るな! 喋るな! 戻るな!**

揺れが弱くなったら避難を開始します。
少しでも早く!
少しでも高く!

津波避難

●応急危険度判定士の判定

地震発生後、使用する建物は必要に応じて応急危険度判定士の判定を受け、建物の安全を確認した上で利用することができる。避難所として開放できる区域と、学校の管理あるいは教育活動の再開に向け確保する区域とを早急に分類し、明示する。ただし、避難者数、要配慮者の状況等に応じ、柔軟に対応することが必要である。

県と県内全ての市町では、公共施設の耐震性能ランク（I a、I b、II、III）を公表しており、県及び一部の市町では、建物玄関等の見やすい位置に耐震性能ランクを表示している。

耐震性能ランクがもっとも高いI aの建物は、地震後も継続して使用できるため、応急危険度判定士の判定を受けなくても使用できるとされているが、場合によっては亀裂が入ったり、照明や看板等の落下物の危険は残ったりするため、目視による安全確認を行い、必要な場合は応急危険度判定士の判定を受ける必要がある。また、I b以下の建物は、応急危険度判定士の判定を受けて安全が確認されるまでは、使用は原則禁止となる。

※静岡県が所有する公共建築物の耐震性能については、以下の静岡県HPから確認すること
 (<https://www.pref.shizuoka.jp/bosaikinkyu/sonae/1040807/1030090.html>)

4 緊急地震速報の基礎知識

●緊急地震速報の発表の基準

- 地震により、最大震度が5弱以上又は最大の長周期地震動階級が3以上と予想される場合に、震度4以上の揺れが予想される地域及び予測長周期地震動階級3以上の地域に緊急地震速報を発表する。
- 高度利用者向受信端末等では、予想する震度が利用者が独自に設定した基準を超えた時に報知音が鳴る。

●利用にあたっての留意事項

- 地震の震源に近い地域では、緊急地震速報の発表が強い揺れに間に合わないことがある。
- 緊急地震速報で予想する震度には、±1階級程度の誤差を伴う。
- 複数の地震が時間的・距離的に近くで発生した場合、別々の地震と区別できず、緊急地震速報を適切に発表できないことがある。

「緊急地震速報—地震による強い揺れを事前にお知らせ—」(気象庁)

緊急地震速報 利用の心得

周囲の状況に応じて **あわてず、まず身の安全を!!**

地震発生直後(揺れが最も強いとき) → (地震の揺れを感じたとき)

家庭では

- 頭を保護し、じょうぶな机の下など安全な場所に避難する
- あわてて外へ飛び出さない
- わりに火を消そうとしない

鉄道・バスでは

- つり革、手すりにしっかりつかまる

エレベーターでは

- 最寄りの階に停止させ、すぐにおりる

屋外(街)では

- スロツク棚の倒壊に注意
- 看板や割れたガラスの落下に注意

自動車運転中は

- 息スレーキはかけず、ゆるやかに速度をおとす
- ハザードランプを点灯し、まわりの車に注意をうながす

上記のほか、訪れた施設等において緊急地震速報を見聞きした時は、身を守り、係員の指示に従ってください。

緊急地震速報の「警報」と「予報」

入手手段	【警報】	【予報】
	テレビ・ラジオ 携帯電話(緊急速報メール) 防災行政無線など	専用受信端末 スマホ(アプリ)など ※民間事業者が提供
基準	震度5弱以上を予想 (震度4以上の地域に発表)	震度3以上を予想 マグニチュード3.5以上と推定
内容	震源地、強い揺れが予想される地域など	震源地、地震の規模、予想震度、強い揺れの到達予想時刻など
特徴	原則、一つの地震に対して1回発表 比較的規模の大きい地震では複数回発表	予想内容が変化する度に、複数回発表 知りたい場所の震度や揺れ時間がわかる
	人が強い揺れから身を守るために活用	主に列車や機器の制御などに活用

日頃からの備え

①「安全スペース」を作っておきましょう

地震の揺れに備えて、寝室や居間など室内のよくいるところに“物が落ちてこない、倒れてこない、移動してこない”スペースを作っておきましょう。

詳細は東京消防庁ホームページ「家具類の転倒・落下・移動防止対策ハンドブック」を参照してください。

②訓練に参加しましょう

6月及び11月5日(津波防災の日)前後に緊急地震速報の訓練を実施しています。訓練を行うための動画やスマートフォンのアプリ*もありますので、これらの機会やお住まいの自治体が行う訓練に参加して、定期的に地震から身を守るための対応行動を身につけておきましょう。

*緊急地震速報訓練を実施するための映像・教材など(気象庁ホームページ)→

シェイクアウト訓練

主催者(主に自治体)が、“科学的な地震災害のシナリオ(訓練の想定)と日時を決めて、「訓練会場」を限定しない”のが特徴の訓練です。参加者は、決められた日時に職場・学校・家庭等のいつも過ごす場所で、シナリオに合わせて地震から身を守るための訓練をします。

詳しくは下記ホームページをご覧ください。

効果的な防災訓練と防災啓発(シェイクアウト)提唱会議 <http://www.shakeout.jp/>



5 南海トラフ地震臨時情報が発表された場合の対応

Point	<input type="checkbox"/> 情報に応じた教育活動の実施基準や教職員の参集基準を定めておくこと。 <input type="checkbox"/> 日頃の備え（地震災害対応、備蓄品、施設の安全等）を再確認すること。
-------	--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

●南海トラフ地震臨時情報について

<ul style="list-style-type: none"> 近年、地震発生時期や規模、位置等の確度の高い予測が困難との考えが示されたことから、東海地震の発生を前提とした予知情報や警戒宣言の発表がなくなり、令和元年5月31日から新たに「南海トラフ地震臨時情報」の運用が開始された。 南海トラフでは、想定震源域の東側と西側で時間差で大規模地震が発生した事例があることから、想定震源域内で大規模地震や地殻変動等、異常な現象が観測され、南海トラフ地震の発生可能性が通常と比べて相対的に高まったと評価された場合、気象庁から「南海トラフ地震臨時情報」が発表され、後発地震に備えるよう国や県・市町等から住民への呼びかけが行われる。

●南海トラフ地震臨時情報」の種類と発表条件

情報名	キーワード	情報発表条件
南海トラフ地震臨時情報	調査中	南海トラフの想定震源域等で異常な現象（想定震源域又はその周辺でマグニチュード6.8以上の地震が発生、又は南海トラフの想定震源域のプレート境界面で通常とは異なる「スロースリップ」が発生した可能性がある場合）が観測された場合
	巨大地震警戒	巨大地震の発生に警戒が必要な場合 ※ 南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界において M8.0以上の地震が発生したと評価した場合
	巨大地震注意	巨大地震の発生に注意が必要な場合 ※ 南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界において M7.0以上 M8.0未満の地震や通常と異なる「スロースリップ」が発生したと評価した場合 等
	調査終了	「巨大地震警戒」「巨大地震注意」のいずれにも当てはまらない現象と評価した場合
南海トラフ地震関連解説情報	<input type="checkbox"/> 観測された異常な現象の調査結果を発表した後の状況等を発表する場合 <input type="checkbox"/> 「南海トラフ沿いの地震に関する評価検討」の定例会合における調査結果を発表する場合（ただし、南海トラフ地震臨時情報を発表する場合を除く）	

●「南海トラフ地震臨時情報」発表時における住民の防災対応

情報名	防災対応
巨大地震警戒	日頃からの地震への備えを再確認するとともに、後発地震の発生後の避難では間に合わない地域（事前避難対象地域）の住民は、1週間の事前避難を行う。
巨大地震注意	日頃からの地震への備えを再確認する。
調査終了	地震の発生に注意しながら通常の生活を行う。

●「事前避難対象地域」に立地する県立学校（令和5年12月時点）

地域区分	住民避難の内容	事前避難地域内の県立学校	学校における留意事項
住民事前避難対象地域	全ての住民等が後発地震の発生に備え、1週間避難を継続すべき地域	該当なし	事前避難対象地域に位置する学校は、避難指示等が発令された場合、児童生徒等の安全確保のため、臨時休業等の適切な対応をとる。
要配慮者等事前避難対象地域	要配慮者に限り後発地震の発生に備え、1週間避難を継続すべき地域	伊豆の国特支伊豆松崎分校 伊豆の国特支伊豆下田分校 藤枝特支焼津分校	

※事前避難対象地域については、以下の静岡県HPから、最新の指定状況を確認すること

(<https://www.pref.shizuoka.jp/bosaikinkyu/sonae/earthquake/nankaitorafu/1035947.html>)

◎地震発生時・南海トラフ地震臨時情報発令時の教育活動実施基準

状況		基準		
地震	学校が所在する地域で震度5弱以上の地震が発生したとき	<input type="checkbox"/> ただちに教育活動を中止		
	学校が所在する地域で震度4以下の地震が発生したとき	<input type="checkbox"/> 通常授業、ただし状況に応じて授業中止		
	南海トラフ地震臨時情報	調査中	<input type="checkbox"/> 原則通常授業	
		巨大地震警戒	事前避難対象地域に位置する学校 ※下記URL参照	<input type="checkbox"/> ただちに教育活動中止 (1週間程度の休校)
			上記以外の学校	<input type="checkbox"/> 原則通常授業
		巨大地震注意	<input type="checkbox"/> 原則通常授業	
調査終了	<input type="checkbox"/> 原則通常授業			

※事前避難対象地域については、以下の静岡県HPから確認すること

(<https://www.pref.shizuoka.jp/bosaikinkyu/sonae/earthquake/nankaitorafu/1035947.html>)

南海トラフ地震

—その時の備え—

知ることであなたと大切な人の命を守る

南海トラフ地震は、駿河湾から日向灘にかけてのプレート境界を震源域として、過去に大きな被害をもたらしてきた大規模地震です。

次の南海トラフ地震はいつ起きてもおかしくありません。

最大震度 7

想定される津波高 最大 30m超

南海トラフ巨大地震の想定震源域

南海トラフ地震の発生に伴い、関東から四国・九州にかけて極めて広い範囲で著しい災害が生じるおそれがあります。特に沿岸部では津波による甚大な被害が生じる可能性があります。大きな被害が見込まれる地域では、南海トラフ地震に備える必要があります。

南海トラフ地震で大きな被害が見込まれる地域

南海トラフ地震 防災対策推進地域

指定基準の概要

- 震度6以上の地域
- 津波高3m以上で海洋防衛が低い地域
- 防災体制の確保、過去の被災履歴への配慮

南海トラフ地震が発生したら・・・

地震発生 揺れを感じたらまず身を守る行動を

家庭で

頭を保護して机の下など**頑固な場所**に隠れる。

屋外で

ブロック塀や電柱、自動販売機など、**倒れる危険のある場所**から離れる。

沿岸部で

津波の発生・襲来に備えて、**安全な場所**に避難する。

地震は一度では終わらないかも
～時間差で起きる場合も～

過去事例

- 1854年 安政東海地震 (M8.6)
- 1854年 安政南海地震 (M8.7)
- 約32時間後 東側
- 1944年 昭和南海地震 (M8.2)
- 約2年後 西側
- 1946年 昭和南海地震 (M8.4)

南海トラフ巨大地震の想定震源域

※Mはモーメントマグニチュード
①時間差で発生する可能性も考えられます。

時間差で発生する巨大地震に備えましょう ～南海トラフ地震臨時情報～

南海トラフ地震の発生可能性が通常と比べて相対的に高まったと評価された場合に気象庁から「南海トラフ地震臨時情報」が発表されます。
政府や地方公共団体などからの呼びかけ等に応じた防災対応をとります。

地震発生後の防災対応の流れ

南海トラフの想定震源域またはその周辺で M6.8以上の地震が発生

発生から5分～30分後

南海トラフ地震臨時情報(調査中)

防災対応をとる必要あり

- プレート境界の M8.0以上の地震 (※1)
- M7.0以上の地震 (※2)
- ゆっくりすべり (※3)

南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒)

- 日頃からの地震への備えを再確認する等
- 津波からの避難が間に合わない一部の地域で**徒歩避難・避難を継続**
- 国からの呼びかけ等に従って行動を

南海トラフの想定震源域のプレート境界で通常とは異なるゆっくりすべりが発生した可能性

必要なし

それ以外

南海トラフ地震臨時情報(巨大地震注意)

- 日頃からの地震への備えを再確認する等
- 大規模地震が起きる可能性がなくなったわけではないことに留意

南海トラフ地震臨時情報(調査終了)

- 通常の生活を送る。ただし、大規模地震が起きる可能性がなくなったわけではないことに留意

2時間程度～1週間※

1週間～2週間

2週間～

※1 巨大地震警戒のプレート境界でM8.0以上の地震が発生
※2 巨大地震警戒のプレート境界でM7.0以上の地震が発生(ただし、プレート境界のM8.0以上の地震を除く)
※3 注目が減らされることになり、プレート境界のゆっくりすべりによる地震活動を継続した場合など

地震の発生に備えよう

家具の固定

非常用持ち出し袋の準備

水や食料の備蓄

避難場所や避難経路の確認

感震ブレーカーの設置

建物の耐震化

自らの命、大切な人の命を守るために、今から準備しておきましょう

南海トラフ地震臨時情報

調査中

巨大地震警戒

巨大地震注意

調査終了

(発表条件)

- 南海トラフ沿いで異常な現象が観測され、その現象が南海トラフ沿いの大規模な地震と関連するかどうか調査を開始した場合、または調査を継続している場合
- 観測された異常な現象の調査結果を発表する場合
- 観測された異常な現象が南海トラフ沿いの大規模な地震と関連するかどうか調査を開始した場合、または調査を継続している場合
- 南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界において M8.0以上の地震が発生したと評価した場合
- 南海トラフ地震の想定震源域内のプレート境界において M7.0以上、M8.0未満の地震が発生したと評価した場合
- 想定震源域のプレート境界以外や、想定震源域の海溝軸外側 50km 程度までの範囲で M7.0以上の地震が発生したと評価した場合
- ひずみ計等で有意な変化として捉えられる、短い期間でプレート境界の傾斜状態が明らかに変化しているような通常とは異なるゆっくりすべりが観測された場合
- 巨大地震警戒、巨大地震注意のいずれにも当てはまらない地震と評価した場合

内閣府

Cabinet Office

内閣府危機管理センター(防災担当)付
事務局(調査・企画担当)

〒100-8914 東京都千代田区本町1-6-1 中央合同庁舎第8号館
電話: 03-3233-2111 (代表) FAX: 03-3301-6820
内閣府ホームページ <http://www.kousei.go.jp/jishin/jishin/>

気象庁

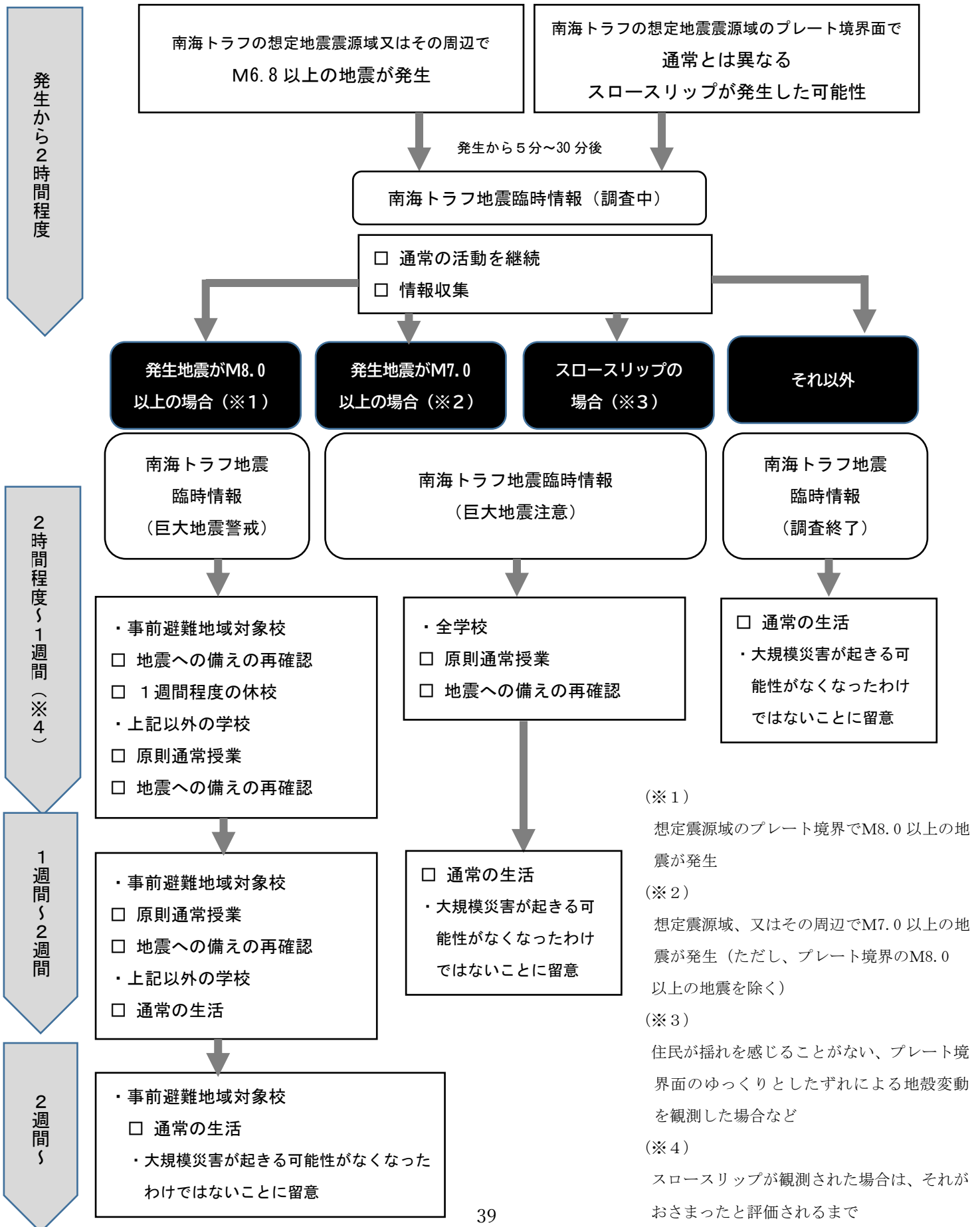
Japan Meteorological Agency

気象庁地震火山部地震予知情報課

〒100-8122 東京都千代田区大手町1丁目3番4号
電話: 03-3232-6341(代表) FAX: 03-6699-2317(災害発生時)
気象庁ホームページ <https://www.data.jma.go.jp/fv/cv/eqv/data/stnc/index.html>

発行 令和4年6月

◎南海トラフ地震臨時情報発表時の学校対応の流れ



◎「南海トラフ地震臨時情報（調査中）」発表時の学校の対応

実施項目	実施者
<input type="checkbox"/> 原則通常授業 <input type="checkbox"/> 応急対策要員による情報収集 <input type="checkbox"/> 校内放送等による連絡	<input type="checkbox"/> 災害対策本部 <input type="checkbox"/> 災害対策本部

◎「南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）」発表時の学校の対応

実施項目	実施者
<input type="checkbox"/> 原則通常授業 <input type="checkbox"/> 教育委員会との連絡調整 <input type="checkbox"/> 保護者への学校対応の連絡 <input type="checkbox"/> 地震への備えの再確認	<input type="checkbox"/> 災害対策本部 <input type="checkbox"/> 災害対策本部 <input type="checkbox"/> 全職員

◎「南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）」発表時の学校の対応（事前避難対象地域以外の例）

実施項目	実施者
<input type="checkbox"/> 原則通常授業 <input type="checkbox"/> 教育委員会との連絡調整 <input type="checkbox"/> 保護者への学校対応の連絡 <input type="checkbox"/> 地震への備えの再確認	<input type="checkbox"/> 災害対策本部 <input type="checkbox"/> 災害対策本部 <input type="checkbox"/> 全職員

◎「南海トラフ地震臨時情報（調査終了）」発表時の学校の対応

実施項目	実施者
<input type="checkbox"/> 保護者への学校対応の連絡 （大規模地震が起きる可能性がなくなったわけではないことに留意）	<input type="checkbox"/> 災害対策本部

【参考】地震への備えの再確認事項

日頃の備え	再確認事項	確認方法又は確認者
地震災害への対応	<input type="checkbox"/> 参集基準・教育活動実施基準 <input type="checkbox"/> 各班の人員・役割 <input type="checkbox"/> 緊急連絡先 <input type="checkbox"/> 安否確認方法 <input type="checkbox"/> 引渡し方法 <input type="checkbox"/> 保護者への連絡（内容・方法・タイミング）	<input type="checkbox"/> マニュアル等で教職員の共通理解
持出品や備蓄品、機材の確認	<input type="checkbox"/> 頭部を保護するもの <input type="checkbox"/> 避難行動に役立つもの <input type="checkbox"/> 生活に役立つもの <input type="checkbox"/> 救護に役立つもの	<input type="checkbox"/> 施設管理班による安全点検
児童生徒の安全	<input type="checkbox"/> 避難経路・避難場所 <input type="checkbox"/> 登下校路の安全確認 <input type="checkbox"/> 照明器具・窓ガラス等の非構造部材 <input type="checkbox"/> 収納棚等の転倒防止対策	<input type="checkbox"/> 各班で確認

1 津波対策の基礎知識

●静岡県第4次地震被害想定

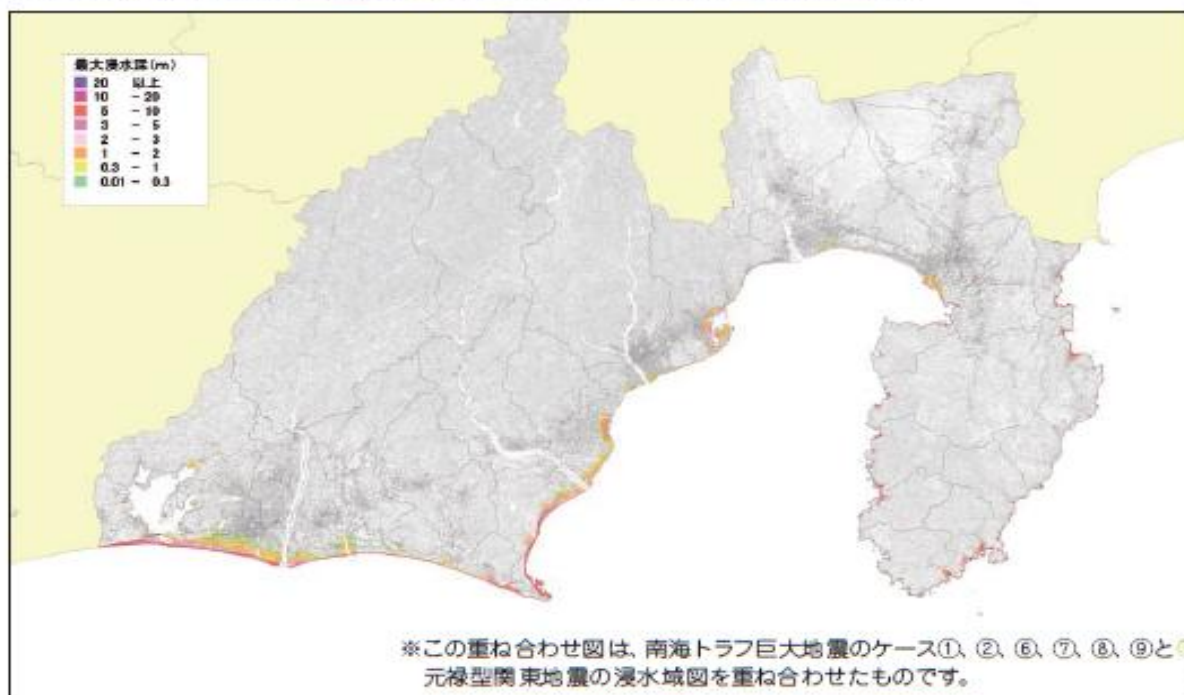
静岡県第4次地震被害想定では1mの高さの津波の到達時間は早いところでは2分とされており、地震発生から30分ほどで各地に大きな津波が到達したとされる東日本大震災よりも早い時間で大きな津波が襲来する可能性があることから、静岡県地理情報システム（GIS）や市町のハザードマップ等を活用し、学校及び学校周辺の津波被害（浸水深・到達時間等）を把握する。

「地震防災ガイドブック」（静岡県危機管理部）

静岡県で予想される津波 〔静岡県第4次地震被害想定津波浸水(レベル2津波の最大浸水域重ね合わせ図) 平成25年6月27日発表〕

津波危険予想地域や山崖崩れの危険箇所等については市町などに情報が 있습니다。市町では、危険箇所を地図にし「ハザードマップ」を作っているところもあります。

※詳細の情報は静岡県統合基盤地理情報システム（GIS）で確認できます。



●静岡県第4次地震被害想定（レベル2津波）において浸水域内に立地する県立学校

高等学校	松崎高等学校／清水南高等学校／焼津水産高等学校／相良高等学校／榛原高等学校／ 浜松南高等学校／浜松江之島高等学校／新居高等学校
特別支援学校	浜松特別支援学校／藤枝特別支援学校焼津分校／伊豆の国特別支援学校伊豆下田分校／ 伊豆の国特別支援学校伊豆松崎分校

※県教育委員会健康体育課調べ

●津波警報・津波注意報

地震により沿岸で津波の発生が予想される場合には、地震発生後約3分で大津波警報、津波警報、津波注意報が発表される。その後、「予想される津波の高さ」「津波の到達予想時刻」等の情報が発表される。

(気象庁資料)

津波警報・注意報の分類と、とるべき行動

予想される津波の高さ		とるべき行動	想定される被害
巨大地震の場合の表現	数値での発表(発表基準)		
大津波警報	巨大	<p>10m超 (10m<高さ)</p> <p>沿岸部や川沿いにいる人は、ただちに高台や避難ビルなど安全な場所へ避難してください。津波は繰り返し襲ってくるので、津波警報が解除されるまで安全な場所から離れないでください。</p> <p>ここなら安心と思わず、より高い場所を目指して避難しましょう!</p>  <p>津波防災啓発ビデオ「津波からにげる」(気象庁)の1シーン</p>	<p>木造家屋が全壊・流失し、人は津波による流れに巻き込まれる。</p>  <p>10mを超える津波により木造家屋が流失</p>
		<p>10m (5m<高さ≤10m)</p>	<p>標高の低いところでは津波が襲い、浸水被害が発生する。人は津波による流れに巻き込まれる。</p>  <p>写真：豊頃町提供(2003年)</p>
		<p>5m (3m<高さ≤5m)</p>	<p>津波警報</p> <p>高い</p> <p>3m (1m<高さ≤3m)</p>
津波注意報	(表記しない)	<p>1m (20cm≤高さ≤1m)</p> <p>海の中にいる人は、ただちに海から上がって、海岸から離れてください。津波注意報が解除されるまで海に入ったり海岸に近付いたりしないでください。</p> 	<p>海の中では人は速い流れに巻き込まれる。養殖いかだが流失し小型船舶が転覆する。</p> 

「津波警報・注意報と避難のポイント」(気象庁)

- ・震源が陸地に近いと津波警報・注意報が津波の襲来間に間に合わないことがあります。強い揺れや弱くても長い揺れを感じたときは、すぐに避難を開始しましょう。
- ・津波の高さを「巨大」と予想する大津波警報が発表された場合は、東日本大震災のような巨大な津波が襲うおそれがあります。ただちにできる限りの避難をしましょう。
- ・津波は沿岸の地形等の影響により、局所的に予想より高くなる場合があります。ここなら安心と思わず、より高い場所を目指して避難しましょう。
- ・津波は長い時間くり返し襲ってきます。津波警報・注意報が解除されるまでは、避難を続けましょう。

2 津波警報・注意報発表時における教育活動実施基準

Point	<input type="checkbox"/> 情報を正確に理解し児童生徒・教職員の安全を第一に考えて対応を決定すること。 <input type="checkbox"/> 授業の実施や教職員の参集については、各学校の立地や通学区域を考慮して決定すること。
-------	--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

◎津波警報・注意報発表時の教育活動実施基準

注意報・警報	教育活動実施基準
津波注意報	<在校時> <input type="checkbox"/> 通常授業 <input type="checkbox"/> 沿岸部の活動は中止
津波警報	<在校時> <input type="checkbox"/> 教育活動を中止
大津波警報	<学校管理下外> <input type="checkbox"/> 避難又は自宅待機 <input type="checkbox"/> 津波警報が解除され、登下校の安全が確保された時点で登校

※各学校、児童生徒の実状及び周辺の状況を踏まえた検討が必要

◎津波警報・注意報発表時の学校の対応

注意報・警報	実施項目	実施者
津波注意報	<input type="checkbox"/> 教育活動継続 (沿岸部の活動は中止)	<input type="checkbox"/> 災害対策本部
津波警報	<input type="checkbox"/> 上層階、屋上又は周辺高台への避難指示 <input type="checkbox"/> 児童生徒・教職員の安否確認 <input type="checkbox"/> 津波に関する情報収集 (テレビ・ラジオ等) <input type="checkbox"/> 学校周辺状況の目視 <input type="checkbox"/> 関係機関への連絡調整 <input type="checkbox"/> 学区内 (通学路) の状況把握	<input type="checkbox"/> 全職員 <input type="checkbox"/> 災害対策本部 <input type="checkbox"/> 児童生徒班 <input type="checkbox"/> 施設管理班 <input type="checkbox"/> 保護者対応班
大津波警報	<input type="checkbox"/> 近隣学校との情報交換 <input type="checkbox"/> 保護者への連絡 <input type="checkbox"/> 学校が避難場所 (津波避難ビル等) に指定されている場合、避難者の誘導 等	<input type="checkbox"/> 保護者対応班

3 津波避難における留意事項

Point	<input type="checkbox"/> 少しでも早く、少しでも高いところに避難すること。 <input type="checkbox"/> 児童生徒に対し通学路の津波避難タワーや津波避難ビルを確認するよう指導する。 <input type="checkbox"/> 情報収集を継続し、警報等が解除され安全が確認されるまでは、沿岸部に近づかないこと。 <input type="checkbox"/> 教職員不在時等においては、児童生徒だけでも避難を開始することができるよう、事前の訓練を徹底すること。 <input type="checkbox"/> 保護者への引渡し後においても、安全が確保されるまでは下校させないこと。
-------	------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

●津波避難における留意事項

避難開始 【ただちに】	<input type="checkbox"/> 教職員は的確な判断をし、ただちに高台等への避難を指示する。 <input type="checkbox"/> 教職員不在時は、児童生徒だけでも避難を開始する。 <input type="checkbox"/> 沿岸部での活動中に地震が発生した場合は、情報を待たずに避難を開始する。
避難中 【続ける】 【あきらめない】	<input type="checkbox"/> 想定を超える大津波発生の可能性を考慮し、より高く安全な場所への避難を継続する。 <input type="checkbox"/> 建物の倒壊や土砂災害等により避難経路が通行不能となった場合、迂回路等を使用し、避難行動を継続する。
避難後 【戻らない】	<input type="checkbox"/> 津波は繰り返し襲来するため、警報等が解除され安全が確認されるまで沿岸部には近づかない。 <input type="checkbox"/> 児童生徒・教職員の安否確認を行い、正確な情報収集に努める。 <input type="checkbox"/> 児童生徒の心身の状態を把握する。

●津波避難後の下校（引渡し）における留意事項

津波避難後の下校（引渡し）の判断基準について、次の留意事項を予め定めておく。

判断者	避難状態の解除を誰が行うのか（判断者の代理者は誰か）
判断基準	<input type="checkbox"/> 大津波・津波警報は解除されているか <input type="checkbox"/> 保護者等との連絡手段の確保ができているか <input type="checkbox"/> 学校周辺の浸水状況の確認 <input type="checkbox"/> 利用できる交通機関はあるか <input type="checkbox"/> 保護者の自家用車での来校は可能か <input type="checkbox"/> 集団で帰宅させる場合、安全な下校路が確保できるか ※引渡し後においても、児童生徒及び保護者の安全が確保されるまでは下校させない
引渡し (帰宅)方法	<input type="checkbox"/> 集団で帰宅させる場合、移動中の避難先について生徒に調べさせる <input type="checkbox"/> 津波浸水域を迂回した安全なルートを考える

「津波から命を守るために」(気象庁)



「より高いところ」を目指して逃げる

津波は低い場所を襲います
海や川からはなれ、高いところへ逃げましょう



津波は繰り返し襲ってくるので、津波警報が出ている間は避難を続ける

はじめの波より後に来る波が大きいことがあります



ゆれを感じていなくても、津波警報を見たり聞いたりしたら急いで逃げる

ゆれが小さくても大きな津波が起こることもあります

(4)

風水害対策

1 気象情報の基礎知識

●気象に関する特別警報・警報・注意報の種類（市町単位で発表）

区 分	種 類
特別警報	大雨／暴風／暴風雪／大雪／波浪／高潮
警 報	大雨／洪水／暴風／暴風雪／大雪／波浪／高潮
注 意 報	大雨／洪水／強風／風雪／大雪／波浪／高潮／雷／融雪／濃霧／乾燥／なだれ／低温／霜／着氷／着雪

●その他重要な気象に関する情報（第2章6「情報の収集方法」参照）

情 報	内 容
台風情報	台風が発生したときや台風が日本に影響を及ぼすおそれがあるとき、又は既に影響を及ぼしているときに発表
記録的短時間 大雨情報	大雨警報発表中に、数年に一度程度しか発生しないような猛烈な短時間の雨量（静岡県内では1時間雨量110 ^{mm} 以上）を観測したり、解析したりしたときに発表
土砂災害 警戒情報	大雨警報（土砂災害）が発表されている状況で、大雨による土砂災害発生の危険度がさらに高まり、より厳重な警戒が必要な場合に、市町長が避難指示等を発令する際の判断や住民の自主避難の参考となるよう市町ごとに発表（避難が必要とされる警戒レベル4に相当） <input type="checkbox"/> 避難指示の目安となる重要情報 <input type="checkbox"/> 災害発生が切迫した状態にある可能性が高いため、警報以上の注意が必要
竜巻注意情報	積乱雲の下で発生する竜巻、ダウンバースト等による激しい突風に対して注意を呼びかける情報で、雷注意報が発表されている状況下において、竜巻等の激しい突風の発生する可能性が高まったときに発表
顕著な大雨に 関する気象情報	大雨による災害発生の危険度が急激に高まっている中で線状の降水帯により非常に激しい雨が同じ場所で実際に降り続けている状況を「線状降水帯」という用語により解説する情報

●波浪・高潮

波浪警報・注意報	高潮警報・注意報
<input type="checkbox"/> 高い波によって重大な災害が生じる可能性があるとして予想された場合に発表 <input type="checkbox"/> 「波浪」とは風によって生じる波 <input type="checkbox"/> 海岸沿いを移動する際には高波に注意する（海岸に近づかなければ比較的安全） <input type="checkbox"/> 高波はその場の天気や風の強さに関わらず生じるため、天気が良くても「波浪警報」が出ている場合は警戒が必要	<input type="checkbox"/> 台風や低気圧による異常な海面の上昇により、重大な災害が生じる可能性があるとして予想された場合に発表 <input type="checkbox"/> 「高潮」は津波と同じく海面全体の水位が上昇する現象 <input type="checkbox"/> 水位が想定以上に高くなると、防潮堤を乗り越えて大規模な浸水被害をもたらす（避難が必要な場合もある）

「命を守るために知ってほしい特別警報」(気象庁)

警報の発表基準をはるかに超える大雨等により、重大な災害の起こるおそれが著しく高まっている場合に、気象に関する特別警報を発表します。

● 気象に関する特別警報の発表基準

現象の種類	基準	
大雨	台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨が予想される場合	
暴風	数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により	暴風が吹くと予想される場合
高潮		高潮になると予想される場合
波浪		高波になると予想される場合
暴風雪	数十年に一度の強度の台風と同程度の温帯低気圧により雪を伴う暴風が吹くと予想される場合	
大雪	数十年に一度の降雪量となる大雪が予想される場合	

表中の「数十年に一度」の現象に相当する降水量等の客観的な指標は気象庁HPで公表しています。

● 大津波警報や噴火警報(居住地域)、緊急地震速報(震度6弱以上、長周期地震動階級4)を特別警報に位置づけます

現象の種類	基準
津波	高いところで3メートルを超える津波が予想される場合 (大津波警報を特別警報に位置づける)
火山噴火	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が予想される場合 (噴火警報(居住地域)*を特別警報に位置づける)
地震(地震動)	震度6弱以上または長周期地震動階級4の大きさの地震動が予想される場合 (緊急地震速報(震度6弱以上または長周期地震動階級4)を特別警報に位置づける)

噴火警戒レベルを運用している火山では「噴火警報(居住地域)」(噴火レベル4又は5)を、噴火警戒レベルを運用していない火山では「噴火警報(居住地域)」(キーワード:居住地域嚴重警戒)を特別警報に位置づけています。

特別警報は行政機関や様々なメディアを通じて伝えられます。情報収集に努めてください。



テレビ



ラジオ



インターネット



広報車

防災無線

雨の強さと降り方

(平成12年8月作成) (平成14年1月一部改正)
(平成29年3月一部改正) (平成29年9月一部改正)

1時間雨量 (mm)	雨の強さ (予報用語)	人の受ける イメージ	人への影響	屋内 (木造住宅を想定)	屋外の様子	車に乗っていて
10~20	やや強い雨	ザーザーと降る。	地面からの跳ね返りで足元がぬれる。 	雨の音で話し声が良く聞き取れない。 	地面一面に水たまりができる。 	
20~30	強い雨	どしゃ降り。	傘をさしていてもぬれる。 			ワイパーを速くしても見づらい。 
30~50	激しい雨	バケツをひっくり返したように降る。		寝ている人の半数くらいが雨に気がつく。 	道路が川のようになる。 	高速走行時、車輪と路面の間に水膜が生じブレーキが効かなくなる。(ハイドロプランニング現象) 
50~80	非常に激しい雨	滝のように降る。(ゴォーと降り続く)	傘は全く役に立たなくなる。 		水しぶきであたり一面が白っぽくなり、視界が悪くなる。 	車の運転は危険。 
80~	猛烈な雨	息苦しくなるような圧迫感がある。恐怖を感じる。				

風の強さと吹き方

(平成12年8月作成) (平成14年1月一部改正)
 (平成19年4月一部改正) (平成25年3月一部改正)
 (平成29年9月一部改正)

平均風速 (m/s) おおよその時速	風の強さ (予報用語)	速さの目安	人への影響	屋外・樹木の様子	走行中の車	建造物	おおよその 瞬間風速(m/s)
10~15 ~約50km/h	やや強い風	一般道路の自動車	風に向かって歩きにくくなる。傘がさせない。 	樹木全体が揺れ始める。電線が揺れ始める。 	道路の吹流しの角度が水平になり、高速運転中では横風に流される感覚を受ける。 	楕(とい)が揺れ始める。 	20
15~20 ~約70km/h	強い風	高速道路の自動車	風に向かって歩けなくなり、転倒する人も出る。高所での作業はきわめて危険。 	電線が鳴り始める。看板やトタン板が外れ始める。 	高速運転中では、横風に流される感覚が大きくなる。 	屋根瓦・屋根葺材がはがれるものがある。雨戸やシャッターが揺れる。 	
20~25 ~約90km/h	非常に強い風		何かにつかまっていなくて立っていられない。飛来物によって負傷するおそれがある。 	細い木の幹が折れたり、根の張っていない木が倒れ始める。看板が落下・飛散する。道路標識が傾く。 	通常で速度で運転するのが困難になる。 	屋根瓦・屋根葺材が飛散するものがある。固定されていないプレハブ小屋が移動、転倒する。ビニールハウスのフィルム(被覆材)が広範囲に破れる。 	40
25~30 ~約110km/h		猛烈な風	特急電車	屋外での行動は極めて危険。 	多くの樹木が倒れる。電柱や街灯で倒れるものがある。ブロック壁で倒壊するものがある。 	走行中のトラックが横転する。 	
30~35 ~約125km/h	外装材が広範囲にわたって飛散し、下地材が露出するものがある。 						
35~40 ~約140km/h	猛烈な風	特急電車	屋外での行動は極めて危険。 	多くの樹木が倒れる。電柱や街灯で倒れるものがある。ブロック壁で倒壊するものがある。 	走行中のトラックが横転する。 	住家で倒壊するものがある。鉄骨構造物で変形するものがある。 	60
40~ 約140km/h~							

2 気象警報・注意報発表時における教育活動実施基準

Point	<input type="checkbox"/> 学校立地や通学路の地理的特徴による危険性を把握し、授業等の実施基準を定め、保護者との共通理解を図ること。 <input type="checkbox"/> 授業の中止等の決定を児童生徒及び保護者に伝達する方法は、複数確保しておくこと。
-------	---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

◎平常時の対策

<input type="checkbox"/> 立地環境と災害予測（各種ハザードマップ等を確認し、予測される災害をマニュアルに明記） <input type="checkbox"/> 気象情報の収集（第2章6「情報の収集方法」参照） <input type="checkbox"/> 防災設備等の確認、必需品の備蓄 <input type="checkbox"/> 授業等の実施基準の決定と保護者等への周知 <input type="checkbox"/> 初動体制の確立 <input type="checkbox"/> 連絡体制の確立（教職員、児童生徒、保護者、行政・防災関係機関） <input type="checkbox"/> 避難先、避難経路等の確認 <input type="checkbox"/> 避難訓練の実施

◎気象警報・注意報発表時の教育活動の実施基準

1 御前崎市（遠州南）に大雨・暴風・高潮・波浪・暴風雪・大雪のいずれかの特別警報が発表された場合

状 況	対 応
午前6時30分の段階で、特別警報が発表された場合	自宅待機とします。
午前9時30分までに特別警報が解除された場合	解除された時点で登校させてください。
午前9時30分の段階で特別警報が引き続き出ている場合	臨時休校とします。

2 御前崎市（遠州南）に台風等により「暴風警報」「大雨警報」が発令された場合

状 況	対 応
午前6時30分の段階で ・「暴風警報」「大雨警報」の2警報が同時に発令された場合 ・大雨等により安全な登校や登校後の生活に心配があると認められる場合	自宅待機とします。
午前9時30分までに ・「暴風警報」「大雨警報」が2警報とも解除された場合 ・市・学校から登校の指示があった場合	解除された時点で登校させてください。（メール等で指示された時間までに登校）
午前9時30分の段階で ・「暴風警報」「大雨警報」の2警報が引き続き出ている場合 ・安全な登校や登校後の生活に心配があると認められる場合	臨時休校とします。

※土砂災害警戒情報が発令されている場合については、各校に避難所が開設されていたり、大雨等により児童生徒の安全が確保されないと判断されたりなど、他の状況と合わせて総合的に判断します。

【参考】特別警報発表時における対応（平成27年2月24日付教総健第558号）

種 類	対 応	
気 象 等	県内全域又は学校所在地の市町に特別警報が発表された場合	特別警報が解除され、且つ安全が確認されるまで、原則として教育活動は中止し、児童生徒及び教職員の安全確保を徹底する。
	学校所在地以外の県内市町に特別警報が発表された場合	学校が所在する市町に対し、特別警報が発表されていない場合であっても、児童生徒の居住地や通学状況等に十分配慮した上で、教育活動の実施について適切に判断する。
津 波	大津波警報発表時の対応とする。	
火山噴火	噴火警報発表時の対応とする。	
地 震 動	緊急地震速報発表時の対応とする。	
<p>(対応方針)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「特別警報」は、「警報」の発表基準をはるかに超える数十年に一度の大災害が起これと予想される場合に発表され、対象地域の住民に対して最大限の警戒を呼びかけるものであることから、各学校においても児童生徒及び保護者に対し、「命を守る行動」を最優先するよう指導・周知する。 ・児童生徒の帰宅又は保護者への引渡しについては、特別警報が解除された後に行う。その際、公共交通機関、道路及び児童生徒の居住地等の安全を確認の上、帰宅させ、帰宅困難な児童生徒がいる場合には学校で待機させる等の対応をとる。 		

●土砂災害の恐れがある場合の避難場所（土砂災害が想定される山・崖等が近隣にある学校）

一次避難場所	なし
二次避難場所 (ある場合)	なし
三次避難場所 (ある場合)	なし

台風・豪雨時に「避難情報のポイント」を確認し避難しましょう

緊急時に確認

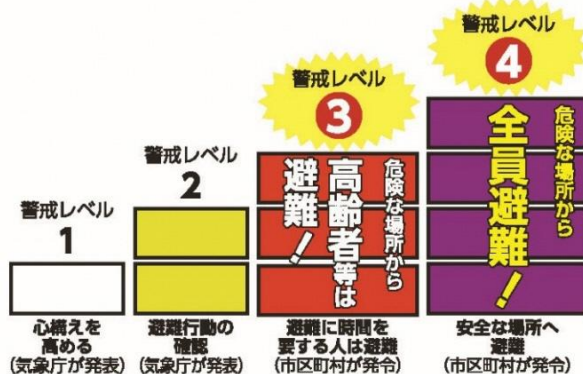
避難情報のポイント

！……必ず確認してください……！

市区町村から出される避難情報（警戒レベル）

- ❗ 避難とは難を避けること、つまり安全を確保することです。安全な場所にいる人は、避難場所に行く必要はありません。
- ❗ 危険な場所から警戒レベル3で（高齢者等は避難）、警戒レベル4で（全員避難※1）です。

※1 警戒レベル4「全員避難」は、高齢者等に限らず全員が危険な場所から避難するタイミングです。



警戒レベル4 避難指示で危険な場所から避難です

- ❗ 警戒レベル5はすでに災害が発生・切迫している状況です。

- ・警戒レベル5は、すでに安全な避難ができず命が危険な状況です。
- ・警戒レベル5緊急安全確保の発令を待ってはいけません！
- ・ただし、警戒レベル5は、市区町村が災害の発生・切迫を把握できた場合に、可能な範囲で発令される情報であり、必ず発令される情報ではありません。

- ❗ 警戒レベル4は避難指示に一本化されました。

- ・避難のタイミングを明確にするため、令和3年の災対法改正以前の警戒レベル4避難勧告と避難指示（緊急）は「避難指示」に一本化され、避難指示は令和3年の災対法改正以前の避難勧告のタイミングで発令されます。
- ・警戒レベル4避難指示は、立退き避難に必要な時間や日没時間等を考慮して発令される情報で、このタイミングで危険な場所から避難する必要があります。

- ❗ 警戒レベル3は高齢者だけの情報ではありません。

- ・「高齢者等」は障害のある人や避難を支援する者も含んでいます。
- ・さらに、高齢者等以外の人も必要に応じ、普段の行動を見合わせ始めたり、避難の準備をしたり、自主的に避難するタイミングです。

- ❗ 豪雨時の屋外避難は危険です。車の移動も控えましょう。

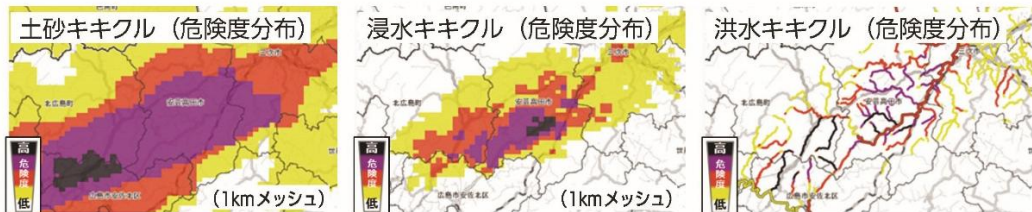
避難情報のポイント解説 もっと詳しく知りたい人向け

国土交通省・気象庁・都道府県から出される 河川水位や雨の情報（警戒レベル相当情報）

■ キキクル（危険度分布）で、お住まいの地域の状況を確認しましょう

気象庁から市区町村単位の警戒レベル相当情報[※]が出されたら、お住まいの地域の状況が詳細にわかる情報「キキクル（危険度分布）」を確認してください。紫の段階では、既に災害のおそれが高まっている状況です。

住所を登録しておけば、お住まいの地域が危険になったら自動的にスマートフォンに通知される「危険度分布通知サービス」もありますので、ご活用ください。



崖・溪流の近くは危険

低地は危険

河川沿いは危険

※市区町村単位で発表される情報には、大雨特別警報、土砂災害警戒情報、大雨警報などがあります。

■ 市区町村が出す警戒レベル3又は警戒レベル4（避難情報）で必ず避難しましょう 気象庁などから出る河川水位や雨の情報を参考に自主的に 早めの避難をしましょう

避難情報等 (警戒レベル)				河川水位や雨の情報 (警戒レベル相当情報)	
警戒レベル	状況	住民がとるべき行動	避難情報等	防災気象情報（警戒レベル相当情報） 浸水の情報（河川） 土砂災害の情報（雨）	
5	災害発生 又は切迫	命の危険 直ちに安全確保！	緊急安全確保	5 相当	氾濫発生情報 大雨特別警報 (土砂災害)
~~~~~ < 警戒レベル4までに必ず避難！ > ~~~~~					
4	災害の おそれ高い	危険な場所から 全員避難	避難指示	4	氾濫危険情報 土砂災害警戒情報
3	災害の おそれあり	危険な場所から 高齢者等は避難	高齢者等避難	3	氾濫警戒情報 洪水警報 大雨警報
2	気象状況悪化	自らの避難行動を確認	大雨・洪水注意報	2 相当	氾濫注意情報 ---
1	今後気象状況悪化 のおそれ	災害への心構えを高める	早期注意情報	1 相当	--- ---

市区町村長は、河川や雨の情報（警戒レベル相当情報）のほか、地域の土地利用や災害実績なども踏まえ総合的に避難情報等（警戒レベル）の発令判断をすることから、警戒レベルと警戒レベル相当情報が出るタイミングや対象地域は必ずしも一致しません。

わからないことがありましたらお住まいの市区町村にお問い合わせください。

(参考) 内閣府防災ホームページ「避難情報に関するガイドラインの改定(令和3年度)」  
[https://www.bousai.go.jp/oukyu/hinanjouhou/r3_hinanjouhou_guideline](https://www.bousai.go.jp/oukyu/hinanjouhou/r3_hinanjouhou_guideline)

### 3 気象警報等が発表された場合（又は発表が予見される場合）

Point	<input type="checkbox"/> 児童生徒の在校時・不在時それぞれにおける対応を定めること。 <input type="checkbox"/> 各種防災情報を確実に入手すること（第2章6「情報の収集方法」参照）。
-------	-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

#### ◎児童生徒在校時の対応

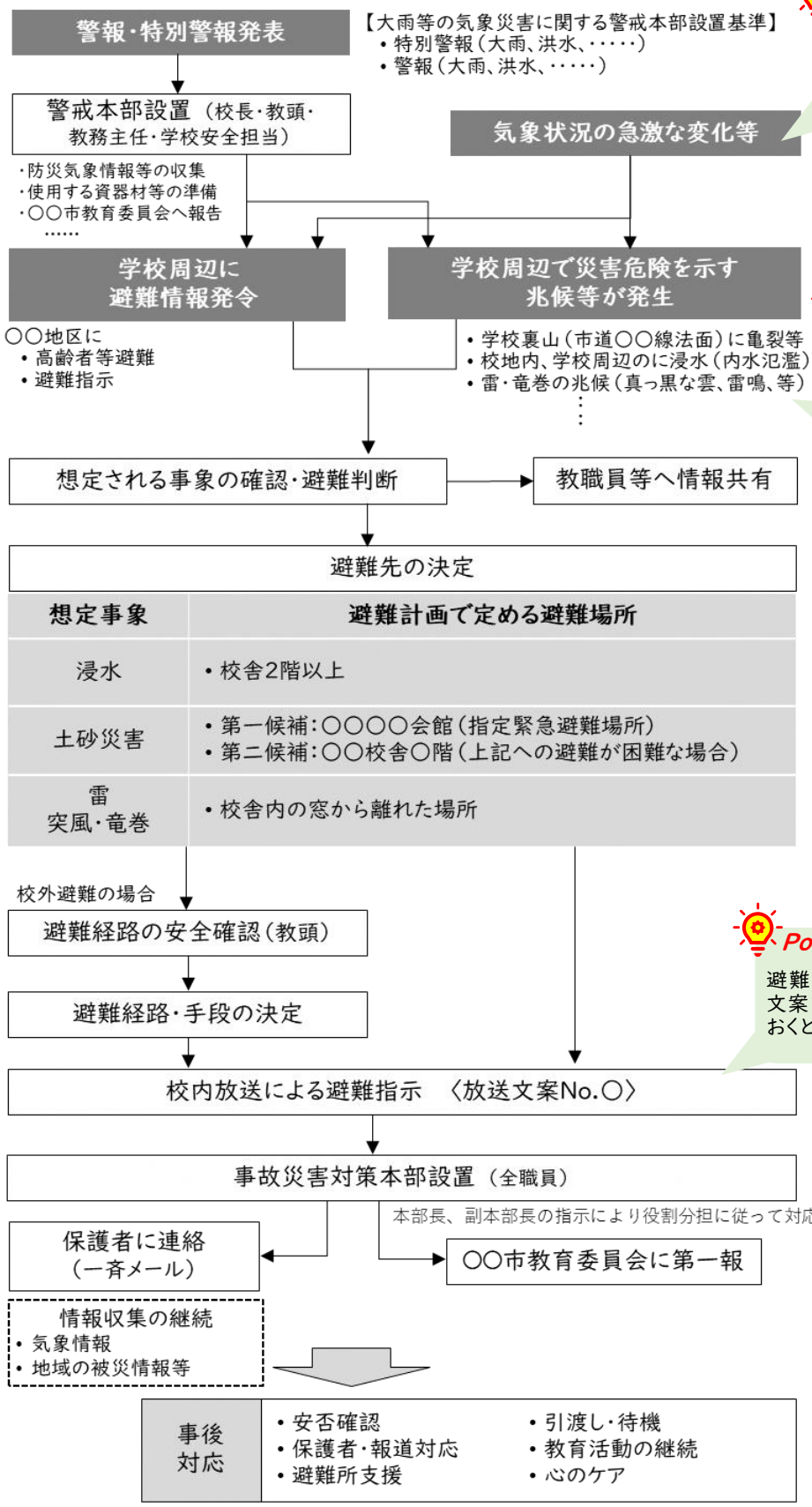
1 警報等発表時（又は警報等の発表が予見できたとき）	実施者
<input type="checkbox"/> テレビ、ラジオ、インターネット等からの情報収集体制強化 <input type="checkbox"/> 指示・連絡体制の確認 <input type="checkbox"/> 教職員及び児童生徒への定期的な情報提供開始 <input type="checkbox"/> 周辺校や関係機関との情報共有	<input type="checkbox"/> 災害対策本部
2 授業中止等の対応の検討・決定	
<input type="checkbox"/> 教職員及び児童生徒に連絡 ※授業を継続する場合は情報収集・提供を継続 <input type="checkbox"/> <u>教育委員会への報告（※）</u>	<input type="checkbox"/> 災害対策本部 <input type="checkbox"/> 児童生徒班 <input type="checkbox"/> 災害対策本部
3 下校対応	
<input type="checkbox"/> 通学路、交通機関等の状況を把握（自転車下校の可否の判断） （安全が確認できた場合） 注意喚起をした上で、状況が悪化する前に速やかに下校させる （安全が確認できない場合） 留置き、引渡し等の措置の検討、実施 自転車下校の禁止 （必要に応じて） 保護者への連絡	<input type="checkbox"/> 施設管理班 <input type="checkbox"/> 児童生徒班 <input type="checkbox"/> 災害対策本部 <input type="checkbox"/> 保護者対応班

#### ◎児童生徒不在時の対応（例）※参集した応急対策要員が以下の業務を実施

1 警報等発表時（又は警報等の発表が予見できたとき）
<input type="checkbox"/> テレビ、ラジオ、インターネット等からの情報収集体制強化 <input type="checkbox"/> 指示・連絡体制の確認 <input type="checkbox"/> 必要な教職員の参集（管理職 等） <input type="checkbox"/> 周辺校や関係機関との情報共有 <input type="checkbox"/> 児童生徒、保護者への連絡方法の確認
2 休校等の対応の決定・連絡
<input type="checkbox"/> 各校の授業等の実施基準に基づき対応を決定 <input type="checkbox"/> 必要に応じて児童生徒、保護者等に連絡 <input type="checkbox"/> <u>教育委員会への報告（※）</u>

※教育委員会大規模災害等に関する情報伝達実施要領（毎年度当初に県教委から通知）による。

◆ 突発的な気象災害等の発生時の対応フロー (授業中)



**Point!**  
事前に警報が出されない中で避難の判断が必要となる場合も想定します。

**Point!**  
避難判断の基準、避難場所など、「避難計画」の重要事項は、フロー中に簡潔に記載しておきましょう。

**Point!**  
避難を指示する際の校内放送の文案を、別途、ケース別に用意しておくとう有効です。

#### 4 積乱雲の発生にともなう「竜巻」「雷」「局地的大雨」への対応

Point	<ul style="list-style-type: none"> <li>□ 積乱雲が発達する兆候を察知したら、気象情報をこまめに確認すること。</li> <li>□ 竜巻・雷・局地的大雨の兆候が見られたら、速やかに身の安全を確保すること。</li> </ul>
-------	---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

「教職員のための危機対応BOOK」（静岡県教育委員会）

### ② 竜巻・雷・局地的大雨発生時の初動対応

#### 1. 危険の察知

竜巻・雷・局地的大雨の兆候

- 黒い雲の接近
- 雷の音
- ゴロゴロ
- 冷たい風
- ピュウ……

#### 2. 身を守る指示

雷・局地的大雨

- ▶ 水辺から離れなさい
- ▶ 建物や自動車の中に避難しなさい
- ▶ 木や電柱から離れなさい
- ▶ 雷鳴が遠くてもすぐに避難
- ▶ 木の下で雨宿りは危険

屋外 避難 屋内

竜巻

- ▶ 頑丈な建物の中に避難しなさい
- ▶ 物陰で身を伏せなさい
- ▶ 窓や壁から離れなさい
- ▶ 窓を閉めカーテンを引きなさい
- ▶ 車庫や物置への避難は危険

## 1 原子力災害対策の基礎知識

「原子力防災のしおり 平成30年10月」(静岡県)

# 原子力災害とは、 なんですか？

原子力発電所の事故により、発電所から放射性物質が外にもれてしまうことをいいます。  
原子力災害は、自然災害と比べ、主に次のような特徴があります。

放射性物質は、放射線を放出しながら雲のようなかたまりとなって風下へ広がります。

放射性物質や放射線は人間の五感で感知することができませんが、放射線測定器を用いることにより検知することができます。

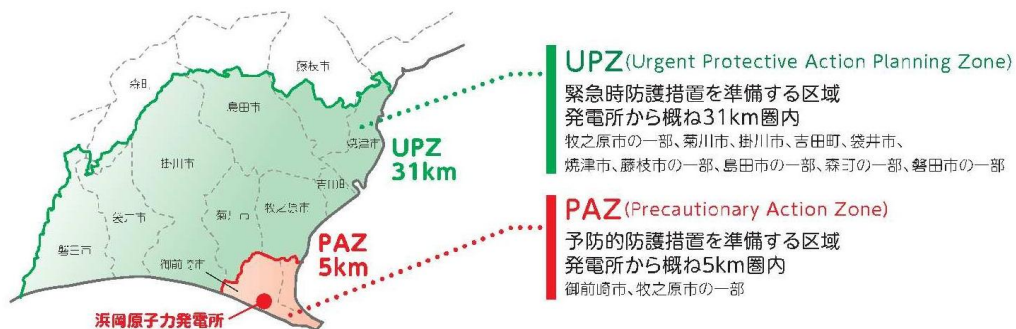
放射線による被ばくから身を守るためには屋内退避や避難などの防護措置が必要となります。



放射線を浴びることを被ばくといい、身体の外から被ばくする外部被ばくと、食べ物や呼吸によって身体の中から被ばくする内部被ばくがあります。

## 原子力災害対策を重点的に 行う地域はどこですか？

中部電力浜岡原子力発電所は、遠州灘に面した御前崎市佐倉に立地しています。原子力災害対策を重点的に実施すべき地域として、県では発電所から概ね半径31km圏内の地域を設定しています。



# どんなときに どんな指示が出るの？

原子力発電所で事故が発生した場合は、発電所がどうなっているか、放射性物質が放出されているか、放射線の測定(モニタリング)結果はどうか、に基づき、屋内退避や避難などの必要な防護措置が判断され、指示が出されます。

## 発電所の状況に基づく判断(放射性物質の放出前)

事例	緊急事態区分	PAZの防護措置	UPZの防護措置
県内で震度6弱以上の地震が観測された時など	<b>警戒事態</b> 異常事態の発生、またはそのおそれがあるとき	要配慮者等の避難準備	情報収集
発電所の全交流電源が喪失した状態が継続した時など	<b>施設敷地緊急事態</b> 放射線による影響が起こる可能性があるとき	要配慮者等の避難実施 一般住民に避難準備を行うよう指示が出ます。	屋内退避の準備を行うよう指示が出ます。
原子炉を冷却する全ての機能を喪失した時など	<b>全面緊急事態</b> 放射線による影響が起こる可能性が高いとき	全住民の避難、安定ヨウ素剤の服用の指示が出ます。	屋内退避の実施や避難・一時移転の準備を行うよう指示が出ます。

## 空間放射線量率に基づく判断(放射性物質の放出後)

放射線モニタリングの値	防護措置
500 $\mu$ Sv/h超過	数時間以内を目途に区域を特定し、速やかに(1日以内を目安)避難するよう指示が出ます。
20 $\mu$ Sv/h超過	1週間程度内に移転する一時移転の指示が出ます。
0.5 $\mu$ Sv/h超過	飲食物を検査する区域を決め、検査結果によっては摂取制限を行います。

$\mu$ Sv：マイクロシーベルト

# 原子力発電所で 緊急事態が発生したら

万が一、原子力発電所で**緊急事態**が発生し、放射性物質の放出による影響が周辺地域に及ぶ、又はそのおそれがある場合には、国、県、市町などの防災関係機関は、防災計画に基づき、皆様の健康と安全を守るために様々な防災活動を行います。これらの状況については、ラジオ、テレビ、防災行政無線、インターネット、広報車などにより、そのつど住民の皆様へお知らせします。情報に従い落ちついて行動してください。



 <p><b>慌てて行動せず、次の情報がでるまで屋内で退避しましょう。</b></p>	 <p><b>うわさやデマに惑わされないようにしましょう。</b> 県や市町からの正しい情報にしたがって行動しましょう。おかしいと思ったら、複数の公共放送で確認してください。</p>
 <p><b>電話の使用は極力控えましょう。</b> 安否情報の確認などは、「災害時伝言ダイヤル171」などを利用しましょう。</p>	 <p><b>おとなりさん・ご近所さんとの情報の確認をしましょう。</b> お年よりや体の不自由な方には、特に声をかけましょう。</p>

原子力災害が発生したときは発電所の事故の状況や緊急時モニタリングによる放射線の実測値などに基づき屋内退避や避難などの防護措置が決定されます。

住民が一斉に避難を開始すると、交通網が混乱し、いたるところで大渋滞が発生することで避難時間が長くなるとのシミュレーションの結果があります。

みなさんができるだけスムーズに避難でき、被ばくを最小限にとどめられるよう、屋内退避や避難の指示に基づいて冷静な行動をお願いします。

## 静岡県原子力防災ポータル

静岡県では浜岡原子力発電所の状況、緊急時モニタリングの情報、避難指示等の範囲、避難ルートなどの情報をパソコンやスマートフォン等で見る事ができるシステムを開発しました。(H28.3)

QRコードでも  
アクセス可能



静岡県のホームページからアクセスできます。(http://shizuoka.force.com/shizuokandp)

# 屋内退避の 指示が出されたら

自宅などの屋内に入り、できる限り外気に触れないよう、ドアや窓を全部閉めてください。  
建物に入ると被ばくを減らすことができます。コンクリートなどの気密性の高い建物はより効果的です。



放射性プルーム(放射性物質が雲状になったもの)が通過する時に屋外で行動すると、かえって被ばくが増すおそれがあります。屋内退避によって放射性物質をできるだけ避けたほうが、被ばく量を少なくすることができます。

(学校の場合)

- 教室等の全ての窓やカーテンを閉め、換気扇等を止める。
- 避難等に備え、マスク配布の準備をする。
- 長時間の屋内退避においては、特に体調や気持ちの変化に配慮する。
- 自治体等からの指示に迅速に対応できるよう、身支度を整えさせる。
- 今後の動きや留意点(保護者への引渡し・避難・家族との合流、防護対策等)を児童生徒に説明する。
- 一斉メール等を活用し、学校の対応(屋内退避)等について保護者に連絡する。

## 2 浜岡地域原子力災害広域避難計画

Point	<input type="checkbox"/> 浜岡原子力発電所の原子力災害対策重点区域（PAZ、UPZ）にかかる11市町に居住する児童生徒を避難計画の対象とすること。 <input type="checkbox"/> 大規模地震との複合災害も考慮し、避難計画対象者全員について、予め避難先の市町村を定めておくこと。
-------	--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

### ●避難元市町ごとの避難先（県内の避難先及び協議をしている都県、市区町村）

	PAZ	UPZ	避難先1 原子力災害が単独で発生した場合等	避難先2 大規模地震との複合災害等で、 避難先1に避難できない場合
御前崎市	○		静岡県内（浜松市）	長野県（松本地域、北アルプス地域、長野地域、北信地域）※
牧之原市	△		山梨県（甲斐市、中央市、南アルプス市、昭和町、市川三郷町）	長野県（佐久地域、上田地域）※
		△	山梨県（甲府市、笛吹市、甲州市、山梨市、北杜市、富士吉田市、都留市、大月市、上野原市、韮崎市、富士河口湖町、富士川町、身延町、南部町）	群馬県（高崎市、沼田市、渋川市、藤岡市、富岡市、安中市、榛東村、吉岡町、下仁田町、甘楽町、玉村町）
島田市		△	静岡県内（静岡市、川根本町、富士市、沼津市、長泉町、清水町、函南町、伊豆の国市、伊豆市、下田市、東伊豆町、河津町、松崎町、西伊豆町、南伊豆町）	東京都（特別区、市町村（島しょ部を除く））
藤枝市		△	神奈川県（全33市町村） 静岡県内（三島市、裾野市、御殿場市、小山町、熱海市、伊東市）	埼玉県（全63市町村）
焼津市		○		
吉田町		○	静岡県内（静岡市、富士宮市）	群馬県（前橋市、伊勢崎市、太田市、桐生市、みどり市）
菊川市		○	静岡県内（浜松市、湖西市） 愛知県（豊橋市、田原市）	富山県（高岡市、氷見市、砺波市、小矢部市）
掛川市		○	愛知県（岡崎市、碧南市、刈谷市、安城市、西尾市、知立市、高浜市、幸田町、豊田市、みよし市、新城市、設楽町、東栄町、豊根村、豊川市、蒲郡市）	富山県（富山市、魚津市、滑川市、黒部市、南砺市、射水市、上市町、立山町、入善町、朝日町、舟橋村）
袋井市		○	三重県（全29市町）	福井県（福井市、大野市、勝山市、鯖江市、あわら市、越前市、坂井市、永平寺町、池田町、南越前町、越前町）

	PAZ	UPZ	避難先 1	避難先 2
磐田市		△	岐阜県（全 42 市町）	石川県（金沢市、小松市、加賀市、白山市、能美市、野々市市、川北町、津幡町、内灘町）
森町		△	静岡県内（森町内）	静岡県内（森町内）

○：市町全域が P A Z 又は U P Z 対象範囲

△：市内の一部が P A Z 又は U P Z 対象範囲

（※）長野県の地域

地域	市町名
松本	松本市、塩尻市、安曇野市、麻績村、生坂村、山形村、朝日村、筑北村
北アルプス	大町市、池田町、松川村、白馬村、小谷村
長野	長野市、須坂市、千曲市、坂城町、小布施町、高山村、信濃町、飯綱町、小川村
北信	中野市、飯山市、山ノ内町、木島平村、野沢温泉村、栄村
佐久	小諸市、佐久市、小海町、佐久穂町、南相木村、北相木村、軽井沢町、御代田町、立科町
上田	上田市、東御市、長和町、青木村

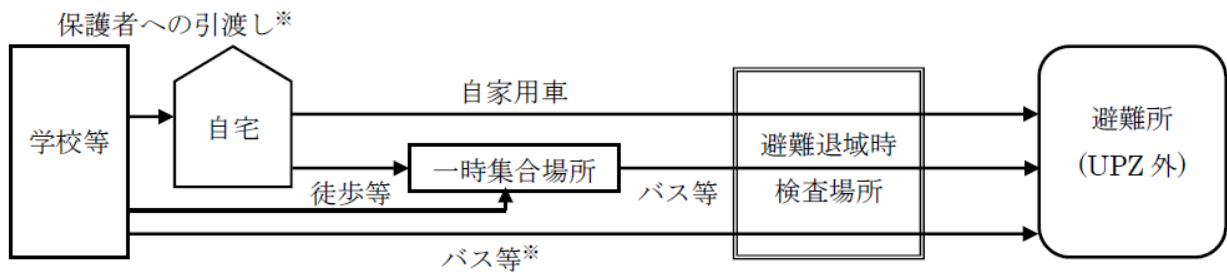
●対象となる学校の考え方

市町名	学校の対応
御前崎市	市内の全ての学校が P A Z 内に該当
牧之原市	市内の一部の学校が P A Z 内に該当 それ以外の学校は U P Z 内に該当
掛川市・菊川市・吉田町・袋井市・焼津市・磐田市・島田市・藤枝市・森町	U P Z 内に該当 (下線の市町に所在する学校については、同一市町内に U P Z 内と外の地区が含まれるため、市町防災担当部局に自校が求められる対応について確認すること)

● P A Z 内の公立学校

所在地	幼稚園 認定こども園	小学校	中学校	高等学校	特別支援
御前崎市	御前崎／さくら ／北こども／は まおか	御前崎／白羽／ 第一／浜岡東／ 浜岡北	御前崎 浜岡	池新田	掛川特支御前崎 分校
牧之原市	地頭方 相良	地頭方 相良	相良	相良	
計	6 校	7 校	3 校	2 校	1 校

◎学校等の避難フロー（PAZ・UPZ共通）



※ 保護者への引渡しを原則とするが、引渡しが出来ない場合には、市町の指示によりバス等により避難するものとする（バス等の確保は県が国の支援、交通関係機関の協力を受け行う。）。

（『浜岡地域原子力災害広域避難計画 H30.6月修正』（静岡県危機管理部）参照）

3 原子力施設において異常な事態が発生した場合に備えた学校の対応

Point	<ul style="list-style-type: none"> <li>□ PAZ、UPZで避難のタイミング及び避難単位が異なるため、学校の所在地及び児童生徒の居住地に合わせた対応を検討しておくこと。</li> <li>□ 自家用車避難を原則とすることから、保護者と児童生徒が可能な限り一緒に行動できるよう、下校又は引渡しの時期を判断すること。</li> <li>□ 避難が広域、長期に及ぶこともあるため、教職員及び児童生徒の緊急連絡先を持ち出せるようにしておくこと。</li> <li>□ 引渡し等の決定を伝達する方法は、大規模災害も想定し、複数確保しておくこと（一斉メール／HP／災害伝言ダイヤル等）。</li> </ul>
-------	-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

●PAZ又はUPZ圏内から通学している児童生徒への対応

事前の準備	<ul style="list-style-type: none"> <li>□ 原子力発電所のある地域から通学している児童生徒がいる場合は名簿を作成し、原子力災害発生時の対応について、保護者と共通理解を図る。</li> </ul>
原子力施設において異常な事態が発生した場合	<ul style="list-style-type: none"> <li>□ 災害発生状況を把握し、当該児童生徒に正確な情報を伝える。</li> <li>□ 原子力災害の場合、自家用車避難を原則とすることから、保護者と児童生徒が可能な限り一緒に行動できるよう下校又は引渡しの時期を判断する。</li> <li>□ 下校又は保護者への引渡しができない場合は、学校で待機させ、教職員とともに行動する。</li> </ul>

○各市町の広域避難確保計画を確認しておくことよい

○防災教育推進のための連絡会議等の場で、原子力災害時の対応について、市町に事前に確認しておくことよい

○学校の所在地がPAZ・UPZ地区外の場合でも、同地区から通学している児童生徒の有無を確認しておくことよい

◎ P A Z内の学校における対応

P A Z内の学校は、全面緊急事態まで進展した場合、自治体の指示に従い、児童生徒を引率して避難することになるため、可能な限りそれ以前の段階で下校又は引渡しが行なわれるよう努めること。

	警戒事態	施設敷地緊急事態 (避難準備)	全面緊急事態 (避難)
学校がただちに取るべき対応	<input type="checkbox"/> ただちに教育活動を中止 <input type="checkbox"/> 学校の対応を保護者に連絡 <input type="checkbox"/> 下校又は引渡し <input type="checkbox"/> 上記の対応を教育委員会に連絡	<input type="checkbox"/> ただちに教育活動を中止 <input type="checkbox"/> 学校の対応を保護者に連絡 <input type="checkbox"/> 下校又は引渡し <input type="checkbox"/> 上記の対応を教育委員会に連絡	<input type="checkbox"/> ただちに教育活動を中止 <input type="checkbox"/> 学校の対応を保護者に連絡 <input type="checkbox"/> 自治体からの避難指示に備え、原則引渡しは一旦中断 <input type="checkbox"/> 上記の対応を教育委員会に連絡
下校又は引渡しができない児童生徒への対応	<input type="checkbox"/> 学校等に留置き <input type="checkbox"/> 一時集合場所への避難準備を開始	<input type="checkbox"/> 学校等に留置き <input type="checkbox"/> 一時集合場所への避難準備を開始	<input type="checkbox"/> 学校等の屋内に退避 <input type="checkbox"/> 自治体から避難の指示が出た時点で一時集合場所への移動を開始

◎ U P Z内の学校における対応

U P Z内の学校は、放射性物質が漏洩した場合、自治体の指示に従い、児童生徒を引率して避難することもありうるため、可能な限りそれ以前の段階での下校又は引渡しが行なわれるよう努めること。

	警戒事態	施設敷地緊急事態 (屋内退避準備)	全面緊急事態 (屋内退避)
学校がただちに取るべき対応	<input type="checkbox"/> ただちに教育活動を中止 <input type="checkbox"/> 学校の対応を保護者に連絡 <input type="checkbox"/> 下校又は引渡し <input type="checkbox"/> 上記の対応を教育委員会に連絡	<input type="checkbox"/> ただちに教育活動を中止 <input type="checkbox"/> 屋内退避準備 <input type="checkbox"/> 学校の対応を保護者に連絡 <input type="checkbox"/> 下校又は屋内での引渡し <input type="checkbox"/> 上記の対応を教育委員会に連絡	<input type="checkbox"/> ただちに教育活動を中止 <input type="checkbox"/> 屋内退避 <input type="checkbox"/> 学校の対応を保護者に連絡 <input type="checkbox"/> 屋内での引渡し <input type="checkbox"/> 上記の対応を教育委員会に連絡
下校又は引渡しができない児童生徒への対応	<input type="checkbox"/> 学校等に留置き	<input type="checkbox"/> 学校等の屋内に留置き	<input type="checkbox"/> 学校等の屋内に留置き

◎UPZ外の学校における対応

原子力災害発生時は、PAZ内及びUPZ内の住民等は事態の進展によって避難等が実施されることから、当該地域から通学する児童生徒が保護者と一緒に行動できるよう、警戒事態から下校または引渡しが行なわれるよう努めること。

	警戒事態	施設敷地緊急事態	全面緊急事態
学校がただちに取るべき対応	<input type="checkbox"/> 平常授業（※） <input type="checkbox"/> 学校の対応を保護者に連絡 <input type="checkbox"/> PAZまたはUPZ内から通学する児童生徒は下校または引渡し <input type="checkbox"/> 上記の対応を教育委員会に連絡	<input type="checkbox"/> 平常授業（※） <input type="checkbox"/> 学校の対応を保護者に連絡 <input type="checkbox"/> PAZ内から通学する児童生徒は引渡し <input type="checkbox"/> UPZ内から通学する児童生徒は下校または引渡し <input type="checkbox"/> 上記の対応を教育委員会に連絡	<input type="checkbox"/> 平常授業（※） <input type="checkbox"/> 学校の対応を保護者に連絡 <input type="checkbox"/> PAZまたはUPZ内から通学する児童生徒は引渡し <input type="checkbox"/> 上記の対応を教育委員会に連絡

（※）原子力災害が地震・津波に起因する場合は、地震・津波時の対応に準拠する。

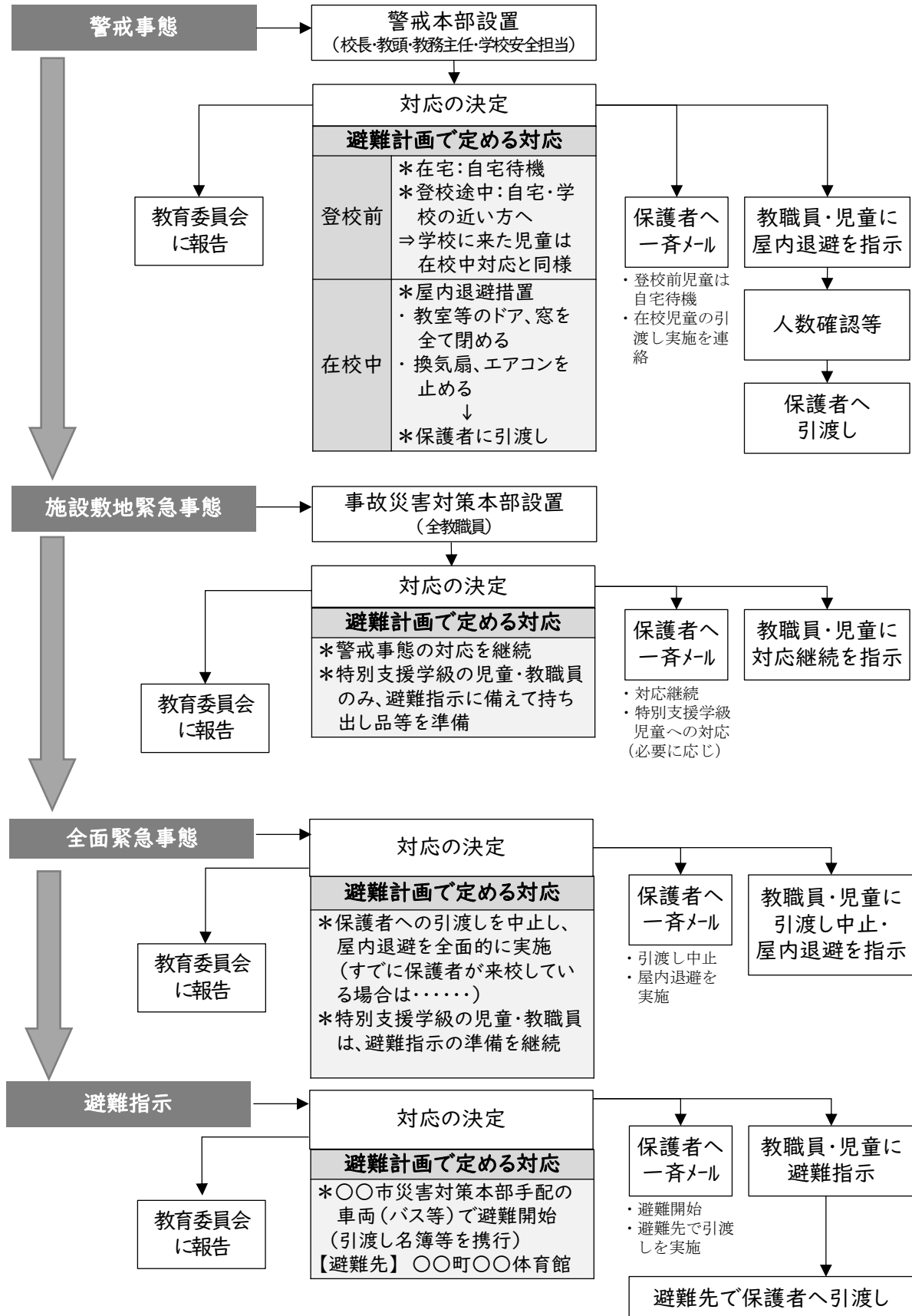
【参考】下校・引渡しのルール（まとめ） 上段：警戒事態 中段：施設敷地緊急事態 下段：全面緊急事態

		児童生徒の居住地		
		PAZ内	UPZ内	UPZ外
学校	PAZ内	【下校または引渡し】		
		【引渡し】	【下校または引渡し】	
		自治体からの避難指示に備え、原則【引渡し】は一旦中断（※）		
	UPZ内	【下校または引渡し】		
		【引渡し】	【下校または引渡し】	
		【引渡し】		
	UPZ外	【下校または引渡し】		—
		【引渡し】	【下校または引渡し】	—
		【引渡し】		—

（※）自治体から避難指示が出るまでは可能な限り【引渡し】を継続

（参考）学校の「危機管理マニュアル」等の評価・見直しガイドライン—サンプル編（文部科学省）

◆ 原子力災害対応フロー（UPZ内の場合）



## 1 国民保護対策の基礎知識

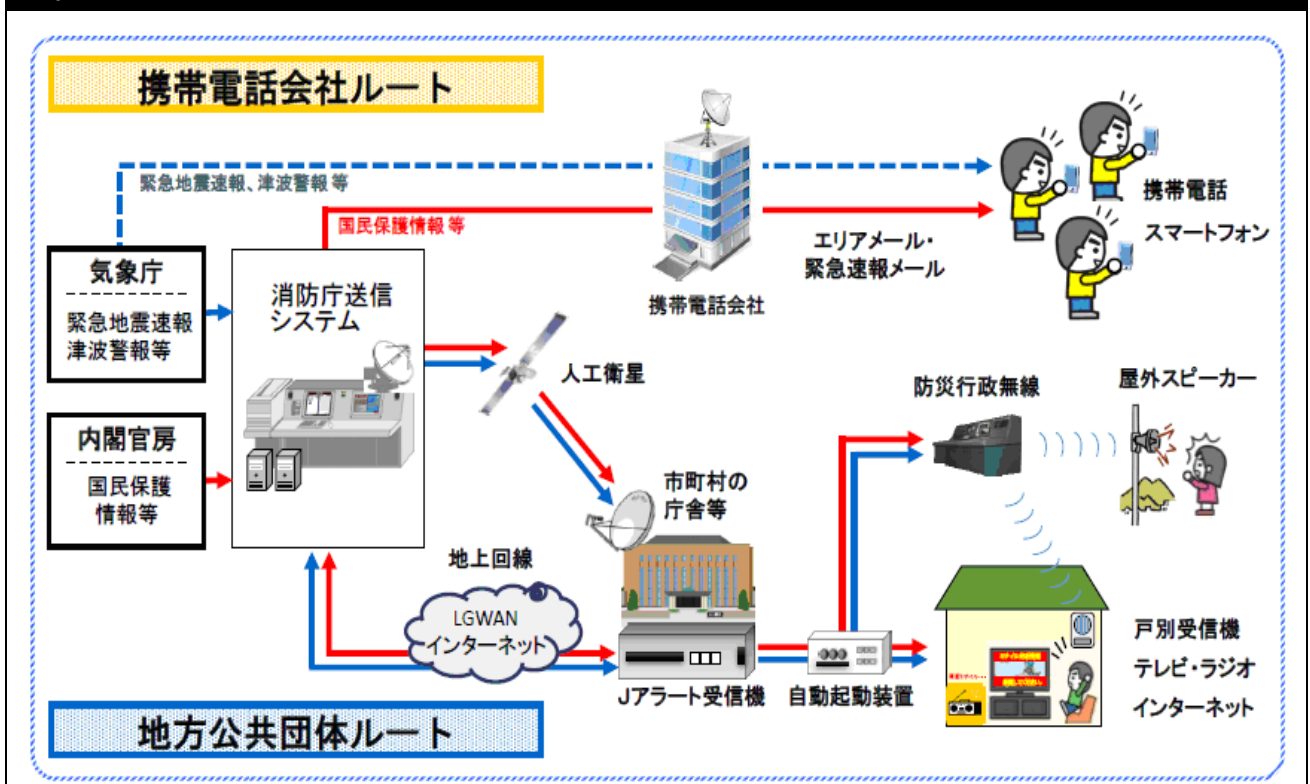
## ●国民保護

万が一、外敵から日本国に対する武力攻撃があったときに、国民の生命身体及び財産を保護する。

## ●全国瞬時警報システム（Jアラート）

緊急地震速報や津波警報、弾道ミサイル情報など、対処に時間的余裕のない事態に関する情報をスマートフォン等に配信される緊急速報メール、市町村防災行政無線等により、国から住民まで緊急情報を瞬時に伝えるシステム。

## 「Jアラート」（総務省消防庁）



## 2 ミサイル発射後に出されるＪアラート警報時の対応

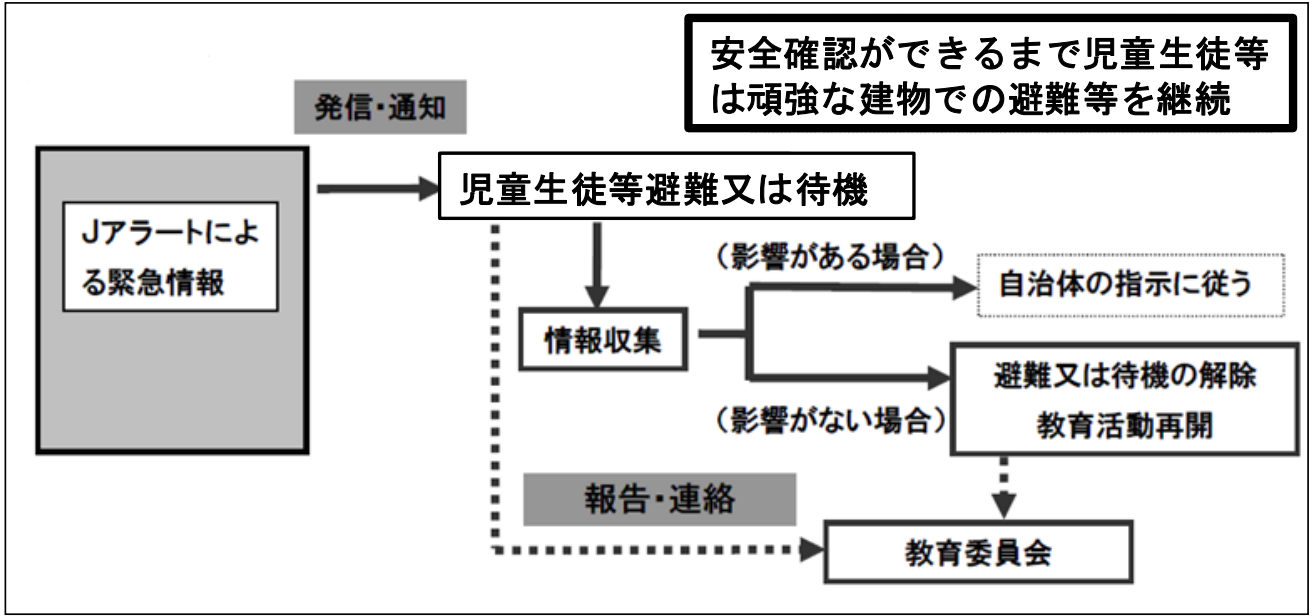
Point	<input type="checkbox"/> Ｊアラートにより緊急情報が発信された場合の臨時休業等の対応を予め定めておくこと。 <input type="checkbox"/> 事前に対応を定め、児童生徒や保護者に予め通知すること。
-------	---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

### ◎具体的対応 ※別紙参照

1 事前の対応	
<input type="checkbox"/> マニュアルの見直し・整備（教育活動の中止基準の明確化 等） 例）Ｊアラートにより緊急情報が発信された場合は1校時を休講とする <input type="checkbox"/> 学校環境の安全点検及び整理整頓 <input type="checkbox"/> 児童生徒・保護者・教職員によるＪアラート警報時の対応策の共通理解 <input type="checkbox"/> 避難訓練の実施	
2 事後の対応	
<b>Ｊアラートによる緊急情報（ミサイル発射）の発信時</b>	
始業前	<input type="checkbox"/> 児童生徒に対し、避難や自宅待機を指示 <input type="checkbox"/> 休校、短縮授業の措置を取る場合は、その旨連絡するとともに教育委員会に報告 <input type="checkbox"/> 避難行動 <ul style="list-style-type: none"> <li>・出勤前の場合は自宅待機</li> <li>・出勤途上の場合は、近くの建物や地下に避難するか、近くに建物等がない場合は地面に伏せ頭部等を守る</li> <li>・出勤後の場合は、校内にいる児童生徒へ避難を指示するとともに自らも避難</li> </ul> <input type="checkbox"/> テレビやラジオ、スマートフォン等での情報収集
在校中	<input type="checkbox"/> 授業を中止し、児童生徒に避難行動を指示 <ul style="list-style-type: none"> <li>・屋外にいる場合は、校舎等の建物内に児童生徒を避難</li> <li>・屋内にいる場合は、室内を密閉し、できる限り窓から離れる</li> </ul> <input type="checkbox"/> テレビやラジオ、スマートフォン等での情報収集
放課後	<input type="checkbox"/> 校内に児童生徒がいる場合は、屋内避難 <input type="checkbox"/> 部活動等を行っている場合は中止 <input type="checkbox"/> テレビやラジオ、スマートフォン等での情報収集
<b>Ｊアラートによる緊急情報（ミサイル通過＝影響がない場合）の発信時</b>	
始業前	<input type="checkbox"/> 児童生徒に対し、避難や自宅待機の解除を通知 <input type="checkbox"/> 避難行動をやめ、出勤 <input type="checkbox"/> 引き続き、情報収集
在校中	<input type="checkbox"/> 避難行動をやめるよう児童生徒に指示し、授業を再開 <input type="checkbox"/> 引き続き、情報収集
放課後	<input type="checkbox"/> 避難行動をやめるよう児童生徒に指示 <input type="checkbox"/> 部活動等の再開の判断をし、児童生徒に伝達 <input type="checkbox"/> 引き続き、情報収集

Jアラートによる緊急情報（ミサイル落下＝影響がある場合）の発信時	
全時間帯	<input type="checkbox"/> 児童生徒の安全を最優先し、避難指示をするとともに自らも避難行動 <input type="checkbox"/> 屋外にいる場合は、口と鼻をハンカチ等で覆い、密閉性の高い屋内又は風上へ避難 <input type="checkbox"/> 引き続き、情報収集 <input type="checkbox"/> 自治体から指示があった場合は、指示に従って行動

(参考) 対応の全体的な流れ



### 全国瞬時警報システム(Jアラート) 警報時の対応について ~学校の対応編~

**事前対応**

- 「全国瞬時警報システム(Jアラート) 警報時の対応について~行動編~」等を参考に、児童生徒に対しJアラート警報時の行動や体勢等を指導する
- Jアラート警報時の行動、学校の対応について、保護者に周知する

**授業中断等の基準**

• 始業前: **学校の対応を記載**

• 授業中:

**授業中断等の判断について(参考)**

ミサイルの発射条件によっては、極めて短時間(1,600kmほどの距離を約10分)で飛来することが予想されるため、中断や登校時間を遅らせる等については速やかな判断が求められる。

**ミサイルが発射された場合**

**始業前**

- 登校前の児童生徒は、自宅待機させる(事前指導)
- 授業開始を遅らせる等の措置を取り、児童生徒、保護者に通知する

**登下校中**

- 登下校中の児童生徒は近くの建物に避難させる(事前指導)
- 電車やバス(乗合バス)に乗りしている場合は、事業者の指示に従う(事前指導)
- スクールバス乗車中の場合は、バスを降り近くの建物に避難するか、バスに乗りしたまま比較的 안전한場所(地下やトンネル等)に移動し、避難姿勢をとる(事前指導)

**児童生徒在校時**

- 教育活動を中止し、児童生徒を速やかに屋内(校舎等)に避難させる
- 屋内(校舎、寄宿舎等)にいる場合は、爆風により窓ガラス等が吹き飛ぶおそれがあるため、できる限り窓から離れさせる

**放課後(児童生徒が残っている場合)**

- 課外活動(部活動等)を行っている場合は中止し、児童生徒を屋内(校舎等)に避難させる

**ミサイルが通過した場合**

- 安全が確認でき次第避難行動をやめ、教育活動等を再開する
- 引き続き、テレビやラジオ、インターネット等で情報を収集する

静岡県教育委員会

### 全国瞬時警報システム(Jアラート) 警報時の対応について ~行動編~

Jアラート警報の意味を理解し、情報収集しながら適切な行動に努めてください

**ミサイルが発射された場合**

- 屋内にいる場合
  - 窓から離れるか、窓のない部屋に移動する
- 屋外にいる場合
  - 近くの建物(できればコンクリート造り等頑丈な建物)や地下に避難する
  - 近くに建物がない場合
    - 物陰に身を隠すか、地面に伏せて頭部を守る

**★ポイント**

**ミサイル着弾時に爆風や破片等による被害を避けるための避難行動を取る**

**ミサイルが落下した場合**

- 屋内にいる場合
  - 換気扇を止め、窓を閉め、目張りして室内を密閉する
- 屋外にいる場合
  - 口と鼻をハンカチで覆いながら直ちに現場を離れ、密閉性の高い建物又は風上に避難する
- テレビ、ラジオ、インターネット等で情報を収集する
- 行政からの指示(同報無線等)があれば、指示に従う

**★ポイント**

**弾頭の種類に応じて被害の様相や対応が異なるため、避難行動を続けながら情報を収集すること**

**ミサイルが通過した場合**

- 避難行動をやめ、引き続き情報収集に努める
- 落下物らしきものを発見した場合は決して近寄らず、警察・消防に連絡する
- 防災行政無線等による指示があった場合は指示に従って行動する

静岡県教育委員会

参考: 国民保護ポータルサイト

(8)

その他

### 1 大規模停電発生時における学校の対応

Point	<input type="checkbox"/> 自然災害等に起因して発生する事象（大規模停電等）が学校運営に与える影響とその対策を予め検討する。
-------	---------------------------------------------------------------------------

#### ●事前の対応

<input type="checkbox"/> 気象情報の収集（静岡地方気象台HP／サイポスレーダー／静岡県地理情報システム 等）
<input type="checkbox"/> 防災設備等の確認、必需品の備蓄
<input type="checkbox"/> 授業等の実施基準の決定と保護者等への周知
<input type="checkbox"/> 連絡体制の確立（教職員、児童生徒、保護者、行政・防災関係機関）

#### ◎大規模停電発生時における教育活動の実施基準（例）

状況	基準
<input type="checkbox"/> 信号機の消灯など、通学時の安全が確保できない。 <input type="checkbox"/> トイレ等の生活用水が確保できない。 <input type="checkbox"/> 十分な照度が確保できない等、授業実施に支障がある。 <input type="checkbox"/> 公共交通機関の運休	<input type="checkbox"/> 原則として休校

#### ◎大規模停電発生時の対応（例）

実施項目	実施者
<input type="checkbox"/> 施設の安全点検 <input type="checkbox"/> 通学路等の安全確保の確認 <input type="checkbox"/> トイレ等の生活用水の確認 <input type="checkbox"/> 授業実施等の判断 <input type="checkbox"/> 児童生徒・保護者・教職員への連絡 <input type="checkbox"/> 非常電源の確保	<input type="checkbox"/> 応急対策要員

## 2 児童生徒の引渡し及び待機

Point	<input type="checkbox"/> 児童生徒を下校させるか、学校に待機させ保護者に引渡すかは、地震の規模や被災状況により判断すること（他の災害でも同じ）。 <input type="checkbox"/> 引渡しの基準等について、保護者に対する周知徹底を図ること。 <input type="checkbox"/> 引渡し等の決定を伝達する方法は、大規模災害も想定し、複数確保しておくこと。（一斉メール／HP／災害伝言ダイヤル等）。
-------	---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

### ◎引渡しのルール（例）

状 況		基 準
学校を含む地域の震度	震度4以下	<input type="checkbox"/> 状況に応じて下校（地区ごと集団下校等）。 <input type="checkbox"/> 交通機関に混乱が生じている場合や、通学路の安全が確認できない場合は学校で待機させる。
	震度5弱以上	<input type="checkbox"/> 原則として、安全が確認できるまでは学校で待機させる。 <input type="checkbox"/> 安全が確認されたら、保護者への引渡し・集団下校等、地震の規模、被災状況に応じて適切に判断する。

### ●引渡しにおける留意事項

<input type="checkbox"/> 保護者への引渡しが困難になることも踏まえ、祖父母や親戚等も含め、複数の引受人を把握しておく。 <input type="checkbox"/> 地域ごと集団で下校させるなど、安全確保上の配慮を徹底する。 <input type="checkbox"/> 児童生徒の下校後の状況把握に努める（避難先・家族や自宅の被害等）。 <input type="checkbox"/> 保護者に引渡した後においても、安全に帰宅できることが確認されるまでは、保護者とともに学校に置くなどの対応も必要である。 <input type="checkbox"/> 引渡しカード（緊急連絡先届）等を活用し、引受人や連絡先を把握しておく
--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

### ◎引渡し手順（例）

	災害対策本部	児童生徒・保護者対応班
事前	① 引渡し場所（児童生徒待機場所）決定 ② 保護者を誘導・引渡し方法説明	① 引渡しカード準備 ② 児童生徒を待機場所へ移動
引渡し		③ 引渡しカードの照合 ④ 引渡し後の連絡先の確認 ⑤ 引渡し状況の報告
事後	③ 引渡し状況の集約 ④ 引渡しが完了していない児童生徒の保護	⑥ 引渡しが完了していない児童生徒の保護
	<b>【学校待機の留意点】</b> <input type="checkbox"/> 長時間の待機又は宿泊施設の確保 <input type="checkbox"/> 食料・寝具の確保 <input type="checkbox"/> 児童生徒の身体的・精神的ケア	

## 4章 傷病者発生時の対応について

### 1 傷病者発生時の基本の対応

Point	<ul style="list-style-type: none"><li><input type="checkbox"/> 傷病者発生時の初期対応における救急・緊急連絡の手段・体制について、簡潔・具体的に定めていること。</li><li><input type="checkbox"/> 一次救命処置の方法、留意点を簡潔・具体的に定めていること。</li><li><input type="checkbox"/> AEDの使い方について、教職員に対する研修を行うこと。</li></ul>
-------	-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

学校の「危機管理マニュアル」等の評価・見直しガイドライン—解説編（文部科学省）

#### ◆ 傷病者発生時の基本の対応

事故・災害等により傷病者が発生した場合には、教職員等が連携して、迅速・的確な応急手当、緊急連絡・救急要請等を行うことが重要です。

このための基本の対応については、次ページの例に示すように、1枚のフロー図などの形で簡潔・具体的にまとめておくことが望まれます。その際には、特に以下のような点を明確にして、フロー図の中に記載しておきましょう。

#### 【傷病者発生時の基本対応フローに盛り込むべき事項（例）】

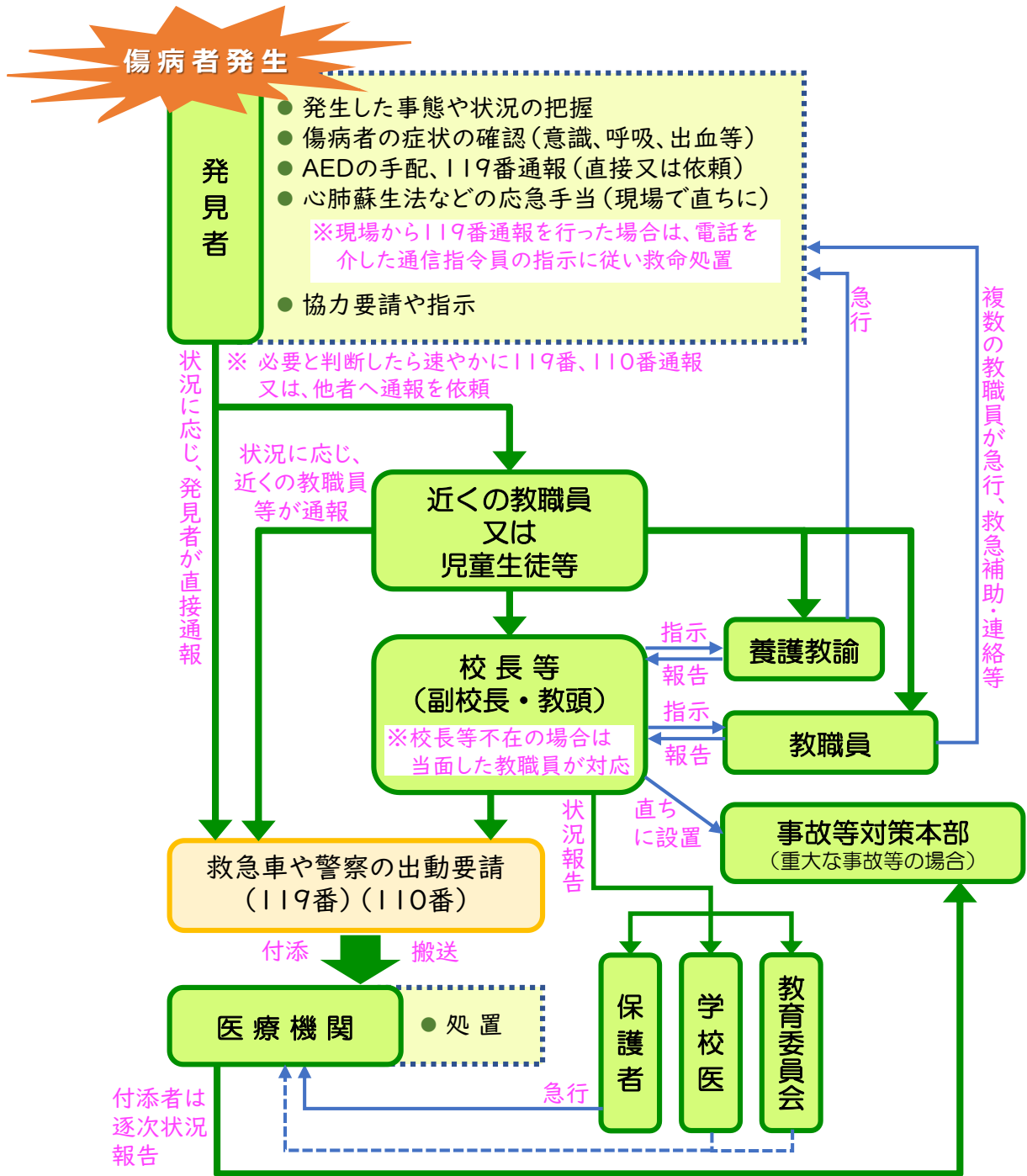
- 発見者の役割（状況把握、症状確認、応急手当、協力要請、指示等）
- 救命処置の優先（管理職への報告よりも優先する）
- 複数の教職員等による対応（応急手当、救急車要請、AED手配、保護者への連絡、周囲の児童生徒等の管理、救急隊誘導、記録等の役割分担）
- 119番、110番の通報者（必要な場合は発見者など管理職以外も通報）
- 保護者への連絡（第一報、第二報の連絡）
- 学校設置者への第一報（※）
- 学校医への連絡

※学校事故対応に関する指針（毎年度当初に県教委から通知）に基づき報告すること。

傷病者の状況によっては、救急車が到着するまでの間、その場で心肺蘇生等の一次救命処置を行うことも必要です。その手順についても簡潔なフロー図等が公表されていますので、それを危機管理マニュアルに引用するなどして、教職員がいざというときに活用できるようにしておきます。あわせて、一次救命処置を行う上での留意点も明記しておくことが有効です。特に、運動部活動中の重大事故としては突然死も多いことから、危機管理マニュアルには運動部活動中に突然生徒が倒れたことを想定することも重要です。

事故災害発生時の対処、救急及び緊急連絡体制の一例

文部科学省「学校の危機管理マニュアル作成の手引」（平成30年2月）を改変して作成



## 一次救命処置の手順と留意点

一次救命処置の手順については、例えば下記の簡潔なフロー図が公表されています。以下の留意点と併せて手順を整理しておくとともに、訓練等を通じて身に付けておきましょう。

### 【一次救命処置を行う上での留意点】

- 意識や呼吸の有無がわからないときはない場合と同じ対応を取ること
- 突然の心停止後には「死戦期呼吸」がみられる場合があること ※
- 119番通報の電話口で指示・指導が受けられるので、必要な場合は電話を切らずに指示を仰ぐこと
- 新型コロナウイルスなどの感染症への対応のために配慮が必要なこと
- AEDの「小児用電極パッド」や「小児用」切替スイッチは、未就学児以下の子供が対象であるため、小学生以上は成人用を用いること

※死戦期呼吸とは、しゃくりあげるような途切れ途切れの呼吸で「普段どおりの呼吸」ではない

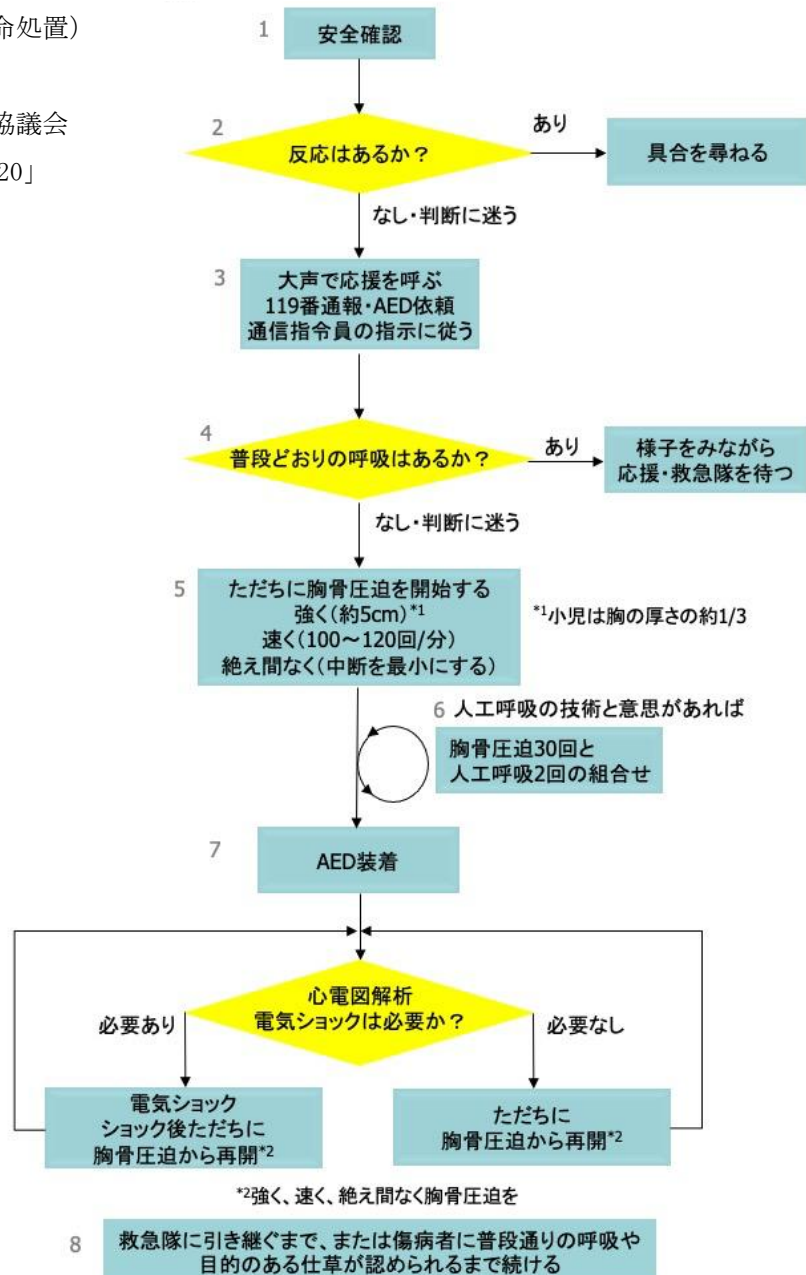
市民におけるBLS（一次救命処置）

アルゴリズム

出典：一般社団法人日本蘇生協議会

「JRC蘇生ガイドライン2020」

注) 本図はドラフト版として公開されたものです。最新版は日本蘇生協議会ウェブサイト (<https://www.japanresuscitationcouncil.org/>) を確認してください。



## 2 頭頸部外傷発生時の対応

Point	□ 頭頸部外傷が発生した場合の初期対応について、簡潔・具体的に定めていること。
-------	-----------------------------------------

学校の「危機管理マニュアル」等の評価・見直しガイドライン—解説編（文部科学省）

### ◆ 頭頸部外傷発生時の対応

ラグビー、柔道、サッカー等のコンタクトスポーツや、回転運動、飛び込みを伴う競技では、転倒や投げ技で投げられて頭部を強打したり脳が激しく揺さぶられたりすることにより、脳しんとうその他の頭頸部外傷を引き起こす場合があります。

転倒等で頭部を打撲した場合の対応についても、意識障害の有無や、頸髄・頸椎損傷の可能性について適切に判断できるよう、フロー図などの形で整理しておきましょう（次ページ図参照）。特に頭部打撲の場合、その後6時間ほどは急変の可能性があることから、帰宅後の家庭での観察が必要なことにも留意します。

また、下記の注意事項も併せて記載しておくこと、より適切な対応が可能となるでしょう。

### 頭頸部外傷を受けた（疑いのある）児童生徒等に対する注意事項

出典：独立行政法人日本スポーツ振興センター、令和2年度スポーツ庁委託事業 学校における体育活動での事故防止対策推進事業「スポーツ事故対応ハンドブック（フローチャート編）」（令和2年12月）

- 意識障害は脳損傷の程度を示す重要な症状であり、意識状態を見極めて、対応することが重要である。※1
- 頭部を打っていないからといって安心はできない。意識が回復したからといって安心はできない。※2
- 頸髄・頸椎損傷が疑われた場合は動かさないうちに速やかに救急車を要請する。※3
- 練習、試合への復帰は慎重に。※4

※1 まったく応答がないときも、話し方や動作、表情がふだんと違うときも、意識の障害です。意識障害が続く場合はもちろん、意識を一時失うことや、外傷前後の記憶がはっきりしない、頭痛、吐き気、嘔吐、めまい、手足のしびれや力が入らない等の症状があれば、脳神経外科専門医の診察を受ける必要があります。頭の怪我は、時間が経つと症状が変化し、目を離しているうちに重症となることがあります。外傷後、少なくとも24時間は観察し、患者を1人きりにしてはいけません。

※2 脳の損傷は、頭が揺さぶられるだけで発生することがあります。意識が回復した後でも急性硬膜下血腫等の重大な出血が脳に起きている場合があります。

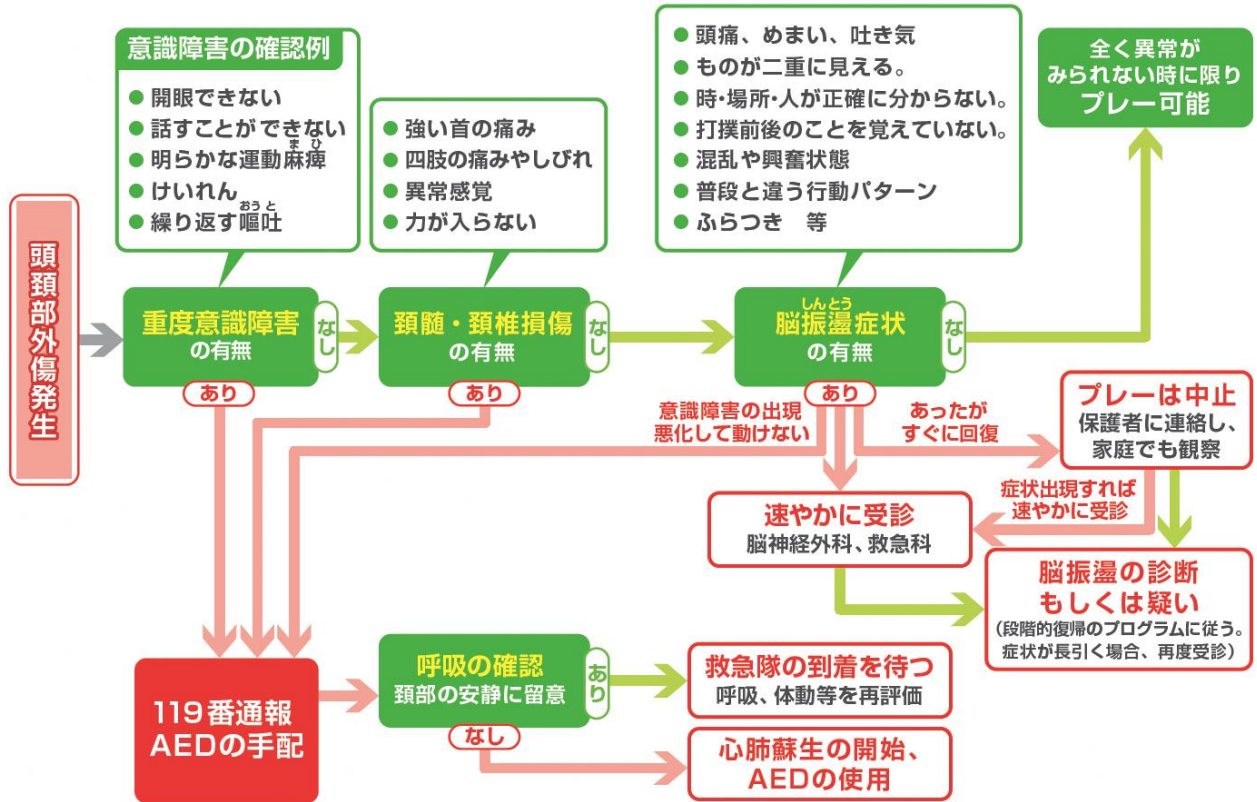
※3 頸部に痛みを訴える、手足の動きが悪い、感覚がない又はしびれる、呼吸がしづらい等の症状がある場合、頸椎や頸髄損傷を起こしている可能性があります。これらの場合、速やかに救急要請をかけます。生命の維持には気道確保が最優先であり、意識がない場合は、まず、そのままの位置で呼吸を確認します。うつ伏せに倒れている場合は、人手が揃うまでそのままの位置で観察します。仰向けの場合は、以下のイラストを参考に、頭側に回り両手で頭部を支えるようにして固定します。



※4 繰り返し頭部に衝撃を受けると、重大な脳損傷が起こることがあります。スポーツへの復帰は慎重にし、段階的競技復帰(G RTP; Graduated Return to Play)のプロトコルに沿って運動を開始します。完全に症状が消失してから24時間経過(ステップ1)したのち、ステップ2の軽い有酸素運動の開始ができます。そこで再発がなければステップ3に進みます。症状が再発した場合は一旦ステップ1に戻り、症状が出現しなかったステップから再開します。このように段階的に運動強度を上げながら、最終的にステップ6まで経たのちに完全な復帰が可能となります。ここでは詳細を解説しきれないため、各競技団体がホームページで公開している情報を御参照ください。また、必要に応じて脳神経外科医の判断を仰ぎましょう。

# 頭頸部外傷への対応

出典：独立行政法人日本スポーツ振興センター、令和2年度スポーツ庁委託事業 学校における体育活動での事故防止対策推進事業「スポーツ事故対応ハンドブック（フローチャート編）」（令和2年12月）



### 3 熱中症の防止対策及び発生時の対応

Point	<input type="checkbox"/> 熱中症を予防するために取るべき措置について、判断方法・判断基準や留意点等を具体的に定めていること。 <input type="checkbox"/> 熱中症が発生した場合の初期対応について、簡潔・具体的に定めていること。
-------	--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

学校の「危機管理マニュアル」等の評価・見直しガイドライン—サンプル編（文部科学省）

#### ◆ 熱中症の予防措置

##### (1) 暑さ指数を用いた活動判断

校長は、児童生徒の熱中症を予防するため、必要に応じて教職員に指示し、暑さ指数（WBGT）を用いた環境条件の評価を行うとともに、下表に基づいて日常生活や運動の実施可否等に関する判断を下す。

暑さ指数 (WBGT)	湿球温度 (注1)	乾球温度 (注1)	注意すべき生活活動の目安 (注2)	日常生活における注意事項 (注2)	熱中症予防運動指針 (注1)	本校の対応
31℃以上	27℃以上	35℃以上	すべての生活活動で起こる危険性	高齢者においては安静状態でも発生する危険性が高い。外出はなるべく避け、涼しい室内に移動する。	<b>運動は原則中止</b> 特別の場合以外は運動を中止する。 特に子供の場合には中止すべき。	
28～31℃ (注3)	24～27℃	31～35℃		外出時は炎天下を避け、室内では室温の上昇に注意する。	<b>厳重警戒（激しい運動は中止）</b> 熱中症の危険性が高いので、激しい運動や持久走など体温が上昇しやすい運動は避ける。 10～20分おきに休憩を取り、水分・塩分の補給を行う。 暑さに弱い人 (注4) は運動を軽減又は中止。	
25～28℃	21～24℃	28～31℃	中等度以上の生活活動で起こる危険性	運動や激しい作業をする際は、定期的に十分に休憩を取り入れる。	<b>警戒（積極的に休憩）</b> 熱中症の危険が増すので、積極的に休憩を取り、適宜、水分・塩分を補給する。 激しい運動では、30分おきくらいに休憩を取る。	
21～25℃	18～21℃	24～28℃	強い生活活動で起こる危険性	一般に危険性は少ないが、激しい運動や重労働時には発生する危険性がある。	<b>注意（積極的に水分補給）</b> 熱中症による死亡事故が発生する可能性がある。 熱中症の兆候に注意するとともに、運動の合間に積極的に水分・塩分を補給する。	
21℃以下	18℃以下	24℃以下			<b>ほぼ安全（適宜水分補給）</b> 通常は熱中症の危険は小さいが、適宜水分・塩分の補給は必要である。 市民マラソンなどでは、この条件でも熱中症が発生するので注意。	

- (注1) 公益財団法人日本スポーツ協会「熱中症予防運動指針」より。  
 同指針補足 *乾球温度(気温)を用いる場合には、湿度に注意する。湿度が高ければ、1ランク厳しい環境条件の運動指針を適用する。  
 *熱中症の発症リスクは個人差が大きく、運動強度も大きく関係する。運動指針は平均的な目安であり、スポーツ現場では個人差や競技特性に配慮する。
- (注2) 日本生気象学会「日常生活における熱中症予防指針 Ver.3」(2013)より。
- (注3) 28~31℃は、28℃以上31℃未満を示す。以下同様。
- (注4) 暑さに弱い人：体力の低い人、肥満の人や暑さに慣れていない人など。  
 下記ウェブサイトの情報を基に作成  
 (1) 環境省熱中症予防情報サイト  
<https://www.wbgt.env.go.jp/wbgt.php>  
 (2) 公益財団法人日本スポーツ協会「熱中症予防運動指針」  
<https://www.japan-sports.or.jp/medicine/heatstroke/tabid922.html>

## (2) 熱中症防止の留意点

校長は各教職員に指示して、以下の留意点を踏まえ、教育課程内外を問わず適切な熱中症の防止措置を取る。

環境の留意点	<input type="checkbox"/> <u>直射日光、風の有無</u> ：直射日光の下での活動や風がない状態での活動を避ける。 <input type="checkbox"/> <u>急激な暑さ、高い湿度</u> ：梅雨明けなど急に暑くなったときには注意する。
主体別の留意点	<input type="checkbox"/> <u>体力、体格の個人差</u> ：肥満傾向の人、体力の低い人には注意する。 <input type="checkbox"/> <u>健康状態、体調、疲労の状態</u> ：運動前の体調チェック、運動中の健康観察を行う。 <input type="checkbox"/> <u>暑さへの慣れ</u> ：久しぶりに暑い環境で体を動かす際には注意する。 <input type="checkbox"/> <u>衣服の状況等</u> ：衣服は軽装で透湿性や通気性のよい素材とし直射日光は帽子で防ぐ。
運動中の留意点	<input type="checkbox"/> <u>運動の強度、内容、継続時間</u> ：部活動におけるランニング、ダッシュの繰り返しに注意する。また、プールは暑さを感じにくいですが、実際には発汗しているため気付かないうちに脱水を起こしやすいことなどが、熱中症の原因になることに注意する。 <input type="checkbox"/> <u>水分補給</u> ：0.1~0.2%程度の食塩水やスポーツドリンク等をこまめに補給する。 <input type="checkbox"/> <u>休憩の取り方</u> ：激しい運動では30分に1回の休憩が望ましい。

## (3) 児童生徒に対する熱中症に関する指導

校長は、各教職員に指示して、児童生徒に対し以下の指導を行うことにより熱中症の未然防止に努める。

<input type="checkbox"/> 暑い日には帽子を着用する、薄着になる、運動するときにはこまめに水分を補給し、休憩を取るなど、熱中症防止のための対応をとること。 <input type="checkbox"/> 暑い日の運動前は、自らの体調が確認できるような表を用意する等、児童生徒の体調管理に努めること。 <input type="checkbox"/> 気分が悪い、頭が痛いなど、体調に異変を感じた場合には、躊躇なく申し出ること。
-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

◆ 熱中症発生時の対応

熱中症は、迅速・適切な対応をしなければ、死に直結することもある疾病です。このため、その兆候となる症状が現れた場合には、迅速・的確な対応をとらなければなりません。熱中症が疑われる場合の応急処置などの対応手順については、下図などを参考に、わかりやすいフロー形式で整理して、危機管理マニュアルに記載しておきましょう。その際、以下のような情報も併記しておく、より迅速・的確な対応が可能となります。

- 処置に必要な物品（水分補給用の飲料、身体冷却用の冷却剤、氷のう等）の保管場所
- 複数人での対応を想定した役割分担（被災者対応担当、救急車要請、連絡等担当、救急搬送付添者等）
- 対応上の留意点（救急車到着前から身体冷却すること、意識障害がある場合は無理に飲料を飲ませないこと、身体の効果的な冷却方法等）

熱中症の応急処置フロー

出典：独立行政法人日本スポーツ振興センター、令和2年度スポーツ庁委託事業 学校における体育活動での事故防止対策推進事業「スポーツ事故対応ハンドブック（フローチャート編）」（令和2年12月）

熱中症への対応

熱中症を疑う症状

- ★ めまい・失神
- ★ 四肢の筋や腹筋がつり、筋肉痛が起こる。
- ★ 全身倦怠感、脱力感、めまい、吐き気、嘔吐、頭痛等が起こる。
- ★ 足がもつれる。ふらつく。転倒する。突然座り込む。立ち上がれない。等



熱中症を疑う症状

意識障害の有無

質問をして応答をみる

- ここはどこ？
- 名前は？
- 今何をしてる？

- ★ 応答が鈍い。
- ★ 言動がおかしい。
- ★ 意識がない。
- ★ ペットボトルの蓋を開けることができない。等

あり  
(疑いも含む)

涼しい場所へ運び、衣服をゆるめて寝かせる。

水分摂取ができるか

できない

水分塩分を補給する

- スポーツドリンク  
あるいは経口補水液等を補給する。
- 熱けいれんの場合は食塩を含んだ飲み物や生理食塩水(0.9%)を補給する。



症状改善の有無

改善しない

経過観察  
(当日のスポーツ参加はしない)

身体冷却

救急車到着までの間、積極的に体を冷やす。

効果的な冷却方法

- ① 氷水・冷水に首から下をつける。
- ② ホースで水をかけ続ける。
- ③ ぬれタオルを体にあて扇風機で冷やす。



※迅速に体温を下げることであれば、救命率が上がります!!

病院へ!

119番通報

すぐに救急車を要請し、同時に体を冷やす等の応急手当を行う。

熱中症は、症例によっては急速に進行し重症化するため、救急搬送先の医療機関で迅速に検査・治療を開始することが望まれます。救急搬送の付添者は、発症までの経過や発症時の状況等を伝える必要がありますので、次表等を参考にした「発症時状況伝達様式」を定め、これを用いて医療機関に情報提供するとよいでしょう。

### 熱中症の疑いがある患者について医療機関が知りたいこと

出典：環境省「熱中症環境保健マニュアル 2018」を一部改変

#### 熱中症の疑いがある患者について医療機関が知りたいこと（分かる範囲で記入して下さい）

##### ①様子がおかしくなるまでの状況

- ・食事や飲水の摂取（十分な水分と塩分補給があったか） 無 有
- ・活動場所 屋内・屋外 日陰・日向  
 気温（ ）℃ 湿度（ ）% 暑さ指数（ ）
- ・何時間その環境にいたか（ ）時間
- ・活動内容（ ）
- ・どんな服装をしていたか（熱がこもりやすいか）（ ）
- ・帽子はかぶっていたか 無 有
- ・一緒に活動・労働していて通常と異なる点があったか（ ）

##### ②不具合になったときの状況

- ・失神・立ちくらみ 無 有
- ・頭痛 無 有
- ・めまい（目が回る） 無 有
- ・のどの渇き（口渇感） 無 有
- ・吐き気・嘔吐 無 有
- ・倦怠感 無 有
- ・四肢や腹筋のこむら返り（痛み） 無 有
- ・体温（ ）℃ [腋下温、その他（ ）]
- ・脈の数 不規則 速い 遅い（ ）回/分
- ・呼吸の数 不規則 速い 遅い（ ）回/分
- ・意識の状態 目を開けている ウトウトしがち 刺激で開眼 開眼しない
- ・発汗の程度 極めて多い（だらだら） 多い 少ない ない
- ・行動の異常（訳のわからない発語など） 無 有
- ・現場での緊急措置の有無と方法 無 有（方法： ）

##### ③最近の状況

- ・今シーズンいつから活動を始めたか（ ）日前（ ）週間前（ ）月前
- ・体調（コンディション・疲労） 良好 平常 不良
- ・睡眠が足りているか 充分 不足
- ・風邪を引いていたか 無 有

##### ④その他

- ・身長・体重（ ）cm（ ）kg
- ・いままでに熱中症になったことがあるか 無 有
- ・いままでにした病気【特に糖尿病、高血圧、心臓疾患、その他】  
 病名（ ）
- ・現在服用中の薬はあるか 無 有  
 種類（ ）

#### 4 食物アレルギー・アナフィラキシーの防止対策及び発生時の対応

Point	<ul style="list-style-type: none"> <li>□ アレルギー疾患をもつ児童生徒等に関する情報の把握・共有・管理方法について具体的に定めること。</li> <li>□ エピペンを使用する児童生徒等に関する情報の把握・共有を行うこと。</li> <li>□ エピペンの使用について、教職員に対する研修を行うこと。</li> <li>□ 食物アレルギー、アナフィラキシーを予防するための措置について、具体的に定めていること。</li> <li>□ 食物アレルギーによるアナフィラキシーショックが発生した（又は疑われる）場合の初期対応について、簡潔・具体的に定めていること。</li> </ul>
-------	------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

学校の「危機管理マニュアル」等の評価・見直しガイドライン－サンプル編（一部改変）（文部科学省）

#### ◆ 食物アレルギー・アナフィラキシーの未然防止

##### (1) アレルギー対応委員会の設置と学校全体の組織的な取組

校長を責任者とし、下表の関係者で組織するアレルギー対応委員会を校内に設置する。同委員会では、校内の児童生徒等のアレルギー疾患に関する情報を把握し、日常の取組と事故予防、緊急時の対応について協議し情報を共有する。取組プランや緊急時のマニュアルを作成する際には、医師が作成した管理指導表に基づき話し合いを進める。

※アレルギー疾患の対応では学校、保護者、医師が連携して取り組むことが重要であり、そのためには管理指導表の活用は不可欠である。

◎対応委員会（例）

委員長	校長	対応の総括責任者
委員	副校長・教頭	校長の補佐、指示伝達、外部対応 ※校長不在時には代行
	教務主任・主幹教諭	教頭・副校長の補佐、校内連絡、指示伝達、外部対応
	養護教諭	実態把握、主治医や学校医と連携、事故防止
	栄養教諭・学校栄養職員	給食調理・運営の安全管理、事故防止
	保健主事	教務主任・主幹教諭・養護教諭・栄養教諭等の補佐
	給食主任	栄養教諭等の補佐、各学級における給食時間の共通指導徹底
	関係学級担任・学年主任	安全な給食運営、保護者連携、事故防止

##### (2) 食物アレルギー対応に関する教職員の役割分担

日々の取組に関する教職員の役割分担は以下のとおりとする。

校長等	<ul style="list-style-type: none"> <li>* 校内の食物アレルギー対応のすべての最高責任者であり、県及び市町教育委員会等の方針の主旨を理解し、教職員に指導する。</li> <li>* 食物アレルギー対応委員会を設置する。</li> <li>* 個別面談を実施（マニュアルに定められた者と一緒に行う）する。</li> <li>* 関係教職員と協議し、対応を決定する。</li> </ul>
全教職員	<ul style="list-style-type: none"> <li>* 食物アレルギーを有する児童生徒等の実態や個別の取組プランを情報共有する。</li> <li>* 緊急措置方法等について共通理解を図る。</li> <li>* 学級担任が不在のときサポートに入る教職員は、学級担任同様に食物アレルギーを有する児童生徒等のアレルギーの内容等を把握し、同等の対応ができるようにする。</li> </ul>

学級担任	<ul style="list-style-type: none"> <li>* 食物アレルギーを有する児童生徒等の実態や個別の取組プラン、緊急措置方法等について把握する。</li> <li>* 個別面談をマニュアルに定められた者と一緒に行う。</li> <li>* 給食時間は、決められた確認作業（指さし声出し）を確実にを行い、誤食を予防する。また楽しい給食時間を過ごせるように配慮する。</li> <li>* 食物アレルギーを有する児童生徒等の給食の喫食や食べ残し状況等を記録し、実態把握に努める。</li> <li>* 給食時間に教室を離れる場合には、事前に他の教職員に十分な引継ぎを行う。</li> <li>* 他の児童生徒等に対して、食物アレルギーを正しく理解させる。</li> </ul>
養護教諭	<ul style="list-style-type: none"> <li>* 食物アレルギーを有する児童生徒等の実態把握や個別の取組プラン、緊急措置方法等（応急処置の方法や連絡際の確認等）を立案する。</li> <li>* 個別面談をマニュアルに定められた者と一緒に行う。</li> <li>* 食物アレルギーを有する児童生徒等の実態を把握し、全教職員間で連携を図る。</li> <li>* 主治医・学校医・医療機関との連携を図り、応急処置の方法や連絡先を事前に確認する。</li> </ul>

文部科学省「学校給食における食物アレルギー対応指針」（平成27年3月）を基に作成

### (3) 食物アレルギー対応実践までのながれ

学校入学を契機として、食物アレルギー対応を下図のとおり進める。基本的には就学時健診や入学説明会等の機会が出発点となるが、在学中に新たに発症する場合や配慮・管理が必要になる場合もあるので、状況に応じて適切に対応する。

実施項目	内容	実施時期
1. アレルギー疾患を有し、配慮・管理の必要な児童生徒等の把握	<p>(A) 就学時の健康診断及び入学説明会の機会に、アレルギー疾患に対する配慮・管理を要すると思われる場合は申し出るよう促す。</p> <p>(B) アレルギー疾患の児童生徒等に対する取組について、相談を受け付ける旨の保護者通知を配付する。</p>	11月～3・4月
2. 対象となる児童生徒等の保護者への管理指導表の配付	<p>○(A)により申し出があった場合には、教育委員会等から保護者に管理指導表を配付し、入学予定校への提出を要請する。保護者からのヒアリングにおいて医師が学校での取組を必要としない場合や家庭での管理を行っていない場合は提出の対象外となる。</p> <p>○(B)により相談の申し出があり、学校での配慮・管理を実施する必要があると判断された場合には、学校が保護者に管理指導表を配付し、学校への提出を要請する。</p>	11月～3・4月
↓ ↓ ↓	<p>① 主治医による管理指導表の記載</p> <p>② 保護者が入学予定校（在籍校）に管理指導表を提出</p> <p>③ 必要に応じて、学校からさらに詳細な資料の提出を依頼</p> <p>④ ③の依頼を受けた保護者からの資料の提出</p>	
3. 管理指導表に基づく校内での取組の検討・具体的な準備	○校長、副校長、教頭、学級担任（学年主任）、養護教諭、栄養教諭／学校栄養職員等が管理指導表に基づき、学校としての取組を検討し、「取組プラン（案）」を作成する。	1月～3月・4月

	○養護教諭、栄養教諭／学校栄養職員等が中心となり、取組の実践に向けた準備を行う。 ① 個々の児童生徒等の病型・症状等に応じた緊急体制の確認（医療機関・保護者との連携） ② アレルギー取組対象児童生徒等の一覧表の作成（以後、個々の「取組プラン」とともに保管）など	
4. 保護者との面談	○「取組プラン（案）」について、保護者と協議し「取組プラン」を決定する。	2月～3月・4月
5. 校内「アレルギー疾患に対する取組報告会」における教職員の共通理解	教職員全員が個々の児童生徒等の「取組プラン」の内容を理解する。	2月～3月・4月
↓ ↓	「取組プラン」に基づく取組の実施（この間、取組の実践とともに、必要に応じ保護者との意見交換の場を設ける。）	
6. 校内「アレルギー疾患に対する取組報告会」における中間報告	「取組プラン」に基づくこれまでの取組を振り返り、改善すべき点等を検討する。この際必要に応じ、保護者と連絡を取りながら「取組プラン」を修正する。	8月～12月
↓	取組の継続実施	
7. 来年度に活用する管理指導表の配付等	配慮・管理を継続する児童生徒等の保護者に対し、次年度に活用する管理指導表を配付する。	2月～3月

公益財団法人日本学校保健会「学校のアレルギー疾患に対する取り組みガイドライン《令和元年度改訂》」p.14を基に作成

#### （4）給食における対応

<input type="checkbox"/> 食物アレルギーを有する児童生徒等にも、給食を提供する。そのためにも、安全性を最優先とする。 <input type="checkbox"/> 食物アレルギー対応委員会等により組織的に行う。 <input type="checkbox"/> 「学校のアレルギー疾患に対する取り組みガイドライン」に基づき、医師の診断による「学校生活管理指導表（アレルギー疾患用）」の提出を必須とする。 <input type="checkbox"/> 安全性確保のため、原因食物の完全除去対応（提供するかしないか）を原則とする。 <input type="checkbox"/> 学校及び調理場の施設設備、人員等を鑑み、無理な（過度に複雑な）対応は行わない。
----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

本校の学校給食における食物アレルギー対応の原則は以下のとおりとする。

(5) 学級における安全な給食運営

学級担任及びサポートに入る教職員は、学級における日々の給食運営を以下の対応レベルに応じて確実に実施する。

【レベル1】詳細な献立表対応	*最も誤食事故が起きやすい対応のため、配付された詳細な献立表により、毎日必ず原因物質の有無を確認する。
【レベル2】弁当対応	*持参した弁当を安全で衛生的に管理する。 *特定の献立に対してのみ部分的に弁当を持参する対応を取る場合には、給食内容や対応弁当を把握、確認し誤食を防止する。
【レベル3】除去食対応 【レベル4】代替食対応	*配付された献立内容を確認する。 *対応食の受け取り方、給食当番の割り当て、喫食時・片付け時・交流給食時の注意事項を定め、これを確実に守る。

(6) 給食以外で配慮が必要な活動における対応

全教職員は、飲食だけでなく、ごく少量の原因物質を吸い込んだり触れたりすることでもアレルギー症状を起こす児童生徒等がいることを念頭に「取組プラン」に基づく対応を実施する。特に配慮が必要な活動については以下のとおり。

調理実習	*家庭科の授業で鶏卵、牛乳、小麦などを使った調理実習が行われる際に、それらの食物アレルギーを有する児童生徒等に対する配慮が必要になる。
卵の殻を使った授業	*卵の殻自体には鶏卵タンパクは含まれておらず、触っても問題ないが、割った直後には生の鶏卵タンパクが付着しており、卵白が付着した殻への接触により、顔面の腫脹など症状を起こす可能性がある。
牛乳パックの洗浄	*リサイクル体験などで児童が給食後に牛乳パックを解体、洗浄、回収する場合があるが、この作業により牛乳が周囲に飛び散る。微量の牛乳が皮膚に接触するだけで全身症状を来す最重症の児童にとっては周囲で行われるだけでも大変危険なので、十分な配慮が必要である。
ソバ打ち・うどん打ち体験授業	*ソバ打ちは、ソバ粉と小麦粉をふるいにかけて練るところから始まる。ふるいにかけるときに、ソバ粉が宙を舞って吸い込んだり、練るときに皮膚に触れたりするため、ソバアレルギーの児童にとっては注意が必要である。 *うどん打ち体験も小麦アレルギー児にとって問題になることがある。
小麦粘土を使った図工授業	*小麦粘土で遊んだり造形をしたりするとき、粘土に含まれる小麦が皮膚に接触することによりアレルギー症状を来す児童がいる。 *小麦アレルギーの児童生徒等が在籍する場合には、粘土の原料にも留意すること。

(7) 当事者以外の児童生徒等に対する説明

アレルギー疾患の児童生徒等への取組を進めるに当たっては、他の児童生徒等からの理解を得ながら進めていくことが重要である。その際、他の児童生徒等に対してどのような説明をするかは、他の児童生徒等の発達段階などを総合的に判断し、当事者である児童生徒等及び保護者の意向も踏まえて決定する。

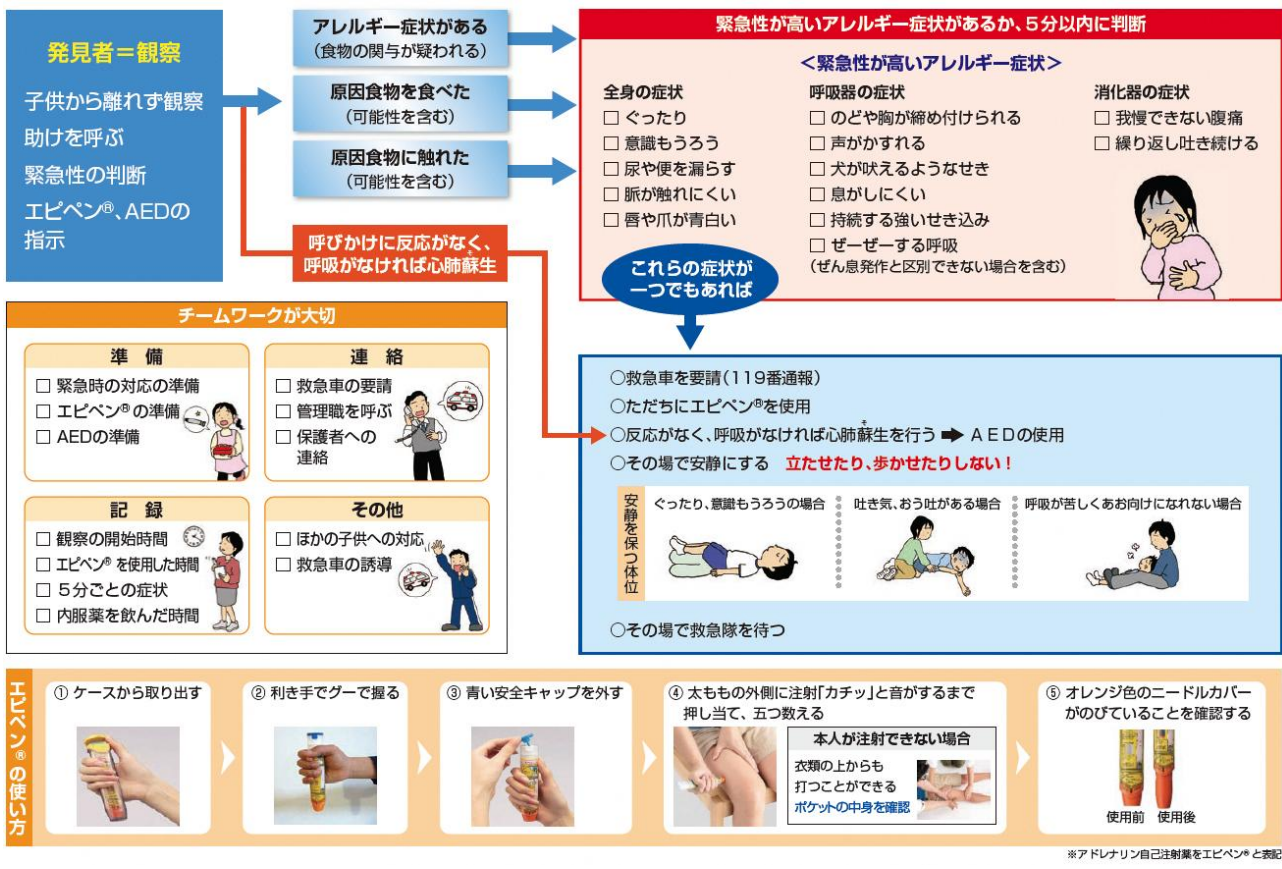
また、学校教育全体を通じて、食物アレルギーを有する者への配慮等を含むアレルギーについての基本的な理解を促す指導を行う。

◆ 食物アレルギー発生時の対応

学校生活の様々な場面で、アレルギー疾患により、緊急の対応を要する症状が現れることがあります。特に、アナフィラキシーは非常に短時間のうちに重篤な状態に至ることがあり、迅速かつ適切な対応が求められます。いざというときに、誰が発見者になった場合でも適切な対応が取れるようにするため、エピペン®の使い方など、日頃から実践的な研修や訓練を実施し、学校全体として取り組む体制を構築する必要があります。あわせて、緊急時の対応をフロー形式で整理し、危機管理マニュアルに記載しましょう。

緊急時の対応フロー

出典：文部科学省・他「学校のアレルギー疾患に対する取り組みガイドライン要約版」（平成27年2月）



## 5章 交通事故対応について

### 1 交通事故発生時の対応

Point	□ 登下校中等に児童生徒等が関わる交通事故が発生した場合の初期対応について、簡潔・具体的に定めている。
-------	-----------------------------------------------------

登下校中等で交通事故が発生した場合には、事故直後に学校に第一報が入る可能性があります。場合によっては、被害に遭った児童生徒等と行動を共にしていた児童生徒等が、あわてて学校へ駆け込んでくることもあるかもしれません。

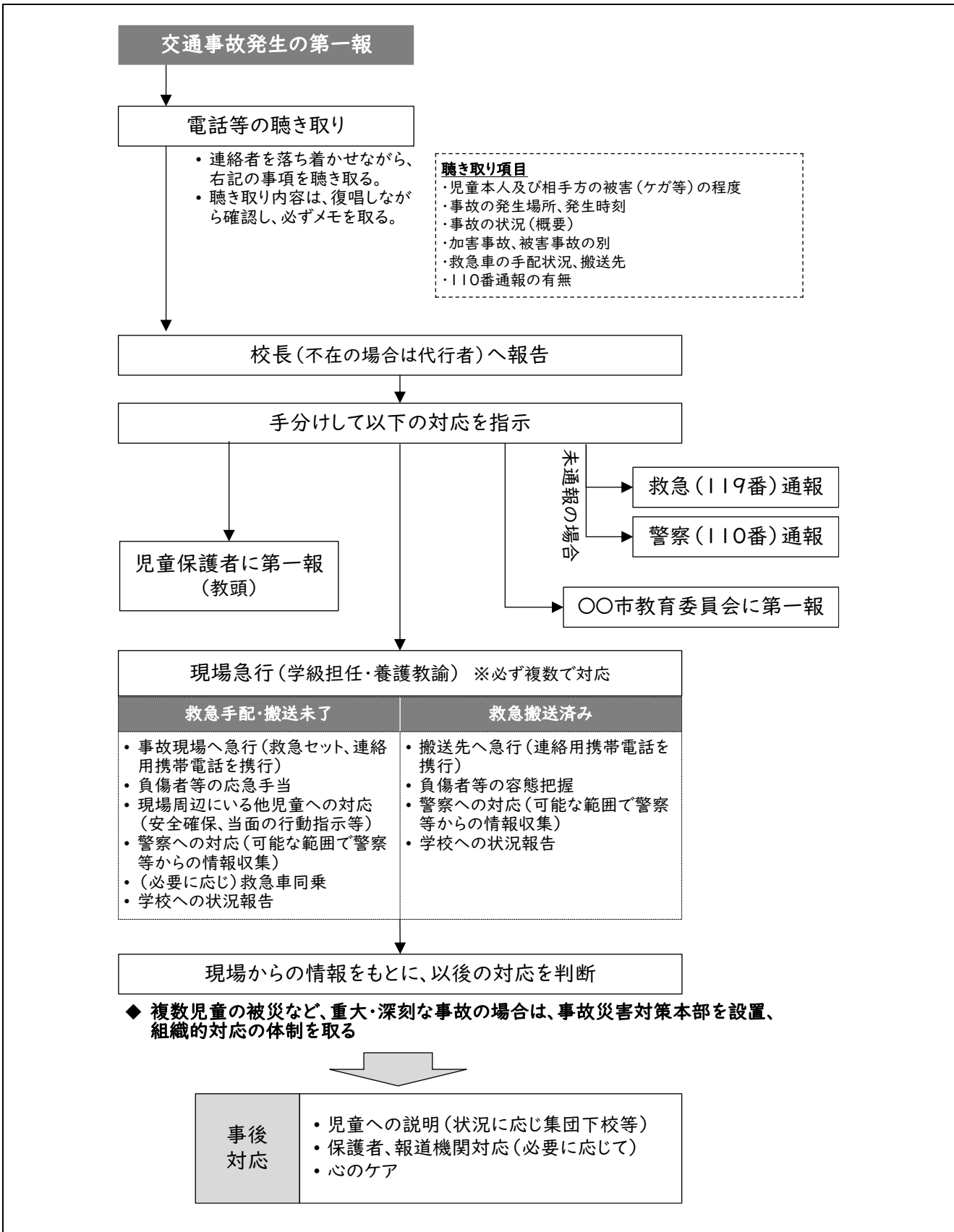
このため、交通事故発生時の第一報が入った場合には、その状況を聴き取るとともに、未通報であれば学校から119番・110番通報を行うことも必要です。また、学校設置者等や保護者へ第一報の報告をすることに加えて、事故現場に急行し、負傷者がいる場合にはその対応に当たったり、状況に応じて救急車へ同乗して搬送先に同行したりします。現場周辺に他の児童生徒等がいる場合には、その安全確保も行うことが必要ですので、事故現場には複数の教職員が向かうことが望まれます。このように様々な対応を並行・手分けして行うことができるよう、必要な事項をわかりやすくフロー図などで整理しておきましょう。

自転車や自動二輪車での通学が認められている学校の場合は、児童生徒等が交通事故の被害者ではなく加害者となってしまう可能性もあります。そのような場合には、負傷者の救護や警察等への通報など、事故当事者として児童生徒等が取るべき対応があります。

しかし、発達段階や児童生徒等の理解不足、事故発生時の精神状態などにより、児童生徒等が自らの力で適切な対応が取れないこともありますので、事故後に児童生徒等が取った行動を確認し、対応が不十分な場合には、支援・指導を行うことが必要です。

また、交通安全教室等の機会を利用して、事故発生に取るべき対応や責任について、事前に指導することも必要です。

◆ 交通事故発生時の対応フロー



## 6章 犯罪被害対応について

### 1 不審者侵入事案の対応

Point	<ul style="list-style-type: none"> <li>□ 不審者侵入を防止するための校門等の利用方法や施錠管理、来校者管理等の対策について具体的に定めている。</li> <li>□ 校内に不審者が侵入した場合の初期対応について、簡潔・具体的に定めている。</li> <li>□ 校内にいる教職員・児童生徒等に不審者侵入を知らせ、対応（避難・待機等）を指示するための具体的な方法（緊急放送の文案等）を定めている。</li> </ul>
-------	--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

学校の「危機管理マニュアル」等の評価・見直しガイドライン—解説編（一部改変）（文部科学省）

#### ◆ 不審者侵入の防止

学校への不審者侵入を防止する上では、①校門、②校門から校舎入口まで、③校舎への入口、という3段階観点を持つことが重要です。このうち、特に「②校門から校舎入口まで」は盲点となりがちですので、注意しましょう。

この3段階のチェック体制を具体化する対策としては、学校内外の施設設備・器具の安全点検と、校門・校舎入口の施錠管理、来訪者等の管理、校内巡回などがあります。これらのうち安全点検については、他の危機事態に関する点検と併せてまとめて記載するとわかりやすいでしょう。

校門等の施錠管理については、時間帯別・利用者別に利用箇所を限定するとともに、校門等の解錠・施錠時刻やその担当者などを定めておき、児童生徒等や保護者に対し、これをしっかりと周知して遵守を呼び掛けることが大切です。

また、来訪者・保護者について、受付場所を明確化するとともに案内の掲示等を行うことや、名簿や受付票への記載などいわゆる入退管理の手順・方法、さらには来訪者・保護者であることが明確となるよう名札（胸章、保護者カード）などの識別方法も定めておきます。また、教職員は常に「ここは学校であり、自分たちがその管理を担っている」という心構えを持って、校内で部外者を見かけた場合等は躊躇することなく確実に確認・声掛けすることなども、共通認識としておきましょう。

さらに、教職員による校内の定期的な巡視や、教職員・保護者やボランティア等による校外の巡視・巡回など、学校への不審者侵入を防止するための取組についても明記します。学校の状況によっては、警備員による警備や、防犯カメラの設置・運用を行っている例もあるでしょう。そのような場合には、警備員と教職員との役割分担や連携体制、防犯カメラの映像確認手順や役割分担などについても、事前に定めて、危機管理マニュアルに記載しておくことが必要です。

※危機管理マニュアルは、不審者侵入時の対応についても記載されているものであるため、マニュアルその

段 階	具体的な方策（例）
①	校門の施錠、利用箇所・利用時間指定、フェンス等の設置 等
② 校門から校舎入口	通行場所の指定、死角の排除 等
③ 校舎への入口	入口の指定・施錠、受付管理 防犯カメラの設置 等

ものの管理に留意することも重要である。

◆ 犯罪被害防止に関する日常管理

(1) 校門及び校舎入口の管理

通常授業日の校門管理は、以下を基本とする。校長は、各学級担任を通じ、これを児童及び保護者に周知するとともに、登下校時間の遵守を児童に徹底させる。

時間	児童・教職員	来校者・保護者
登校時間 〇〇時〇〇分～〇〇分	<input type="checkbox"/> 児童生徒は校庭門から登校する。 <input type="checkbox"/> 施錠担当教職員が、校庭門を〇時〇〇分に解錠し、〇時〇〇分に施錠する。 <input type="checkbox"/> 児童生徒は遅刻した場合、正門横の通用口から登校する。	<input type="checkbox"/> 常に正門横の通用口を使って出入りする。
授業中	<input type="checkbox"/> 児童生徒・教職員ともに正門横の通用口を使って出入りする。	
下校時間 * 曜日・学年により時間帯は異なる	<input type="checkbox"/> 施錠担当教職員が、校庭門を下校時間開始時刻に解錠し、下校時間終了時に施錠する。	
下校時間後	<input type="checkbox"/> 正門横の通用口より出入りする。	

(2) 来校者の管理

校長は、全教職員への指示・周知を通じて、下記の来校者対策を徹底し、不審者侵入に万全の対策を取るよう努める。

- 来校者向けに、校庭門及び正門に「来校者の方は正門横通用口から事務室受付へおいでください」の案内を掲示する。
- 来客の予定がある場合は、あらかじめ事務室設置の来校者予定表に記入する。
- 事務室受付にて、一般来校者には来校者受付票、保護者には保護者受付票に記入を求める。
- 一般来校者には来校者胸章を1人1つ配付し、安全ピンかクリップにより胸の位置につけるよう求める。
- 保護者には、年度初めに配付する保護者カードをカードホルダーに入れて持参し、胸の位置につけるか首から下げるよう求める。また、保護者の自家用車による来校は原則禁止とする。
- 教職員は、学校を管理する立場にあるという心構えをもって、来校者とすれ違った際には胸章や保護者カードを確認し、積極的に挨拶・声掛けをするよう心がける。

(3) 巡視・巡回

校内の巡視	<input type="checkbox"/> 通常授業日は、毎日始業前・授業中・業間の休み時間・昼の休み時間・放課後の計〇回、当日の〇〇担当教職員が「校内巡視チェックリスト」を用いて巡視を行う。	
校外の巡視・巡回	<input type="checkbox"/> 登下校時の巡視	別に定める「巡視担当表」に基づき、担当教職員が学校周辺の巡視を行う。また、毎月第1〇曜日には、安全点検担当の教職員が通学路の巡視を行う。
	<input type="checkbox"/> 通学路の合同点検	「通学路の安全マップ（防犯、交通、災害）」を基に、PTA・地域関係者・警察と合同で点検を実施する。
	<input type="checkbox"/> 校区内パトロール	PTAの協力を得て、長期休暇中の校区内パトロールを実施する。
	<input type="checkbox"/> 地域見守り	「こども110番の家」「こども110番の店」の住民・店舗の協力を得て、登下校時の児童の見守り活動を実施する。

◆ 不審者侵入事案発生時の対応

正当な理由なく校地や校舎に立ち入ったり、立ち入ろうとしたりする人がいた場合には、不審者とみなして児童生徒等の安全を最優先に対応することが必要です。

危機管理マニュアルには、校地・校舎内で校内関係者以外の人を見かけた場合の対応について、具体的に記載します。不審者かどうかを判断する方法や、不審者であることが判明した場合の初期対応（退去を求める等）、退去要請に応じなかった場合の通報をはじめとする対応手順について、フロー図などの形で整理しておきましょう。

不審者への対応には、下記のような注意点があります。これらについても、フロー中に留意事項として記載するとともに、訓練により教職員全員が身に付け、的確な対応ができるようにしておくことが望まれます。

また、特に不審者が校内に侵入してしまった場合には、不審者本人に気付かれないようにしつつ、校内の他の教職員に情報共有したり、児童生徒等に対応を指示したりすることも必要となります。そのための手順として、特定の用語を用いた緊急放送の文案等をあらかじめ決めておくことも必要です。

不審者対応の留意事項（例）	
<input type="checkbox"/>	原則として一人では対応せず、応援を得て二人以上で対応する。
<input type="checkbox"/>	手を伸ばしても届かないよう、相手との距離を保つ。
<input type="checkbox"/>	相手を刺激せず、落ち着かせるような声掛けを行う。
<input type="checkbox"/>	児童生徒等から不審者をできるだけ遠ざける。
<input type="checkbox"/>	相手に背を向けない。相手が持っている荷物等から目を離さない。
<input type="checkbox"/>	別室へ案内する場合は、相手を部屋の奥へ案内し、教職員は入口付近に位置して、出入口を開放する（避難経路の確保）。
<input type="checkbox"/>	警報ブザー・ホイッスルの使用、110番通報などをためらわない。
<input type="checkbox"/>	目の前の状況だけで判断しない（すでに校内の別の場所で事件発生の可能性もある）。
<input type="checkbox"/>	防御は、不審者の取り押さえを目的とせず、児童生徒等に近付けずに、警察の到着を待つ。

2 登下校時の不審者事案

Point	
	<input type="checkbox"/> 近隣での事件や不審者等の発生情報を得た場合における、対応とその判断基準、関係機関との連携について、具体的に定めている。

◆ 登下校時の不審者事案

学校の近隣で事件・不審者が発生したという情報や、登下校中の児童生徒等に危害が加えられたという情報が寄せられたりした場合には、警察等の関係機関や保護者と連携し、これに適切に対応することが必要です。

不審者等に関する情報は、現在進行中の出来事から数日前の出来事、重大事件から誤報事案まで、様々な情報がありますので、学校は、第一報が入った時点で緊急に対応が必要な事案かどうかを確認し、適切に対応することが必要です。危機管理マニュアルには、そのための判断体制、判断基準について記載しておきます。

犯罪被害の可能性は、いつ、どのような事態が発生するかによっても異なります。不審者が凶器等を持っているかなど、情報を得たタイミングが登校前なのか、在校中なのか、登下校中なのかなど、その状況によって取るべき対応が異なりますので、様々なケースを想定して、具体的な対応を危機管理マニュアルに記載します。その際、例えば学校への爆破予告など脅迫行為については、いたずらや嫌がらせの可能性があったとしても、最悪の事態を想定し、児童生徒等・教職員の安全を第一に考えて対応するよう定めておきます。

また、こうした対応は、学校単独で行えることには限りがあり、警察などの関係機関や近隣校、保護者・地域との連携が不可欠です。このため、連携の相手先や情報共有・協力依頼する内容などについて、事前に検討し、

危機管理マニュアルに記載しておきましょう。

学校の「危機管理マニュアル」等の評価・見直しガイドライン－サンプル編（一部改変）（文部科学省）

◆ 近隣で犯罪被害につながる事案が発生した場合の対応

(1) 第一報による対応の判断

校長は、登下校中の児童生徒等への危害行為や、学校近隣における不審者の発生など犯罪被害につながる可能性のある事案の発生に関する情報を得た場合、その概要を把握するとともに、緊急対応が必要かどうかを判断する。

- ※ 緊急対応が必要な事態（例）：以下のような状況が継続している場合
- * 凶器を持った不審者が通学路の近くをうろついている。
  - * 登下校中の児童生徒が不審者に襲われケガをした。
  - * 不審者が登下校中の児童生徒に声を掛け連れ去ろうとした。
  - * 登下校中の児童生徒が金品を奪われた。
  - * 校区内や周辺で凶悪な犯罪が発生し、解決（犯人確保）されていない。
  - * その他、学校近隣において児童生徒が犯罪被害を受ける可能性がある。

(2) ケース別の児童生徒・教職員の対応

校長は、上記により緊急対応が必要と判断した場合、以下の対応を基本として、教職員に必要な対応等を指示する。なお、すべてのケースにおいて、保護者に対し一斉メールを通じて速やかに情報提供・注意喚起・引取り依頼等を行う。また、登下校中の時間帯に発生した場合は、〇〇市防災担当部局に依頼して、防災行政無線を用いた児童生徒への連絡を行う。

ケース	発生時間帯	児童生徒	教職員
通学路上で児童生徒が襲われた ※金品を奪われた、襲われてケガをした等	登下校中	自宅、学校、付近の「こども 110 番の家」や商店（以下「最寄り避難先」とする）のうち、最も近いところへ避難 学校に残る（又は避難した）児童生徒は学校待機→保護者引渡し	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 被災児童生徒の居場所へ急行（学級担任）</li> <li>● （未通報の場合）110 番通報等</li> <li>● 通学路の巡回</li> </ul>
校区内に加害行為のおそれが高い不審者等がいる ※校区内で、刃物等の凶器を所持した不審者が発生し、身柄確保ができていない場合等	登校前	自宅待機	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 学校にて待機・対応</li> <li>● 必要に応じて通学路の巡回</li> </ul>
	在校中	学校待機→保護者引渡し	
	登下校中	自宅、学校、最寄り避難先のうち最も近いところへ避難 学校に残る（又は避難した）児童生徒は学校待機→保護者引渡し	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 教職員の安全確保を優先しつつ、可能な場合は複数体制をとって通学路の巡回</li> </ul>
校区内にその他の不審者等がいる ※校区内で、不審者による声掛け事案等が発生した直後等	登校前	集団登校（又は保護者送迎）	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 学校にて待機・対応</li> <li>● 必要に応じて通学路の巡回</li> </ul>
	在校中	集団下校	
	登下校中	自宅・学校のうち近い方へ避難 学校に残る児童生徒は集団下校	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 必要に応じて通学路の巡回</li> </ul>

### (3) 関係機関等との連携

校長は、学校近隣において児童生徒の犯罪被害につながる可能性のある事案の発生に関する情報を得た場合、担当教職員に指示して、速やかに関係機関へ連絡し情報共有を図るとともに、必要に応じて学校安全を維持するための協力を依頼する。

#### ◎各関係機関等との連絡・協力依頼（例）

	情報共有・協力依頼（必要に応じて）の内容
静岡県御前崎市教育委員会	<ul style="list-style-type: none"> <li>* 発生事案及び学校の対応状況等に関する報告・支援要請</li> <li>* 近隣学校等における類似事案等の情報提供依頼</li> <li style="text-align: center;">：</li> <li style="text-align: center;">：</li> </ul>
警察（菊川警察署）	<ul style="list-style-type: none"> <li>* 地域パトロール等の要請</li> <li>* （未通報の場合）110番通報</li> <li style="text-align: center;">：</li> <li style="text-align: center;">：</li> </ul>
保護者	<ul style="list-style-type: none"> <li>* 発生事案及び学校の対応状況等に関する連絡</li> <li>* 引渡し等への対応依頼</li> <li>* 登下校中の見守り依頼</li> <li style="text-align: center;">：</li> <li style="text-align: center;">：</li> </ul>
地域ボランティア	<ul style="list-style-type: none"> <li>* 発生事案及び学校の対応状況等に関する連絡</li> <li>* 登下校中の見守り、通学路パトロールの要請</li> <li style="text-align: center;">：</li> <li style="text-align: center;">：</li> </ul>
：	：
：	：

### 3 学校への犯罪予告への対応

Point	□ 学校への犯罪予告や校内に不審物があった場合の初期対応について、簡潔・具体的に定めている。
-------	------------------------------------------------

学校の「危機管理マニュアル」等の評価・見直しガイドライン—解説編（一部改変）（文部科学省）

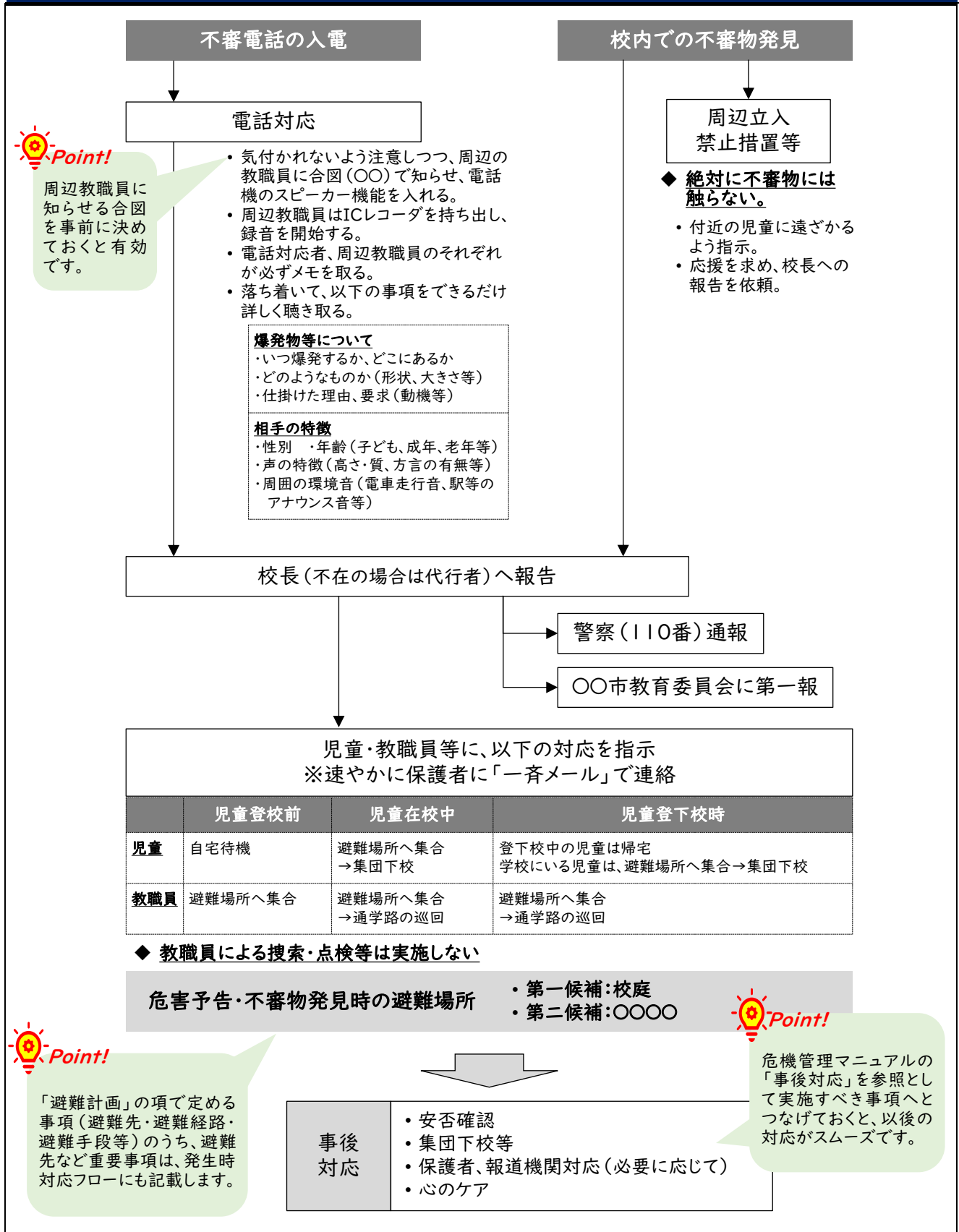
#### ◆ 学校への犯罪予告等への対応

学校に対して爆破予告等の犯罪予告・脅迫が寄せられたり、校内で不審物が発見されたりした場合にも、これに適切に対応し、児童生徒等に危害が及ぶことを防止する必要があります。犯罪予告等は電話で寄せられる場合も少なくありませんので、不信な電話があった場合の対応や留意点についても、あらかじめ整理してまとめておきましょう。これは、校内で所有者・内容物のわからない不審物が発見された場合の対応についても同様です。児童生徒等を遠ざけるなど、その場で取りうる安全確保策も事前に検討し、危機管理マニュアルに記載するとともに、教職員全員が身に付けておくようにします。

犯罪予告や不審物発見等を基に緊急対応の要否を判断する際には、たとえいたずらや嫌がらせの可能性が高くとも、最悪の事態を想定して、児童生徒等・教職員の安全を第一に対応することが必要です。迷わず警察に通報するとともに学校設置者等にも報告することや、情報を得たタイミングに応じて児童生徒等・教職員へ指示する事項等を、危機管理マニュアルに記載しておきます。また、爆発物等の搜索、不審物対応等は教職員では行わず、警察をはじめとする専門機関に委ねることも、あらかじめ定めておきましょう。

犯罪予告や不審物への対応は、緊急性が高く早急な対応が必要となる場合も少なくありません。危機管理マニュアルには、その対応をわかりやすくフロー図などの形で整理しておくといいでしょう。

◆ 学校に犯罪予告・不審物等があった場合の対応フロー



## 7章 学校再開について

### 1 教育活動の再開に向けた流れ

Point	□ 災害発生後から教育活動の再開に向けた流れを理解すること。
-------	--------------------------------

学校は、地域住民の一時的な避難地や避難所としての役割を担っているが、本来は教育施設であり、基本的には教育活動の場であることに留意しなければならない。したがって、学校の教育活動の早期正常化（学校再開）のため、災害発生後の応急対応と教育活動再開に向けた準備との両立を想定し、対策を立てる必要がある。

#### ◎教育活動の再開に向けて必要な取組

<b>I 教育環境の維持と整備</b>	
① 災害対策本部の立ち上げ	⑤ 教育活動再開についての検討、決定
② 教育活動再開に必要な教室の確保	⑤ 遺族対応
③ 非常持出品、重要書類、鍵の搬出及び管理	⑥ 報道対応
④ 避難所開設及び運営支援	
<b>II 備蓄品の確保及び施設・設備の安全点検</b>	
① 災害用機材の準備（発電機、ろ過機 等）	④ ライフラインの状況確認
② 飲料水、食料、寝具等の調達、管理	③ 破損箇所の修繕の申請、依頼
③ 救援物資の受け取り、仕分け、保管 等	
<b>III 傷病者の対応と児童生徒の心のケア</b>	
① 組織体制、役割分担	④ 職員研修の実施
② 児童生徒の健康チェック	⑤ ストレス反応が出ている児童生徒への対応
③ 心のケア委員会の設置	
<b>IV 児童生徒の安否確認と被災状況確認</b>	
① 児童生徒が避難予定の避難所を把握	③ 安否不明児童生徒の捜索、救助
② 児童生徒の状況と健康状態の把握	④ 保護者への引渡し
<b>V 教職員の安否確認と被災状況確認</b>	
② 教職員が避難予定の避難所を把握	
② 教職員の健康チェック	
<b>VI 外部機関との調整</b>	
① 教育委員会との連絡、調整	
② 給食再開に向けての準備、献立等の検討	
③ スクールバスの手配	

●学校再開に向けた校内組織対応

- 発災直後の応急体制（本マニュアル2章参照）と教育活動の早期正常化（学校再開）を両立できるような流れを意識すること。
- 以下に示した日数は、発生から1か月程度で学校を再開するための目安であり、出来る限り期間を短縮して学校再開を目指すこと。

	～3日程度	～1週間程度	～2週間程度	～1か月程度（学校再開）
災害対策本部	<input type="checkbox"/> 災害に関する情報収集 <input type="checkbox"/> 通信手段の確保(防災無線等) <input type="checkbox"/> 情報の発信（学校HP、一斉メール等） ・学校の被害情報、休校情報等 <input type="checkbox"/> 市町災害対策本部、教育委員会へ被害状況の報告 <input type="checkbox"/> 児童生徒及び教職員の被害状況の集約 <input type="checkbox"/> 関係機関との協力体制の確立 <input type="checkbox"/> 危険箇所の集約、応急危険度判定依頼 <input type="checkbox"/> 報道対応 <input type="checkbox"/> 遺族対応 ≪住民等対応≫ <input type="checkbox"/> 避難所運営支援 ・市町職員、自主防災組織との連携	<input type="checkbox"/> 災害に関する情報収集※ <input type="checkbox"/> 情報の発信（学校HP、一斉メール等）※ ・学校の被害情報、休校情報等 <input type="checkbox"/> 教育委員会と復旧方策と再開場所の調整 <input type="checkbox"/> 学校再開日の検討 <input type="checkbox"/> 応急教育、カリキュラムの検討・作成 <input type="checkbox"/> 給食再開の検討 <input type="checkbox"/> スクールバス運行の検討 <input type="checkbox"/> 報道対応※ <input type="checkbox"/> 遺族対応※ <input type="checkbox"/> ボランティアの受け入れ、配置 ≪住民等対応≫ <input type="checkbox"/> 避難所運営支援※ <input type="checkbox"/> 避難所縮小・解消に向けた協議	<input type="checkbox"/> 災害に関する情報収集※ <input type="checkbox"/> 情報の発信（学校HP、一斉メール等）※ ・学校再開関係 <input type="checkbox"/> 学校再開場所、再開日の決定 <input type="checkbox"/> 応急教育計画の作成(教材等の確保・手配) <input type="checkbox"/> 給食再開計画の作成 <input type="checkbox"/> 報道対応※ <input type="checkbox"/> 遺族対応※ ≪住民等対応≫ <input type="checkbox"/> 避難所運営支援※ <input type="checkbox"/> 避難所縮小・解消に向けた協議※	<input type="checkbox"/> 学校再開に関する保護者説明会 <input type="checkbox"/> 教育活動再開の連絡（学校HP、一斉メール、連絡網等） <input type="checkbox"/> 災害対策本部閉鎖 <input type="checkbox"/> 避難所縮小・解消閉鎖 <input type="checkbox"/> 報道対応※ <input type="checkbox"/> 遺族対応※ ≪住民等対応≫ <input type="checkbox"/> 避難所運営支援※ <input type="checkbox"/> 避難所縮小・解消に向けた協議※
児童生徒・保護者対応班	<input type="checkbox"/> 家庭訪問、避難所巡回 ・安否確認、居場所（避難先等）の確認 <input type="checkbox"/> 引渡し完了していない児童生徒の避難生活支援 <input type="checkbox"/> 保護者等への引渡し <input type="checkbox"/> 児童生徒の被災状況の把握	<input type="checkbox"/> 家庭訪問、避難所巡回※ ・健康観察・怪我の有無 ・児童生徒の心身の状態把握 ・被災状況の把握（家族を含む）	<input type="checkbox"/> 家庭訪問、避難所巡回※ ・児童生徒の配慮事項の確認 ・児童生徒の心身の状態把握※	<input type="checkbox"/> 家庭訪問、避難所巡回※ ・児童生徒の心身の状態把握※

		～3日程度	～1週間程度	～2週間程度	～1か月程度（学校再開）
施設管理班	搬入・搬出	<input type="checkbox"/> 非常持出品、重要書類等の管理 <input type="checkbox"/> 鍵の管理 <input type="checkbox"/> 必要な学用品、教材の調査 <input type="checkbox"/> 物資（食料、学用品等）の受入、管理	<input type="checkbox"/> 非常持出品、重要書類等の管理※ <input type="checkbox"/> 学用品等の確保 <input type="checkbox"/> 物資（食料、学用品等）の受入、管理※	<input type="checkbox"/> 非常持出品、重要書類等の管理※ <input type="checkbox"/> 学用品等の確保※ <input type="checkbox"/> 物資（食料、学用品等）の受入、管理※	<input type="checkbox"/> 非常持出品、重要書類等の管理※ <input type="checkbox"/> 学用品等の確保※ <input type="checkbox"/> 物資（学用品等）の整備
	安全点検・消火	<input type="checkbox"/> 被害状況、危険箇所の調査(含写真撮影) <input type="checkbox"/> ライフラインの状況確認	<input type="checkbox"/> 被害状況、危険箇所の調査※ <input type="checkbox"/> 学校周辺、通学路の安全点検	<input type="checkbox"/> 被害状況、危険箇所の調査※ <input type="checkbox"/> 学校周辺・通学路の安全点検※ <input type="checkbox"/> 通学路の決定	<input type="checkbox"/> 校舎内外の復旧及び整備(清掃) <input type="checkbox"/> 校舎内外、避難所巡視
	応急復旧	<input type="checkbox"/> 校舎内外及び避難所の環境衛生管理等 ・トイレの衛生管理、生ごみ等の片付け <input type="checkbox"/> 校舎内外の復旧及び整備(清掃) ・ガラス等の飛散物撤去、転倒備品の復旧	<input type="checkbox"/> 校舎内外及び避難所の環境衛生管理等※ <input type="checkbox"/> 校舎内外の復旧及び整備(清掃)※ <input type="checkbox"/> ライフラインの復旧状況の確認 <input type="checkbox"/> スクールバス運行ルート	<input type="checkbox"/> 校舎内外及び避難所の環境衛生管理等※ <input type="checkbox"/> 校舎内外の復旧及び整備(清掃)※ <input type="checkbox"/> 給食再開に向けての準備献立等の検討 <input type="checkbox"/> ライフラインの復旧状況の確認※	<input type="checkbox"/> スクールバスの手配・確保 <input type="checkbox"/> 給食再開に向けての準備献立等の検討
救護班	<input type="checkbox"/> 負傷者の応急手当（容態に応じて搬送） <input type="checkbox"/> 急病人、体調不良者の対応 <input type="checkbox"/> 学校医、関係医療機関との連携 <input type="checkbox"/> 心のケア班との連携	<input type="checkbox"/> 教職員の健康状態の確認 <input type="checkbox"/> 急病人、体調不良者の対応※ <input type="checkbox"/> 学校医、関係医療機関との連携※ <input type="checkbox"/> 心のケア班との連携※	<input type="checkbox"/> 教職員の健康状態の確認※ <input type="checkbox"/> 急病人、体調不良者の対応※ <input type="checkbox"/> 学校医、関係医療機関との連携※ <input type="checkbox"/> 心のケア班との連携※	<input type="checkbox"/> 教職員の健康状態の確認※ <input type="checkbox"/> 水質管理 <input type="checkbox"/> 急病人、体調不良者の対応※ <input type="checkbox"/> 学校医、関係医療機関との連携※ <input type="checkbox"/> 心のケア班との連携※	
心のケア班	<input type="checkbox"/> 心のケアに向けての組織体制・役割分担 <input type="checkbox"/> スクールカウンセラー派遣のための調査 <input type="checkbox"/> 児童生徒及び教職員の健康チェック <input type="checkbox"/> 児童生徒への対応	<input type="checkbox"/> 児童生徒及び職員の健康チェック※ <input type="checkbox"/> 児童生徒への対応※ <input type="checkbox"/> 心のケアに関する資料の作成、配布	<input type="checkbox"/> 児童生徒及び職員の健康チェック※ <input type="checkbox"/> 児童生徒への対応※ <input type="checkbox"/> 職員研修	<input type="checkbox"/> 児童生徒及び職員の健康チェック※ <input type="checkbox"/> 保健師や心のケアチームの巡回に関する情報収集	

## 2 心のケア

Point	<ul style="list-style-type: none"><li>□ 児童生徒のストレス反応には個人差があり、時間経過や年齢等によっても異なるので、特徴を理解しておくこと。</li><li>□ 教職員の定期的な休息に配慮し、負担を抱え込むことがないよう役割を分担して実施すること。</li></ul>
-------	-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

### ●児童生徒のストレス反応

ストレス反応は、いつもと違うショックを受けたときの自然な反応である。しかし、反応の強さや表れ方は人によって異なる。また、年代によっても表れ方が異なる。

「支援者のための災害後の心のケアハンドブック」（静岡大学防災総合センター）

### 年代による違い

年代によってストレス反応の表れ方がちがいます。

#### 乳幼児の特徴

- 一人寝や食事、おまるなど、できていたことができなくなる。
- いろいろなことにおびえる。
- かんしゃくを起こしたり、ぐずったりする。

#### 小学生の特徴

- 親にまとわりつくなど子どもがえりが多い。
- 動き回って落ち着きがなくなる。
- 現実でないことを言うことがある。



#### 中・高校生の特徴

- 気分の落ち込みや身体症状が目立つ。
- 友達との付き合いをさける。ときには不登校になる。
- 学校の成績が下がる。
- ときには非行や暴力として表れることもある。

## ストレス反応が強い人の特徴

同じ災害を体験しても、**ストレス反応の表れ方は人それぞれ**です。次の点に当てはまる人はストレス反応が強く表れると言われています。安心できる人に早めに相談しましょう。

- 災害でとても怖いことや大切な人や物をなくす体験をした。
- 長時間、閉じ込められた。家が壊れた。
- もともと怖がりだったり、心配性なところがある。
- 災害の前から人との付き合いに苦労している。
- 家族や周囲の支えが十分でない。
- 災害の前にすごくショックな体験をしている。
- 発達障害など、災害前から支援を必要としている。

### ● 日常生活でのケア

周囲の人が落ち着いた態度で温かく接することで、心の緊張がとけて、安心感や元気が回復する。

「支援者のための災害後の心のケアハンドブック」（静岡大学防災総合センター）

## 日常生活でのケア

側にいる人が日常生活の中でできるケアもあります。

### ● 日々のこまめな声かけと会話

顔を見合わせての挨拶、日常生活のなんでもない会話など普通の生活を送る中で心が落ち着いてきます。



### ● 状態変化の把握

一見、元気に見えても、重い心の傷や喪失感を抱えていることがあります。注意深く生活の様子を見ていきましょう。

### ● 遊びや作業を通じた心のケア

遊び、趣味や共同作業を通じて、「心の絆」を実感し、心の緊張をとくことができます。

## ●心のケアの注意点

家庭と学校で違った反応が表れていることがあるため、スクールカウンセラー（SC）等の専門家や家庭と連携してケアを行う。ケアを行う際は、支援者（＝教職員等）も被災者であることを意識し、休息を取りながら実施する。

「支援者のための災害後の心のケアハンドブック」（静岡大学防災総合センター）

### 日常生活でのケアの留意点

#### 年齢に応じた対応を心がける

- 年齢によりストレス反応が異なる場合があります。人によって、おもてに表れにくいことがあるため、小さな変化に注意して声かけをしてください。
- スキンシップは年齢相応の形にしましょう。

#### 長期的に経過を見ていく

- 遅れてストレス反応が出たり、1年後など節目となるタイミングでストレス反応がぶり返したりすることがあります。
- 数年単位で経過を見ていく視点も必要です。

#### 家庭、専門家、医療機関との連携

- 家庭では、家庭以外の場と違った反応が表れていることがあります。学校や職場と連絡を取り合ってください。
- 気になる症状が1ヵ月以上続いたり、悪化していく場合は専門家や医療機関に相談しましょう。



### 支援者も被災者です

支援者も自分のストレス反応を把握して、長期戦に備えて**積極的な休息**をとりましょう。

- 倒れないことを心掛ける。
- メリハリをつける。休めるときはきちんと休む。
- 疲れは後からやってくる。きちんと寝て、食べる。
- 一人で抱え込まない。上司や同僚と話をする。
- 1日1回はリラックスタイムをとる。（お茶、お風呂、仮眠等）



●児童生徒の健康チェック

「健康チェックシート」(参考：県立浜松特別支援学校防災マニュアル)

健康チェックシート

年 組 番 男・女 名前

No	健康状態 (健康チェックリスト項目に相当)	／	／	／	／	対応
身体面への現れ	1 食欲がない					・無理をしなくて、本人の好むものを摂取する。水分はこまめに摂る。
	2 眠れない					・苦痛を和らげる手当てをしたり、話を聴いたりして安心感を与える。
	3 眠気が強い、うとうとする					・症状が1週間以上続く場合は、医療機関に相談する。
	4 体の痛み(頭痛、腹痛など)					・発災前から服薬している場合は、継続して服薬が必要。薬が切れてあわてることがないように早めの受診を勧める。
	5 吐き気がする					(平常時の症状より悪化する場合があるので、注意深く観察)
	6 下痢をしている					
	7 皮膚がかゆい					
	8 発作の回数が増える					
	9 体重減少あるいは急激な体重増加					
心理・行動面への現れ	10 家に帰りたくない					・叱咤激励は禁物。気持ちを受け止めることで、素直な気持ちを表せるようにする。
	11 学校に行きたくない					・時間を割いて相手をする、添い寝するなど、安心・安全な生活を続けられるようにする。
	12 怖いこと心配事がある					・症状が強かったり、長引いたり、ひどくなっていくようであれば、医療機関に相談する。 (急性ストレス障害や外傷後ストレス障害に留意する)
	13 落ち着きがない					
	14 ぼんやりすることが多い					
	15 イライラしている					↓ 下記参照
	16 元気がなく、意欲が低下している					最初は症状が目立たなかったり、2、3か月後に現れるケースもある。 被災後はなるべく長期にわたり、健康観察を続けていくことが望ましい。
	17 ハイテンションである					
	18 あまり話さなくなった					
	19 物音に敏感になる					
	20 人が違ったように見えることがある					
	21 こだわりが強くなる					
	22 パニックの回数が増える					
	23 薬の服用ができていない					

●急性ストレス障害 (ASD) と外傷後ストレス障害 (PTSD) の健康観察のポイント

持続的な再体験症状	<input type="checkbox"/> 体験した出来事を繰り返し思い出したり、悪夢を見たりする <input type="checkbox"/> 体験した出来事が目の前でおきているかのような生々しい感覚がよみがえる (フラッシュバック) 等
体験を連想されるものからの回避症状	<input type="checkbox"/> 体験した出来事と関係するような話題等を避けようとする <input type="checkbox"/> 体験した出来事を思い出せないなど記憶や意識が障害される <input type="checkbox"/> 人や物事への関心が薄らぎ、周囲と疎遠になる 等
感情や緊張が高まる覚せい亢進症状	<input type="checkbox"/> よく眠れない、イライラする、怒りっぽくなる、落ち着きがない <input type="checkbox"/> 物事に集中できない、極端な警戒心を持つ、些細なことや小さな音で驚く 等

●災害時の心のケアに関する実施事項（参考：県立浜松特別支援学校防災マニュアル）

担当	役割	災害発災前 (危機管理に対する啓発)	災害発生後 (安否確認・健康状態の把握と組織体制の確立)		
			在校避難生活～引渡し	避難生活～学校再開	
			心のケア委員会	管理職・その他の職員	<input type="checkbox"/> 心のケアに対する対応の検討、マニュアルの作成 <input type="checkbox"/> 危機管理に対する啓発 ・児童生徒に対して避難訓練の実施 ・保護者への災害時の学校の対応への理解 ・心のケアへの理解に向けた啓発資料の準備
職員へのケア		<input type="checkbox"/> 教職員被災状況確認		<input type="checkbox"/> 教職員への心のケアの配慮 ・校務分掌の軽減 ・健康相談専門機関の紹介	
保健主事・養護教諭	職員研修	<input type="checkbox"/> 心のケアに関する研修の実施			<input type="checkbox"/> 学校再開後の心のケアを目的とした児童生徒の活動の準備
児童生徒へのケア	<input type="checkbox"/> 学校医、スクールカウンセラー等との連携体制作り	<input type="checkbox"/> 体調不良、怪我等への対応 <input type="checkbox"/> 児童生徒の健康チェック担任サポート <input type="checkbox"/> 学校医、スクールカウンセラーとの情報共有		<input type="checkbox"/> 個別のケースについて、担任へのアドバイス <input type="checkbox"/> 学級担任からの情報集約、心のケア委員会への報告	
学校医 SC等	専門的対応		<input type="checkbox"/> 学校の被災状況、対応、児童生徒の状況の確認	<input type="checkbox"/> 学校再開に向けて職員へのアドバイス 等	
学級担任	児童生徒の心のケア	<input type="checkbox"/> 心のケアに関する理解	<input type="checkbox"/> 児童生徒の健康・行動の観察 <input type="checkbox"/> 児童生徒の健康管理 <input type="checkbox"/> 養護教諭との連携 <input type="checkbox"/> 安心できる環境づくり	<input type="checkbox"/> 電話連絡・家庭訪問 等 <input type="checkbox"/> 児童生徒の生活状況の把握 <input type="checkbox"/> 健康状態の把握 〈健康チェックシート〉	

	学校再開から1週間まで	学校再開から1ヶ月まで	再開1ヶ月から6ヶ月まで
	心身の健康状態の把握と支援活動	心身の健康状態と中心的な心のケア	中・長期的な心のケア
状況の把握／判断・方針の指示	<input type="checkbox"/> 児童生徒の心身の健康状態の把握と支援活動の指示 ・家庭での様子の調査 ・相談希望調査 ・教職員間の情報共有 <input type="checkbox"/> 保護者への啓発活動 ・健康観察 ・啓発資料の配付 <input type="checkbox"/> 心のケアに関する講話 <input type="checkbox"/> 教職員の心のケアに向けた校内組織体制づくり	<input type="checkbox"/> 児童生徒の心身の健康状態の把握と支援活動の指示 ・心身に支障をきたした児童生徒への対応 <input type="checkbox"/> 保護者への啓発活動 ・健康観察 ・啓発資料の配付 ・医療機関等との連携 <input type="checkbox"/> 二次的被害防止への対応 <input type="checkbox"/> 学年等で取り組む心のケアの企画	<input type="checkbox"/> 継続的な心身の健康状態の把握と支援活動の指示 ・中長期的な支援計画の作成 ・状況の再確認 <input type="checkbox"/> 保護者懇談会の実施と保護者への支援 <input type="checkbox"/> 市町社会福祉課、相談支援事業所等への協力依頼 <input type="checkbox"/> 学年等で取り組む心のケアの企画
職員へのケア	<input type="checkbox"/> 教職員への心のケアの配慮 ・校務分掌等の軽減 ・健康相談専門機関の紹介	<input type="checkbox"/> 教職員への心のケアの配慮 ・校務分掌等の軽減 ・健康相談専門機関の紹介	<input type="checkbox"/> 教職員への心のケアの配慮 ・校務分掌等の軽減 ・健康相談専門機関の紹介
職員研修	<input type="checkbox"/> 心のケアを目的とした児童生徒の活動の準備 <input type="checkbox"/> 校内研修の準備	<input type="checkbox"/> 心のケアを目的とした児童生徒の活動の準備 <input type="checkbox"/> 校内研修の準備	<input type="checkbox"/> 心のケアを目的とした児童生徒の活動の準備 <input type="checkbox"/> 校内研修の準備
児童生徒へのケア	<input type="checkbox"/> 心身の健康状態の把握 ・健康観察の強化 ・個別面談希望調査 <input type="checkbox"/> 保健だより等の開発資料 <input type="checkbox"/> 学校医専門機関との連携	<input type="checkbox"/> 心身の健康状態の把握 ・児童生徒への質問紙調査 ・個別面談希望調査 <input type="checkbox"/> 保健だより等の開発資料 <input type="checkbox"/> 学校医専門機関との連携	<input type="checkbox"/> 心身の健康状態の把握 ・個別面談希望調査 <input type="checkbox"/> 心のケアの継続支援 <input type="checkbox"/> 保健だより等の開発資料 <input type="checkbox"/> 学校医専門機関との連携
専門的対応	<input type="checkbox"/> 職員へのアドバイス 等 <input type="checkbox"/> 児童生徒や保護者との個別面談 <input type="checkbox"/> 必要に応じて専門機関への紹介	<input type="checkbox"/> 職員へのアドバイス 等 <input type="checkbox"/> 児童生徒や保護者との個別面談 <input type="checkbox"/> 必要に応じて専門機関への紹介	<input type="checkbox"/> 職員へのアドバイス 等 <input type="checkbox"/> 児童生徒や保護者との個別面談 <input type="checkbox"/> 必要に応じて専門機関への紹介
児童生徒の心のケア	<input type="checkbox"/> 心身の健康状態の把握 ・健康観察の強化 ・個別面談希望調査 <input type="checkbox"/> 保護者との連携 <input type="checkbox"/> 教職員間の情報共有	<input type="checkbox"/> 心身の健康状態の把握 ・健康観察の強化 ・個別面談希望調査 ・子どもへの質問紙調査 <input type="checkbox"/> 保護者との連携 <input type="checkbox"/> 教職員間の情報共有	<input type="checkbox"/> 心身の健康状態の把握 ・健康観察の強化 ・個別面談希望調査 <input type="checkbox"/> 保護者との連携 <input type="checkbox"/> 教職員間の情報共有 <input type="checkbox"/> 心のケアを図る学級経営

< 県教育委員会が作成した防災関係マニュアル（平成24年度以降） >

年度	名称	内容等
H24	学校の地震防災対策マニュアル（改訂版）	平成21年1月に改訂した「学校の地震防災対策マニュアル」及び東日本大震災後の4月に暫定版として作成した「学校の津波対策マニュアル（暫定版）」を踏まえ特に教職員の研修を含めた平常時の対応（地震等防災体制の整備）及び幼稚園、特別支援学校における留意点を示した。 なお、関係学校に示した現行の「学校の原子力防災対策マニュアル」（平成22年10月）を参考として記載し、基本的な対策等について事前に理解しておく内容を示した。
H24	静岡県防災教育基本方針（平成25年2月改訂）	平成14年2月に作成した「静岡県防災教育基本方針」を、東日本大震災の教訓及び南海トラフ巨大地震の想定を踏まえ、生涯学習の視点に立って本県の防災教育の充実を図り、県民一人ひとりの防災対応能力の向上に資するため改訂した。 この基本方針では学校教育段階では新学習指導要領に準じて、各教科及び道徳、特別活動等について防災教育の指導の機会を示し、児童生徒等の発達段階に応じて、家庭や地域社会との連携協力を図りながら、総合的かつ体系的に防災教育を推進するための内容とした。
H25	富士山及び伊豆東部火山群の火山防災対策マニュアル（暫定版）	静岡県における火山防災対策は、関係市町が地域の実状を考慮し、対策を講じていくこととなるが、現時点で各市町が作成している火山防災マップや広報用リーフレット等を基に、対策を講じる必要のある学校においては本マニュアルを参考として、火山防災教育及び火山防災対策の推進を図る。
H28	学校の防災対策マニュアル	平成24年に策定した「学校の地震防災対策マニュアル」及び平成25年に策定した「富士山及び伊豆東部火山群の火山防災対策マニュアル」の内容を踏まえ、平常時の防災管理、防災教育の内容及び自然災害発生時の学校対応について留意点を示した。
R1	静岡県学校安全教育目標 命を守る力を育てる ～学校安全計画推進のために～	平成25年に改訂された「静岡県防災教育基本方針」を、災害安全（防災教育）だけでなく、生活安全、交通安全を含む、いわゆる学校安全3領域の視点から、各教科及び道徳、特別活動等について防災教育を含む学校安全教育として、児童生徒等の発達段階に応じて、家庭や地域社会との連携協力を図りながら、総合的かつ体系的に安全教育を推進するための内容とした。
R1	静岡県危機管理マニュアル 作成の手引き（災害安全）	平成28年に策定した「学校の防災対策マニュアル」の内容、近年発生した自然災害の課題点を踏まえ、平常時の防災管理、防災教育の内容及び自然災害発生時の学校対応について留意点を示した。また、各学校への活用促進を目的に、各学校の危機管理マニュアル作成の一助となるよう手引き形式で内容を再編集した。

<参考文献（リーフレット等を含む・順不同）>

- ・学校防災マニュアル（地震・津波災害）作成の手引き（文部科学省）
- ・学校の危機管理マニュアル作成の手引（文部科学省）
- ・子どもの心のケアのために－災害や事件・事故発生時を中心に－（文部科学省）
- ・緊急地震速報－地震による強い揺れを事前にお知らせ－（気象庁）
- ・津波防災（気象庁）
- ・津波から命を守るために（気象庁）
- ・命を守るために知ってほしい特別警報（気象庁）
- ・雨と風（気象庁）
- ・噴火警報と噴火警戒レベル（気象庁）
- ・学校再開ハンドブック（宮城県教育委員会）
- ・EARTHハンドブック（兵庫県教育委員会）
- ・支援者のための災害後の心のケアハンドブック（静岡大学防災総合センター）
- ・静岡県地域防災計画（静岡県危機管理部）
- ・静岡県第4次地震被害想定（静岡県危機管理部）
- ・避難生活の手引き（静岡県危機管理部）
- ・地震防災ガイドブック（静岡県危機管理部）
- ・浜岡地域原子力災害広域避難計画（静岡県危機管理部）
- ・原子力防災のしおり 平成29年3月（静岡県危機管理部）
- ・富士山火山避難基本計画（富士山火山防災対策協議会）
- ・伊豆東部火山群の伊東市避難計画（静岡県伊東市・伊豆東部火山群防災協議会）
- ・はまどくの防災マニュアル（静岡県立浜松特別支援学校）
- ・教職員のための危機対応BOOK（静岡県教育委員会）
- ・危機管理マニュアル作成の手引（静岡県教育委員会）
- ・南海トラフ地震－その時の備え－ 令和元年6月（気象庁）
- ・防災気象情報と警戒レベルについて 令和元年6月（気象庁）
- ・学校の「危機管理マニュアル」等の評価・見直しガイドライン（文部科学省）
- ・

<参考ウェブサイト>

- ・文部科学省ホームページ（<http://www.mext.go.jp>）
- ・内閣官房国民保護ポータルサイト（<http://www.kokuminhogo.go.jp>）
- ・総務省消防庁ホームページ（<http://www.fdma.go.jp>）
- ・気象庁ホームページ（<http://www.jma.go.jp/>）

令和 年 月 日

保護者 様

御前崎市立 学校長

### 気象状況が心配される場合の登校について

このことについて、児童生徒の安全を確保するため、教育委員会の「気象状況が心配される場合の登校判断について」を受け、本校は次のように対応します。

#### 1 御前崎市（遠州南）に大雨・暴風・高潮・波浪・暴風雪・大雪のいずれかの特別警報が発表された場合

状 況	対 応
午前6時30分の段階で、特別警報が発表された場合	自宅待機とします。
午前9時30分までに特別警報が解除された場合	解除された時点で登校させてください。
午前9時30分の段階で特別警報が引き続き出ている場合	臨時休校とします。

#### 2 御前崎市（遠州南）に台風等により「暴風警報」「大雨警報」が発令された場合

状 況	対 応
午前6時30分の段階で ・「暴風警報」「大雨警報」の2警報が同時に発令された場合 ・大雨等により安全な登校や登校後の生活に心配があると認められる場合	自宅待機とします。
午前9時30分までに ・「暴風警報」「大雨警報」が2警報とも解除された場合 ・市・学校から登校の指示があった場合	解除された時点で登校させてください。（メール等で指示された時間までに登校）
午前9時30分の段階で ・「暴風警報」「大雨警報」の2警報が引き続き出ている場合 ・安全な登校や登校後の生活に心配があると認められる場合	臨時休校とします。

※土砂災害警戒情報が発令されている場合については、各校に避難所が開設されていたり、大雨等により児童生徒の安全が確保されないと判断されたりなど、他の状況と合わせて総合的に判断します。

※状況によっては、メールによる連絡ができない場合があります。上記の対応を原則に、保護者の判断で、児童生徒の安全を最優先にして御対応ください。

※給食の有無は、原則として前日までに判断し、各家庭へ連絡します。

#### 3 その他

上記1、2以外でも、自宅周辺等に登校上危険箇所がある場合は、各家庭で判断し、安全を第一優先してください。

御前崎市立 学校  
担当：教頭（ ）  
電話：〇〇－〇〇〇〇

令和 年 月 日

保護者 様

御前崎市立 学校長

### Jアラート（全国瞬時警報システム）発令時の対応について

弾道ミサイルが発射され日本に飛来するおそれがある場合には、Jアラートを介して、市町村の防災行政無線や携帯電話のエリアメール・緊急速報メールで、特殊な警報サイレン音とともにメッセージが流れます。

このことについて、児童生徒の安全を確保するため本校は次のように対応します。

#### 1 Jアラート発令時

始業前	・登校前の児童生徒は、自宅待機とする。
登下校中	・近くの建物に避難する。 ・近くに建物がない場合、地面に伏せて頭を守る。
児童・生徒在校時	・速やかに屋内に避難する。 ・窓から離れたところで自分の身を守る。

#### 2 Jアラートが解除され、安全が確認された場合

始業前	・Jアラートが解除され安全が確認できたら登校する。
登下校中	
児童・生徒在校時	・学校の指示に従う。

#### 3 安全が確認できなかった場合（例：ミサイルが落下した場合等）

始業前	・屋内にいる場合は窓を閉め、できるだけ室内を密閉する。 ・屋外にいる場合は、口と鼻をハンカチで覆いながらその場を離れ、密閉性の高い建物又は風上に避難する。 ・行政からの指示（同報無線等）に従って行動する。
登下校中	
児童・生徒在校時	・校舎内に避難し、学校の指示に従う。

#### 4 留意事項

ミサイル着弾の有無、着弾場所、弾頭の種類などにより、被害の様相や対応が異なるため、避難行動を続けながら情報収集をしてください。

担当 教頭（ ）  
電話

令和6年 月 日

保護者 様

御前崎市立 学校長

地震発生・南海トラフ地震臨時情報が発表された場合の対応について

このことについて、児童生徒の安全を確保するため、下記のとおりの対応させていただきます。皆様の御理解と御協力をよろしくお願い申し上げます。

記

1 地震が発生した場合

学校が所在する地域で震度5弱以上の地震が発生したとき	ただちに教育活動を中止
学校が所在する地域で震度4以下の地震が発生したとき	通常授業、ただし状況に応じて授業中止

2 南海トラフ地震臨時情報が発令された場合

調査中	原則通常授業
巨大地震警戒	
巨大地震注意	
調査終了	

3 留意事項

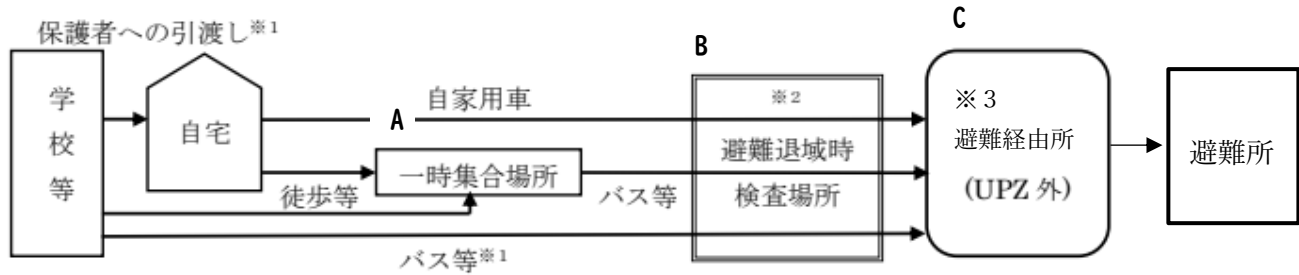
保護者への連絡は、キュベルより行うことを基本とします。ただし、大地震発生によりライフラインが途絶した場合、本校では「NTT災害伝言ダイヤル」を用います。

- ・学校で待機している生徒の安否確認等を保護者が行いたい場合  
(学校側の発信情報を聞く) 171+2+0537-〇〇-〇〇〇〇
- ・NTT災害伝言ダイヤルのシステムにつきましては、NTTのホームページ等で確認するなど、各御家庭でも事前にご確認願います。

担当：教頭（ ）  
電話：86-3355

原子力災害時の対応（御前崎市立〇〇学校）PAZ に該当

避難フロー



- ※1 保護者への引き渡しを原則とするが、引き渡しが出来ない場合には、御前崎市の指示によりバス等により避難するものとする。
- ※2 避難等の際に放射線という「見えない脅威」から我が身と家族を守る、汚染しているか分からない不安を解消するための検査場所。汚染の有無を調査し、万が一汚染していた場合は除染を行ったうえで、安全の証となる「検査済証」が発行される。
- ※3 避難者が目指す避難先のランドマーク的な存在で、迅速に避難者を避難所へ誘導（案内）するための支援施設

	警戒事態	施設敷地緊急事態（避難準備）	全面緊急事態（避難）
学校が直ちに取るべき対応	<ul style="list-style-type: none"> <li>・直ちに教育活動を中止</li> <li>・園、学校の対応を保護者に連絡</li> <li>・下校又は引き渡し</li> <li>・上記の対応を教育委員会に連絡</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・直ちに教育活動を中止</li> <li>・園、学校の対応を保護者に連絡</li> <li>・下校又は引き渡し</li> <li>・上記の対応を教育委員会に連絡</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・直ちに教育活動を中止</li> <li>・園、学校の対応を保護者に連絡</li> <li>・自治体からの避難指示に備え、<u>原則引き渡しは一旦中断</u></li> <li>・上記の対応を教育委員会に連絡</li> </ul>
下校又は引き渡しができない園児児童生徒への対応	<ul style="list-style-type: none"> <li>・園、学校等に留め置き</li> <li>・一時集合場所への避難準備を開始</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・園、学校等に留め置き</li> <li>・一時集合場所への避難準備を開始</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・園、学校等の屋内に退避</li> <li>・市から避難の指示が出た時点で<u>一時集合場所への移動を開始</u></li> </ul>

※全面緊急事態まで進展した場合、御前崎市の指示に従い、児童生徒を引率して避難することになるため、可能な限りそれ以前の段階で下校又は引き渡しがなされるよう努めること。

避難経路及び一時集合場所（避難先Ⅰ）

学校名	A 一時集合場所 ※バス避難の場合	想定される避難経路 (避難元～避難退域検査場所)	B 避難退域時検査場所	想定される避難経路 (避難退域検査場所～ 避難先)	C 避難経由所
浜岡中学校 第一小学校	浜岡中学校	県道 掛川浜岡線 国道 150 号	遠州豊田 PA  三方原 PA  浜名湖 PA  航空自衛隊浜松基地  遠州森町 PA  浜松 SA  竜洋海洋公園	東名高速道路  国道 150 号  国道 152 号  国道 1 号	浜名湖ガーデンパーク (静岡県浜松市)
浜岡東小学校	佐倉地区センター	県道 大東相良線 国道 473 号			浜松市渚園 (静岡県浜松市)
浜岡北小学校	朝比奈地区センター	県道 相良浜岡線 東名高速 県道 浜岡菊川線 新東名高速			遠州難海浜公園 「凧場公園」 (静岡県浜松市)
御前崎小学校	御前崎小学校	県道御前崎 堀野新田線 国道 1 号 国道 473 号			浜松まつり会館北側・ 遠州灘海浜公園「風車 公園」南側駐車場 (静岡県浜松市)
白羽小学校 御前崎中学校	白羽小学校	県道 薄原地頭方線 東名高速 新東名高速			遠州難海浜公園 「凧場公園」 (静岡県浜松市)

## 避難経路及び一時集合場所（避難先2）

学校名	A 一時集合場所 ※バス避難の場合	想定される避難経路 (避難元～避難退域検査場所)	B 避難退域時検査場 所	想定される避難経路 (避難退域検査場所～避難先)	C 避難経由所
浜岡中学校 第一小学校	浜岡中学校	県道 掛川浜岡線 国道150号 国道1号	遠州豊田PA	東名高速→中央道	小坂田公園 (長野県塩尻市)
浜岡東小学校	佐倉地区センター	県道 大東相良線 国道473号	三方原PA	東名高速→新東名高速 →東海環状道→中央道	安雲野市防災広場 (長野県安雲野市)
浜岡北小学校	朝比奈地区センター	県道 相良浜岡線 東名高速 ⇒	航空自衛隊浜松基地	東名高速→東海環状道 →中央道→長野道	中野市B&G 海洋センター (長野県中野市)
御前崎小学校	御前崎小学校	県道 浜岡菊川線 — 新東名高速 国道1号 県道御前崎 堀野新田線 国道473号	遠州森町PA	新東名高速→ 東海環状道→中央道→ 長野道	松本市音楽文化ホール (長野県松本市)
白羽小学校 御前崎中学校	白羽小学校	⇒ 県道 薄原地頭方線 東名高速 新東名高速	浜松SA 竜洋海洋公園	新東名高速→三遠南信 道・国道150号→ 中央道→長野道	南長野運動公園 (長野県長野市)

※御前崎中学校に通う牧之原市在住の生徒については、牧之原市の計画に従って避難します。ただし、状況によっては、御前崎市在住の生徒と同様の場所へ避難することもあります。

